

### 3. 統計学的妥当性の検証

#### 3.1 目的

海岸漂着物量の推計に当たり、推計方法に関する統計学的妥当性について検証する。

#### 3.2 方法

統計的な妥当性を確保するため、専門家へのヒアリングを実施する。

専門家としては、統計学的観点から助言いただける方、漂着ごみの量や組成、地域的分布の特徴等について専門的知見のある方などの観点から、表 1 に示す 6 名とした。

専門家へのヒアリングを通じて統計学的な妥当性について検証し、必要があれば算出方法等を見直す。見直しのうち、今年度の業務期間中に間に合わなかったものについては、次年度以降の課題として報告書に明記する。

表 1 ヒアリング対象者

( 敬称略、50 音順 )

氏名／役職
磯辺 篤彦 九州大学応用力学研究所 教授
兼廣 春之 大妻女子大学家政学部被服学科 教授
東海 正 東京海洋大学海洋生物資源学部門 教授
馬場 康維 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所 特命教授
藤枝 繁 鹿児島大学水産学部 教授
道田 豊 東京大学大気海洋研究所 所長補佐 教授

### 3.3 結果

#### 3.3.1 ヒアリング結果

##### (1) 九州大学 磯辺 篤彦 教授

- ・回収の目標とする量と分布を求めるのであれば、空撮がよいだろう。
- ・空撮から漂着物量を求めるに際しては情報として被覆度が必要となる。このため、空撮から漂着物量を推定するに際しては、実際に現地で回収を行い、その回収量と空撮から推定した漂着物量を比較・検証する必要がある。
- ・空撮に関しては、過去にバルーンを用いた方法で実施したことがある。実際に現地で回収した量を用いた検証も行っており、その時の研究が論文になっているので、参考になるかもしれない。
- ・現在実施している回収量を用いた漂着物量の推定方法においては、回収データのない海岸の漂着物量を推計する方法としては、両側のデータから線形補間をするのが良いのでは。
- ・データのある海岸が日本の海岸線の数%～十数%でとのことだが、そのくらいの割合で、他の自然現象についても補間を行っている。
- ・全国の海岸の漂着物量は、トンの一桁の単位で求めるのではなく、数万トンか、数十万トンかといったオーダーで求めるのが適当である。

##### (2) 大妻女子大学 兼廣 春之 教授

- ・現在推定している年間の漂着ごみの量については、5年間のデータが揃って、ほぼオーダー（桁数）的には分かってきたのでは。漂着物量はオーダー（桁数）で議論すべきものなので、この程度で十分では。
- ・回収の目標とする量については、分布が重要であれば、航空写真が有効だろう。この場合には、無理に量に変換するのではなく、写真で漂着ごみが多い海岸を判定するのよいのでは。
- ・写真から量に換算するすれば、実際に現地で回収した量との検証も必要であるが、ごみの量を3～5段階程度のランクに分けて、それを使って量へ変換するのが限界であろう。それ以上にランク分けするのは、精度的に意味がないのでは。

##### (3) 東京海洋大学 東海 正 教授

- ・時間蓄積のある累積の概念をどう扱うかという問題である。
- ・定期的に回収を行っている量は回数で割って原単位を求めているのは、そういうことだろ。
- ・今、回数で割っているのであれば、次は時間で割ってみてはどうか。
- ・いくつかのクラスターに分けて、データを分析してみるとよい。季節、風向き（海岸の向き）、河川（排出源）の有無など。
- ・たとえば、夏の蓄積速度と冬の蓄積速度は違う可能性がある。データを見て違つていれば、別々に原単位を出す必要がある。海岸の向き等で同様なことがいえるだろう。
- ・似たような海岸のデータを集めて、分析してみるとよい。例えば、半島の東側と西側で漂

着量が異なる場合、それらを分けずに原単位を作ってしまうと、重みづけがなくなってしまう。

- ・統計的にはデータの個数による誤差の違いもある。3 地点のデータの場合と 2 地点しかない場合には、推定誤差が異なる。
- ・今年度のデータでは、新潟はデータが充実していて、同じ性質の海岸とみなせるので、新潟のデータで、定期的に回収しているデータと、初めて回収したデータに分けて比べてみるとよい。鳥取や島根でもよい。
- ・対馬もデータが多いので、東側と西側で変動要因を調べるとよい。分ける必要があるのか、無いのかを検討できるだろう。
- ・推定の式については、様々な意見が出ることが予想されるが、データに基づいて分析した結果で説明していくしかない。理想的な考え方があっても、例えばデータ数が少なければ、その考え方を反映できないということもある。
- ・ボランティアと事業による回収で効率が違ってくる問題も、同じような条件の海岸で実施しているデータがあれば、事業に対するボランティアの回収効率が出せるだろう。
- ・回収目標とする量の求め方として、10~11 月に目視で観察して次年度に使う際には、蓄積速度が分かれば、次年度初めの量は出せるのでは。
- ・標本抽出の問題。例えば、ばらつきが多いデータは、その要因が何なのか（変動要因）を分析する必要がある。
- ・港湾のデータを除いた場合、港湾の部分の距離も、日本全国の海岸線長から除いているか。除いていなければ、過大評価になってしまうだろう。

#### (4) 情報・システム研究機構統計数理研究所 馬場康維 特命教授

- ・データのばらつきを検討する手法として、例えば 10 回の回収があったとしたら、5 回と 5 回にデータを分けて、比較してみるのもよい。
- ・何が原因でデータがばらつくのか、それを押さえておく必要がある。ただし、原因が多すぎて、わからないこともあるだろう。
- ・データを借りられれば、分析をしてみる。
- ・推計量の妥当性の検証として、ペットボトルについて毎年の生産量の変化との関係性があるかないか検証できるだろか。ただし、生産されてから漂着ごみになるまでのタイムラグはあるだろう。
- ・毎年の推計量の変化は、漂着ごみ処理の基金がある年、ない年で違うというようなことはないだろうか。
- ・空撮から推定するためには、写真と回収量との比較をしておく必要がある。
- ・単位が統一されていないことに関しては、換算を行えるデータをこちらで用意して換算するのがよいのでは。なるべくデータが増えるよう、データを取得してくれる人を大事にすべき。
- ・大学の先生に依頼して、例えば研究室の学生に 1 年間（あるいはそれより多い期間）観察調査をしてもらうというのはどうだろうか。研究論文につながれば引き受けいただけるのではないか。

#### (5) 鹿児島大学 藤枝 繁 教授

- ・現存量は、これから回収する際（回収計画を立てる際）の目標とする漂着ごみの量とすべきである。
- ・その場合、回収された量から推定すると、量が多いと思っていた場所は既に回収されてしまっているため、回収計画を立てるには適切でない。今の推定方法の計算の仕方を修正していくのではなく、回収量からではない別の推定方法を検討していくべきである。
- ・一方で、回収量を把握しておくことは、活動の成果（目標値に対する達成度）を評価できるなど、現存量の推定とは別の観点で重要なことである。
- ・現存量の推定方法を検討するに当たっては、問題の解決にいかにつながるかを第一に考えて欲しい。
- ・Web カメラによるモニタリングは、突発的な事象が起こった瞬間を捉えることができ、原因究明につながる点で、有効だろう。ただし突発的な事象が生じたらすぐに回収するというの非現実的である。
- ・モニタリング（Web カメラ、踏査など）は、広く面的に捉えるか（総量分布から重点地点を選定する、品目別分布特徴からその起源を推定する）、点の情報であっても時系列的に捉えていくか（流出地が特定される指標漂着物の時系列変化から流出時期、流出要因を推定する、指標漂着物のタイムラグから漂流方向の把握、下流域への漂着予報への利用）、目的に合わせ設計すべきである。（現在の環境省のモニタリングはどちらでもない）。
- ・面的に多くの海岸の情報を得る方法の一つとして、海岸 4 省庁が平成 18 年度に実施した「海岸における一体的漂着ゴミ対策検討調査報告書」における写真撮影による方法がある。これは、全国の市町村ごとに選定した 6 海岸において、一斉に市町村の職員が写真を撮影し、ごみ袋の数でランク分けした換算表を用いて全国の分布を求めたものである。（本節の最後に＜参考＞として示す）
- ・今後も、例えば 11 月～12 月に全国一斉に調査し、次年度の回収計画が立てられる分布を求められるとよい。
- ・モニタリングの観点では、公共用水域の水質調査のように継続していけるよう、法律に記載されることが望ましい。

#### (6) 東京大学 道田 豊 教授

- ・時間的に変化する量なのに、安定値を求めようという難しい推定である。安定値があるということを前提にして求めることになる。
- ・推計値の信頼性見る際に、データが多い県と、データが少ない県で、どの程度ばらつきが異なるのかを調べるとよい。
- ・5 年間の推計値は、20～35 万トンに落ちているので、それほどおかしい値ではないだろう。
- ・シンプルに計算している点がよいのだが、それ故に原単位を作る際に 2 分の 1 している点が気になる。特に根拠がないだろう。この分過小評価になっていると言われても、説明できないのでは。

- ・漂着ごみの量はオーダーで見るものなので、2分の1するのは止めて、その場合40万トンになったとしても、むしろその方がよいのでは。

### 3.3.2 次年度課題

- 上記のヒアリングにおける指摘事項のうち、次年度の課題について以下に記載する。
- ・現在、原単位の求められなかった県については、隣県の原単位か、前年度の当該県の原単位を使用している。これに関して、原単位の求められなかった県の両側の県の原単位を用いて、線形補間して求めてみてはどうか。
  - ・データのばらつきの程度を把握するため、データ数が充実しており、海岸線の特徴が同様と思われる県のデータを用いて、定期的に回収している海岸と、初めて回収した海岸で違いができるか分析してみるとよい。
  - ・また、上記海岸のデータを用いて、季節の違いによる差があるか、分析してみるとよい。

<参考>

【出典】農林水産省農村振興局・農林水産省水産庁・国土交通省河川局・国土交通省港湾局  
(2007)「海岸における一体的漂着ゴミ対策検討調査報告書」

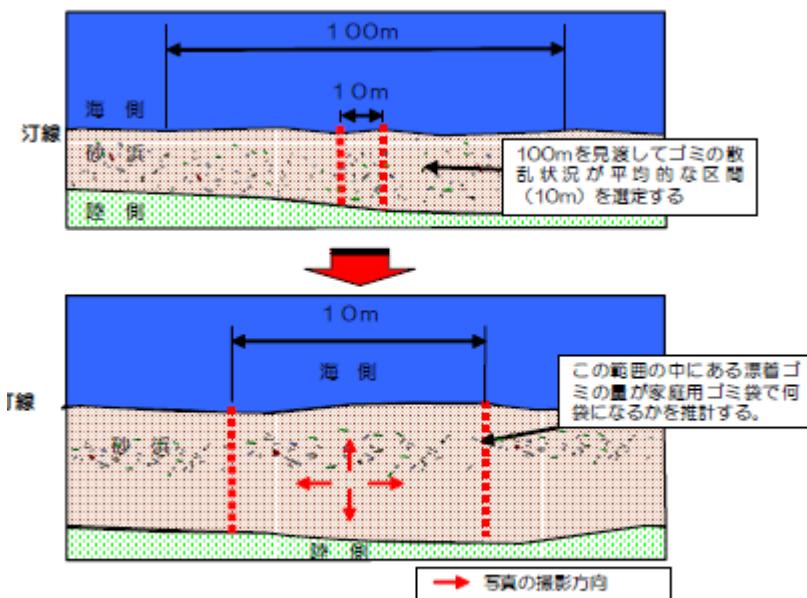


図 2.2 調査イメージ



図 2.3 撮影イメージ

水辺の散乱ゴミの指標評価手法では調査地点に存在する自然物以外のゴミの量の推定を上記の様な写真から判断し、以下の表を基準としてゴミ量の評価を行う。

表 2.1 ゴミの量とゴミ袋数（ランク）

ランク	ゴミ袋の数量	回収した際のゴミのかさ容量の表現として	かさ容量 (リットル)
0	0	(自然物を除いて)全くゴミがない	0
T	約1／8	500mlのペットボトルならば 3~4本分程度	25
1	約1／4	2Lのペットボトルならば 2本分程度	5
2	約1／2	2Lのペットボトルならば 4本分程度 200~350mlの飲料缶ならば 15本分程度	10
3	約1	2Lのペットボトルならば 8本分程度 200~350mlの飲料缶ならば 30本分程度 ボリタンケならば 1本分程度	20
4	約2	2Lのペットボトルならば 16本分程度 ボリタンケならば 2本分程度	40
5	約4	2Lのペットボトルならば 32本分程度 みかん箱ならば 8個分程度	80
6	約8	ドラム缶ならば 1本分未満	160
7	約16	ドラム缶ならば 1.5本分程度	320
8	約32	ドラム缶ならば 3本分程度	640
9	約64	1立方メートル程度	1280
10	約128	軽トラックで 1台分程度	2560

2006.12  
**水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）**　水辺の散乱ゴミの指標評価手法は、国土交通省東北地方整備局、J E A N / ケーランアップ全国事務局及び特定貿易利活用法人パートナーシップオフィスが2004年に協議で開発したものです。  
【問合せ】0234-26-2381

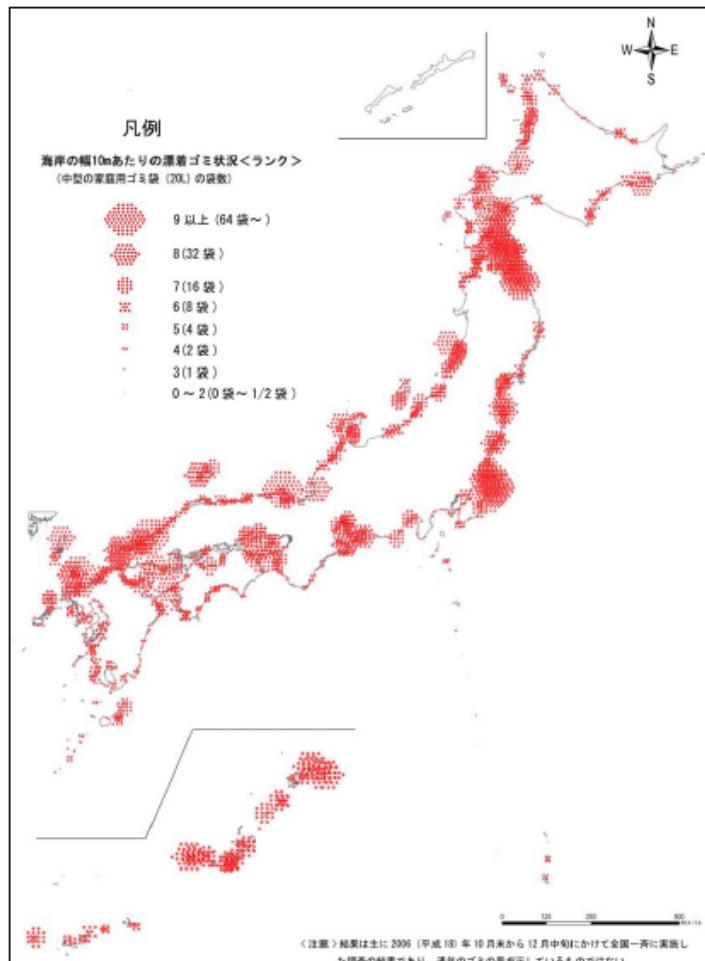


図 2.6 全国の漂着ゴミ量分布



#### 4. 都道府県による海岸漂着物処理推進法施行状況及び海岸漂着物地域対策推進事業実施調査結果の整理・分析

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)以下「海岸漂着物処理推進法」という。)施行後の海岸漂着物対策に係る成果、課題等のとりまとめを行う。

とりまとめにあたっては、各都道府県に依頼するアンケート調査の結果及び環境省担当官が提供する情報等を活用する。

各都道府県に依頼したアンケート票を表4-1に、そのうち、海岸漂着対策費に係る主要情報に関する質問票を表4-2に示した。

表 4-1 海岸漂着物処理推進法施行状況調査のアンケート票

## 海岸漂着物処理推進法施行状況調査

本調査は、平成26年11月末時点における、都道府県へのアンケート結果をとりまとめるものである。

問1 海岸漂着物処理推進法に基づき、地域計画を策定していますか。(第十四条)

- 策定済み (策定時期 年 月)  
策定中 (策定予定期限 年 月・未定)  
未策定 (策定予定期限あり) (策定予定期限 年 月・未定)  
未策定 (策定予定期限なし) (理由 : )

問2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況についてご記入ください。(第十五条)

- 組織済み (組織時期 年 月)  
組織予定期限あり (組織予定期限 年 月・未定)  
組織予定期限なし (理由 : )  
検討中

問2-2 平成25年度及び平成26年度(平成26年11月末時点)に開催した協議会についてご記入ください。(第十五条)(問2-1でと回答の方)

- ・開催の有無 (有(定期的・不定期) 無 )
- ・年間開催数についてご記入ください。  
平成25年度開催数(回) 平成26年度(平成26年11月末日現在)開催数(回)
- ・協議会の構成員について以下にご記入ください。  
(例、NPO法人 理事、××大学 准教授、等)

問2-3 平成25年度及び平成26年度(平成26年11月末時点)に開催した海岸漂着物対策推進協議会における協議事項についてご記入ください。(第十五条)(問2でと回答の方)  
(例、地域計画の作成又は変更に関する協議 等)

問2-4 海岸漂着物対策推進協議会の設置について、条例の制定等、その設置根拠の有無（  
有（URL・データなどあれば添付してください。） 無）

問2-5 海岸漂着物対策推進協議会において、組織時から平成26年11月末日までに委員の改選  
はありましたか（有 無）

問3-1 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況についてご記入ください。（第十六条）

委嘱済み （委嘱時期 年 月・人数 人）  
委嘱予定あり （予定時期 年 月・未定）  
委嘱予定なし （理由： ）  
検討中

問3-2 委嘱について具体的にご記入ください。（問3-1でと回答の方）（第十六条）  
(例、NPO法人 代表、××大学 准教授、等)

問3-3 海岸漂着物対策活動推進員の具体的な活動内容についてご記入ください。（第十六条）

問3-4 海岸漂着物対策活動推進員の推進協議会への参加の有無（有 無）  
推進員としての任期（年）

問4-1 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況についてご記入ください。（第十六条）

指定実績あり  
指定予定あり （予定時期 年 月・未定）  
指定予定なし （理由： ）  
検討中

問4-2 指定団体とそれぞれの指定された時期についてご記入ください。（問4-1で と回答の方）（第十六条）  
(例、NPO法人 … 年 月 日、学校法人××… 年 月 日、等)

問4-3 各指定団体の具体的な活動内容についてご記入ください。（第十六条）  
(例、NPO法人 … 本NPO法人は、ボランティアによる海洋ごみの回収に～ 学校法人 … 本学校法人は、環境教育の一環として～ )

問4-4 指定団体の推進協議会への参加の有無 （ 有 無 ）  
指定団体の期限 （ 年 ）

問5-1 平成25年度及び平成26年度（平成26年11月末時点）において「海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査」を実施しましたか。該当するものを○で囲って下さい。（第二十二条）

- 実施した  
実施していない

問5-2 調査内容と調査結果の利用法についてご記入ください。（第二十二条）（問5-1でと回答の方） なお、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用した調査は調査名の末尾に「H25基金（またはH26基金）」と記載して下さい。

調査名	調査内容	調査時期	調査場所	調査結果の用途

問5-3 調査結果を公開している場合は、URL・データなどあれば添付してください。（第二十二条）（問5-1でと回答の方）

問6 平成25年度及び平成26年度（平成26年11月末時点）において実施した「ごみ等を捨てる行為の防止措置（措置の内容、対象）」の実績（実施件数を含む）についてご記入ください。（第二十三条） なお、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H25基金（またはH26基金）」と記載して下さい。（例、条例・計画の制定（H25基金）… 件、不法投棄防止看板… 件、標識等の設置… 県、等）

問7-1 平成25年度及び平成26年度（平成26年11月末時点）において実施した「民間団体等との連携・活動に対する支援」の実績（実施件数を含む）についてご記入ください。（第二十五条第一項） なお、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H25基金（またはH26基金）」と記載して下さい。（例、清掃ボランティア活動の連携・支援（H25基金）… 件、ボランティア活動保険支援… 件、等）

問7-2 平成25年度及び平成26年度（平成26年11月末時点）において、問7-1の際に実施した「安全配慮」の実績（実施件数を含む）についてご記入ください。（第二十五条第二項） なお、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H25基金（またはH26基金）」と記載して下さい。（例、海岸漂着物等の取扱い等に関する指導（H25基金）… 件、等）

問7 - 3 平成25年度及び平成26年度（平成26年11月末時点）において連携した民間団体等についてご記入ください。（第二十五条）（例、NPO法人、××組合（漁業、森林等）等）

問8 平成25年度及び平成26年度（平成26年11月末時点）において実施した「環境教育・普及啓発」の実績（実施件数を含む）についてご記入ください。（第二十六条、二十七条）

なお、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H25基金（またはH26基金）」と記載して下さい。

（例、清掃活動、パンフレット・テキスト等の作成・配布（H25基金）… 件、等）

問9 - 1 平成25年度及び平成26年度（平成26年11月末時点）において実施した発生抑制対策のうち「ごみ等を捨てる行為の防止措置」及び「環境教育・普及啓発」以外のものがあれば、その実績（実施件数を含む）についてご記入ください。（第二十三条、二十六条、二十七条）

なお、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H25基金（またはH26基金）」と記載して下さい。

（例、～～（H25基金）… 件、等）

問9-2 平成25年度及び平成26年度（平成26年11月末時点）において実施した「発生抑制対策」のうち波及効果があったと思われる実例についてご記入ください。（第二十三条、二十六条、二十七条）

なお、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H25基金（またはH26基金）」と記載して下さい。

（例、パンフレットを作成したところ環境教育の授業の題材として使用された（H25基金）、普及啓発ワークショップを開催したところ広域連携活動が開始された、等）

問9-3 平成25年度及び平成26年度（平成26年11月末時点）において発生抑制対策を実施した結果、得られた今後の検討課題についてご記入ください。

（どのような対策を実施して、どのような課題が見えてきたか）

なお、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H25基金（またはH26基金）」と記載して下さい。

問9-4 発生抑制対策に係る今後の予定についてご記入ください。

問10-1 平成25年度及び平成26年度（平成26年11月末時点）において海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に取り組みましたか。該当するものを○で囲って下さい。（第二十八条）

取り組んだ

取り組んでいない

問10-2 効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等に係る取組の概要・成果を具体的にご記入ください。また、成果を公表している場合は、該当するウェブページのURLをご記入ください。（問10-1でと回答の方）

なお、海ごみ基金（海岸漂着物地域対策推進事業）を利用したものについては、項目名の末尾に「H25基金（またはH26基金）」と記載して下さい。

効率的な処理	
再生利用	
発生の原因究明等	

問11-1 H25年度及びH26年度（平成26年11月末時点）における海岸漂着物対策（国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市町村単独事業等を含む）の概要について、別紙（エクセル）の表の分類に従い重複を避けてご記入下さい。（第二十九条）なお、上記事業には港湾管理者、漁港管理者及び海岸管理者が実施する事業も含めてください。

問11-2 問11-1の表の「その他」の欄に記載のあった事業は具体的にどのようなものですか。「都道府県事業」と「市町村事業（一部事務組合等を含む）」に分けて、各々代表的なものを簡潔に箇条書きで記載して下さい。（例、都道府県事業；普及啓発ポスター作成、等）

問12-1 各都道府県において、海岸漂着物対策の推進にあたり課題、御提案及び御要望等ありましたら、ご記入ください。

<アンケートにご回答いただいた担当者様についてご記入ください。>

機関名、部局課		
ご連絡先	電話 : -	FAX 番号 : -
メールアドレス		
ご担当者名		

以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

表 4-2 海岸漂着対策費に係る主要情報に関する質問

海岸漂着物処理推進法施行状況調査								
(問 11-1 別紙)								
本調査は、平成 26 年 11 月末時点における、都道府県へのアンケート結果をとりまとめたものである。								
問 11-1 H25 年度及び H26 年度（平成 26 年 11 月末時点）における海岸漂着物対策（国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市町村単独事業等を含む）に係る主要情報について、以下の表の分類に従い重複を避けてご記入下さい。（第二十九条）								
なお、上記事業には港湾管理者、漁港管理者及び海岸管理者が実施する事業も含めてください。								
					H 年度			備考
都道府県事業	国庫補助事業	直営	基金事業	清掃回数 又は事業 件数	事業費 (千円)	回収量(t)	回収量 (m <sup>3</sup> )	
				計画策定等				
				回収・処理				
			発生抑制					
			災害事業	回収・処理				
				その他				
				回収・処理				
			その他	回収・処理				
				その他				
			都道府県単独事業	民間団体補助	回収・処理			
その他								
直営	回収・処理							
	その他							
民間団体補助	直営	回収・処理						
		その他						
	市町村事業（一部事務組合等を含む）	国庫補助事業	基金事業	回収・処理				
				発生抑制				
回収・処理								
災害事業			回収・処理					
			その他					
その他		回収・処理						
		その他						
都道府県補助事業（国庫補助以外）		民間団体補助	回収・処理					
			その他					
		直営	回収・処理					
	その他							
市町村単独事業	民間団体補助	回収・処理						
		その他						
	直営	回収・処理						
		その他						
民間団体補助	回収・処理							
	その他							

## 5. 海岸漂着物対策専門家会議及び海岸漂着物対策推進会議で使用する資料の作成

4章で収集した情報を取りまとめて、海岸漂着物処理推進法第30条2項に基づき環境省が開催する海岸漂着物対策専門家会議及び、同条項第1項に基づく海岸漂着物対策推進会議で使用する資料を作成した。

また、上記資料を作成する他、環境省担当官と協議の上、海岸漂着物対策専門家会議の日程調整を行った。

以下、作成した資料について、p. -159～216に、「平成26年度海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果」を示す。専門家会議では、参考資料3として使用した。また、p. -217～238に、その抜粋版である「平成26年度海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果(抜粋)」を示す。専門家会議では、資料3として使用した。



# 平成 26 年度海岸漂着物処理 推進法施行状況調査結果

## 平成 26 年度海岸漂着物処理推進法施行状況調査 目次

1 地域計画の策定状況及び策定予定期について(法第 14 条関係)(平成 26 年 11 月末日現在) -----	161
2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況(法第 15 条関係)(平成 26 年 11 月末日現在) --	163
3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況(法第 16 条第 1 項) -----	170
4 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況(法第 16 条第 2 項) -----	171
5 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況(法第 22 条) -----	172
6 ごみ等を捨てる行為の防止措置(法第 23 条)(平成 26 年 11 月末日現在) -----	175
7 民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の実例(法第 25 条第 1 項及び第 2 項) -----	180
8 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発(法第 26 条、第 27 条) ---	186
9 ごみ等を捨てる行為の防止措置(法第 23 条、26 条、27 条) -----	192
10 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明(法第 28 条) -----	203
11 海岸漂着物対策事業に係る事業費等(法第 29 条) -----	208
12 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題 ---	212

## 1 地域計画の策定状況及び策定予定期について(法第14条関係)(平成26年11月末日現在)

47都道府県における地域計画の策定状況及び策定予定期について表1-1、図1-1に示した。策定済みとしたのは32都道府県であり、策定予定期有りとした都道府県を合わせると、36都道府県（全体の77%）であった。

また、地域計画を策定した都道府県数の推移について図1-2に示した。平成26年度は、昨年度から横ばいであった。

表1-1 地域計画の策定状況(平成26年11月末日現在)

策定状況	都道府県数	都道府県名
①策定済	32	(1) 平成25年3月以前：北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (2) 平成25年4月以降：東京都、新潟県
②策定中 (策定予定期)	0	
③未策定 (策定予定期有)	4	宮城県（時期未定）、静岡県（時期未定）、大阪府（時期未定）、広島県（時期未定）
④未策定 (策定予定期無)	11	岩手県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県、岡山県
計	47	

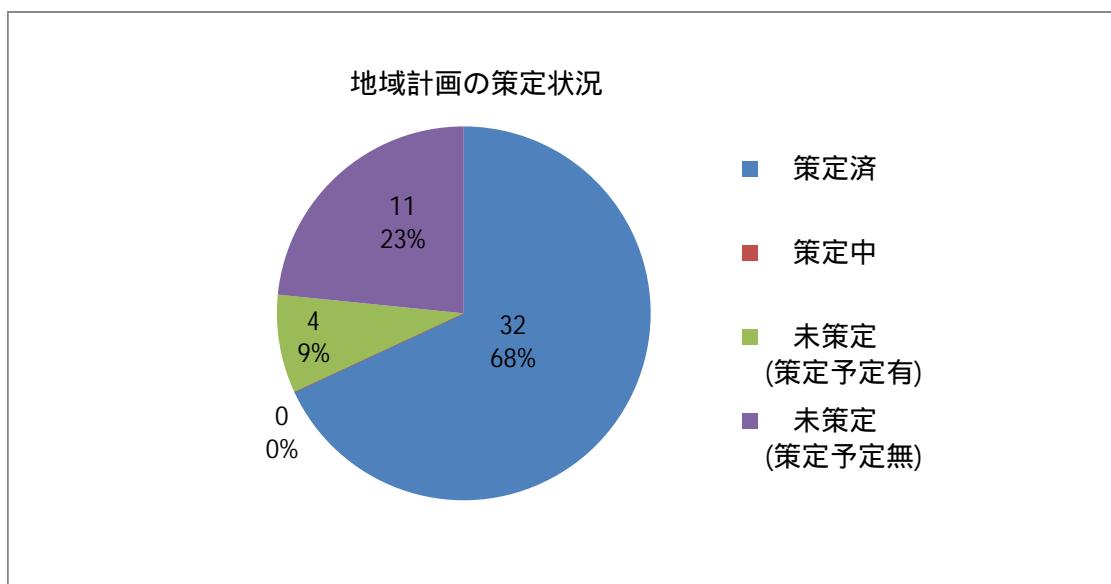


図1-1 地域計画の策定状況

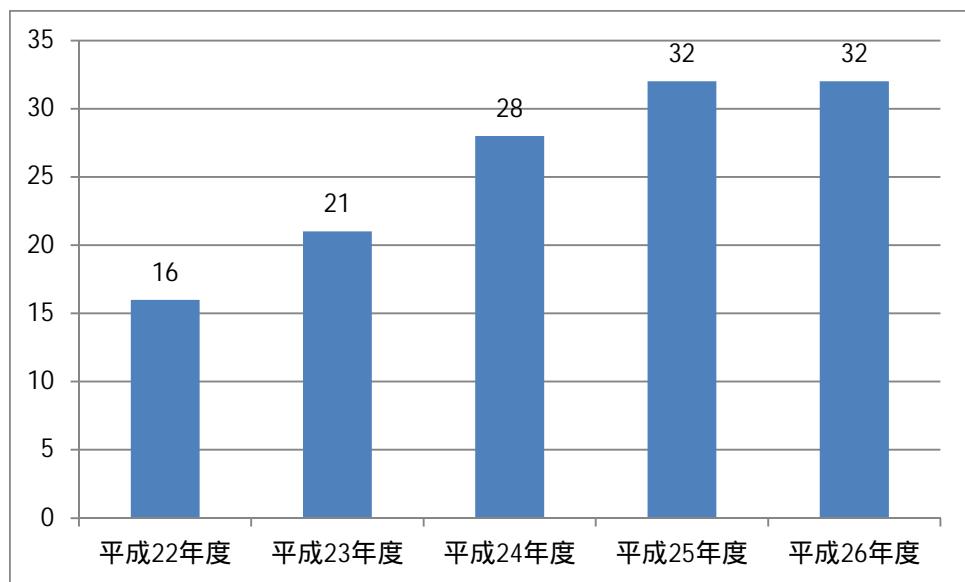


図 1-2 地域計画を策定した都道府県数の推移

## 2 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況（法第15条関係）（平成26年11月末日現在）

### 組織状況

海岸漂着物対策推進協議会の組織状況について表2-1、図2-1に示した。組織済みとしたのは22自治体であり、全体の47%であった。

組織する予定がないとした自治体が挙げた主な理由には、「他の形式の会議で対応しているため」のほか、「震災対応で地域計画を策定できる状況ではない」、「海岸がないため」が見られた。

表2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況(平成26年11月末日現在)

組織状況	都道府県数	都道府県名
①組織済み	22	(1) 平成25年3月以前：北海道、青森県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 (2) 平成25年4月以降：
②組織予定有	1	静岡県（時期未定）
③組織予定無	17	岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、大阪府、奈良県、鳥取県、島根県、広島県、愛媛県、宮崎県
④検討中	0	
⑤組織予定無 (他の組織で 対応)	7	宮城県、東京都、神奈川県、福井県、岡山県、高知県、大分県、
計	47	

注：③組織予定無の理由に既存の組織で対応しているという回答が多かったため、別途⑤として示した。

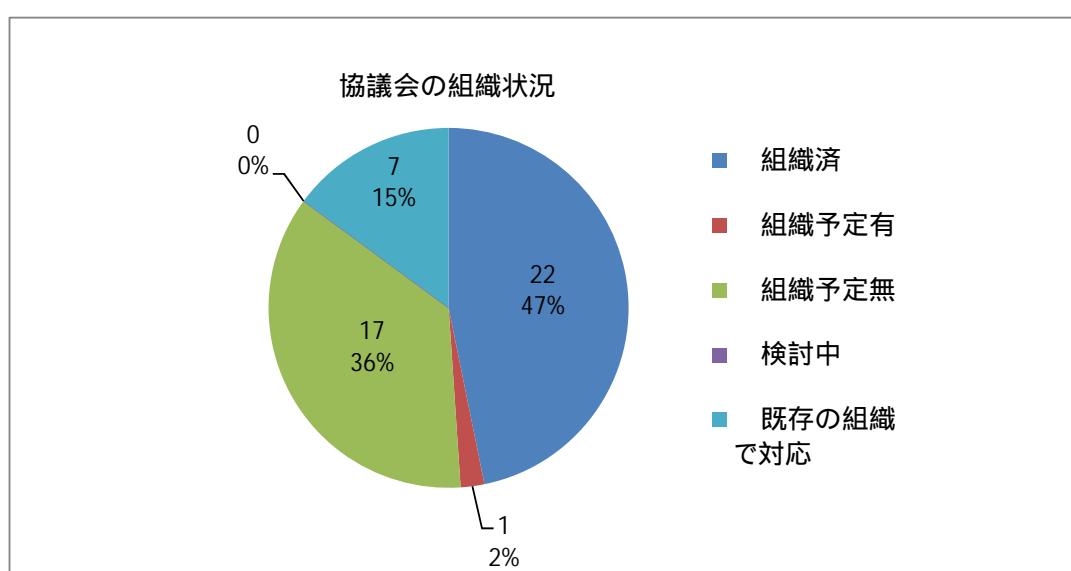


図2-1 海岸漂着物対策推進協議会の組織状況

### 協議会の開催状況(平成 26 年 11 月末日現在)

「①組織状況」において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した都道府県(22 都道府県)の海岸漂着物対策推進協議会の開催状況(平成25年4月1日から平成26年11月末日まで)及び開催回数(平成25年度、平成26年度開催回数)について表2-2-1～表2-2-3、図2-2-1～図2-2-3に示した。

協議会を定期的に開催しているとしたのは11都道府県であった。開催回数は、平成25年度は「1回」、平成26年度(平成26年11月末日まで)は「0回」とする都道府県が最も多くなっていた。

表2-2-1 海岸漂着物対策推進協議会の開催の有無(22都道府県回答)

年間開催時期	都道府県数	都道府県名
定期的	11	北海道、青森県、山形県、富山県、三重県、京都府、兵庫県、山口県、香川県、熊本県、鹿児島県
不定期	7	新潟県、愛知県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、沖縄県
無	4	秋田県、千葉県、石川県、和歌山県
計	22	

表2-2-2 海岸漂着物対策推進協議会の開催回数(平成25年度)

平成25年度の開催数	都道府県数	都道府県名
0回	4	秋田県、千葉県、石川県、和歌山県
1回	14	北海道、青森県、新潟県、富山県、三重県、京都府、兵庫県、山口県、徳島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県
2回	3	山形県、愛知県、香川県
3回以上	1	沖縄県
計	22	

表2-2-3 海岸漂着物対策推進協議会の開催回数

(平成26年度：平成26年11月末日現在)

平成26年度の開催数	当道府県数	都道府県名
0回	12	北海道、秋田県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、山口県、福岡県
1回	9	青森県、山形県、兵庫県、徳島県、香川県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県
2回	0	
3回以上	1	沖縄県
計	22	

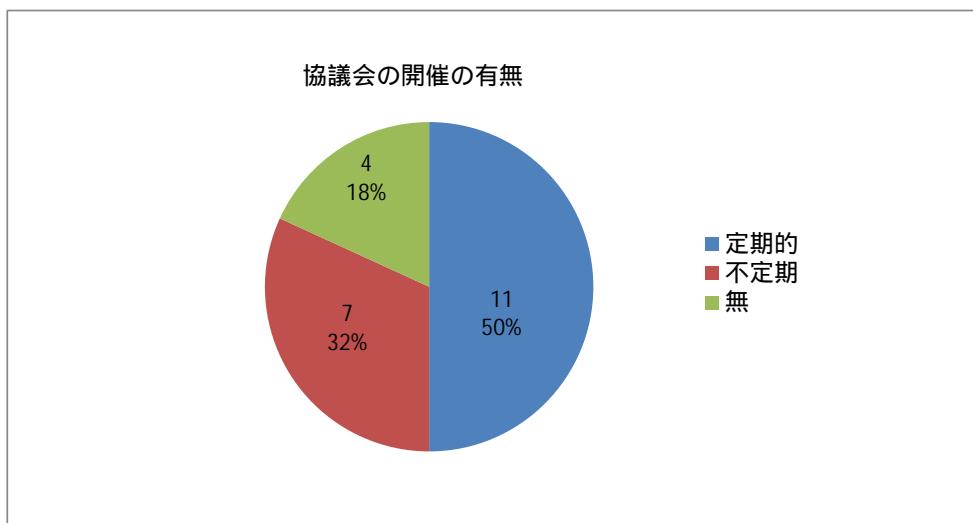


図2-2-1 協議会の開催の有無

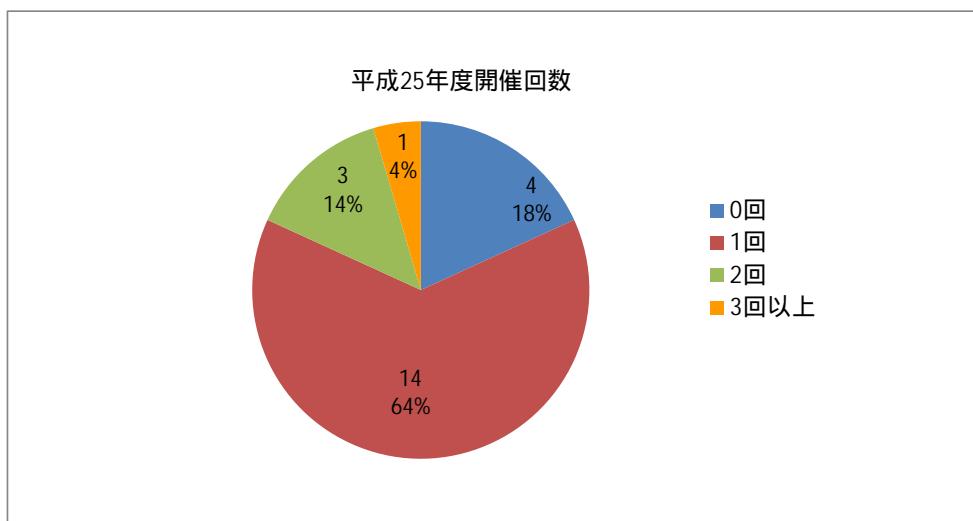


図2-2-2 平成25年度開催数

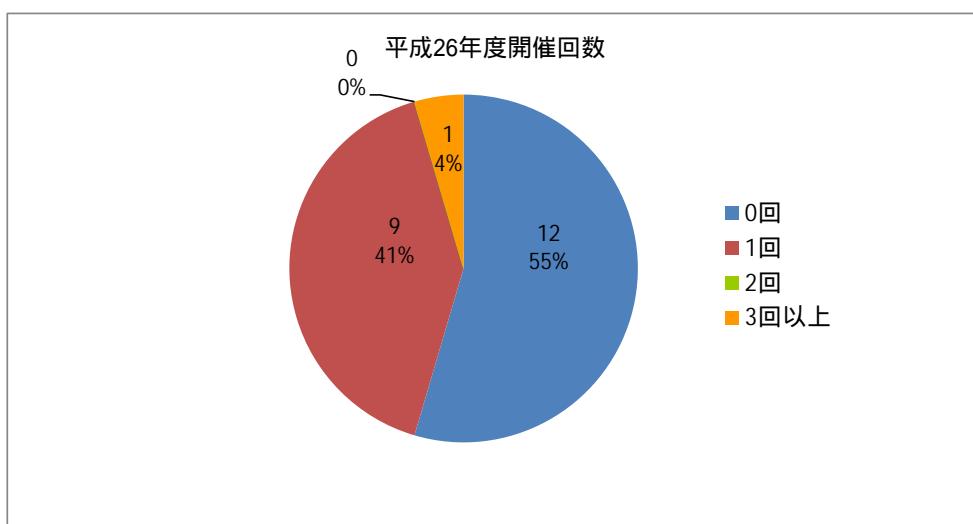


図2-2-3 平成26年度(平成26年11月末日現在)開催数

## 協議会の構成(平成 26 年 11 月末日現在)

協議会の主な構成について、表2-3、図2-3に示した。

協議会の構成について「市町村の関係担当者」及び「都道府県の関係担当者」が最も多く、次いで「国の関係担当者」及び「NPO、企業、その他団体」であった。

表 2-3 協議会の構成

構成	都道府県数	都道府県名
市町村の関係担当者	21	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
都道府県の関係担当者	21	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
国の関係担当者	20	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県、京都府、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
NPO、企業、その他団体	20	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
学識経験者	14	北海道、青森県、山形県、新潟県、富山県、石川県、愛知県、三重県、和歌山県、山口県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

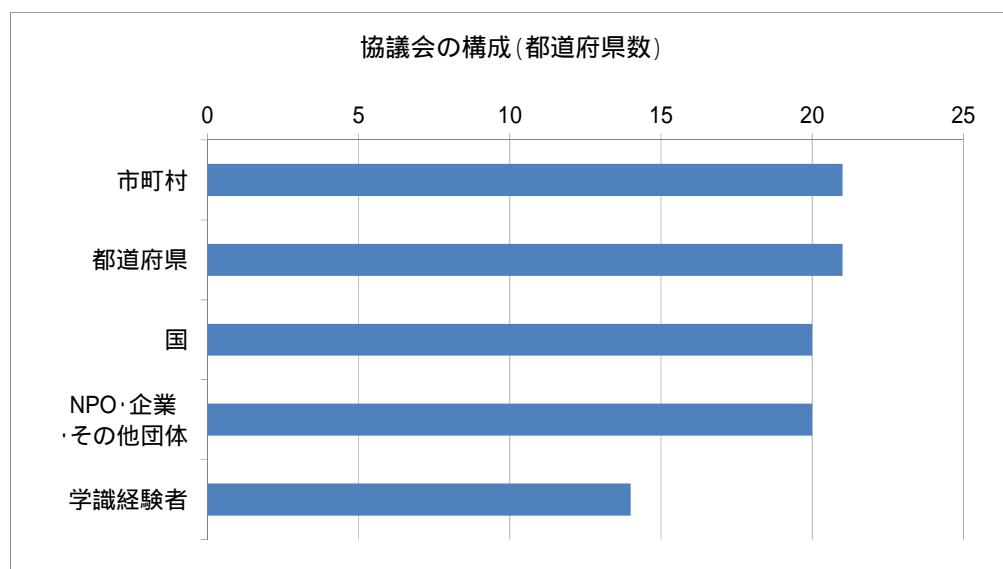


図 2-3 協議会の構成

## 海岸漂着物対策推進協議会における協議事項

(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 11 月末日まで)

「①組織状況」において海岸漂着物対策推進協議会を組織済みと回答した都道府県（22 都道府県）の海岸漂着物対策推進協議会の協議事項について、表2-4、図2-4に示した。

「事業実績・計画等報告」が最も多くなっていた。

表2-4 協議会における協議事項

協議事項	都道府県数	都道府県名
事業実績・計画等報告	13	北海道、青森県、山形県、富山県、三重県、京都府、兵庫県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県
地域計画の作成、変更	7	新潟県、愛知県、兵庫県、徳島県、長崎県、熊本県、鹿児島県
対策推進に関する連絡調整、その他必要な事項	7	北海道、青森県、富山県、愛知県、兵庫県、鹿児島県、沖縄県
発生抑制・普及啓発	3	北海道、富山県、愛知県
回収・処理	3	愛知県、熊本県、鹿児島県
海底ごみ回収・処理システム構築・実施	1	香川県
活動計画の内容報告	1	山形県

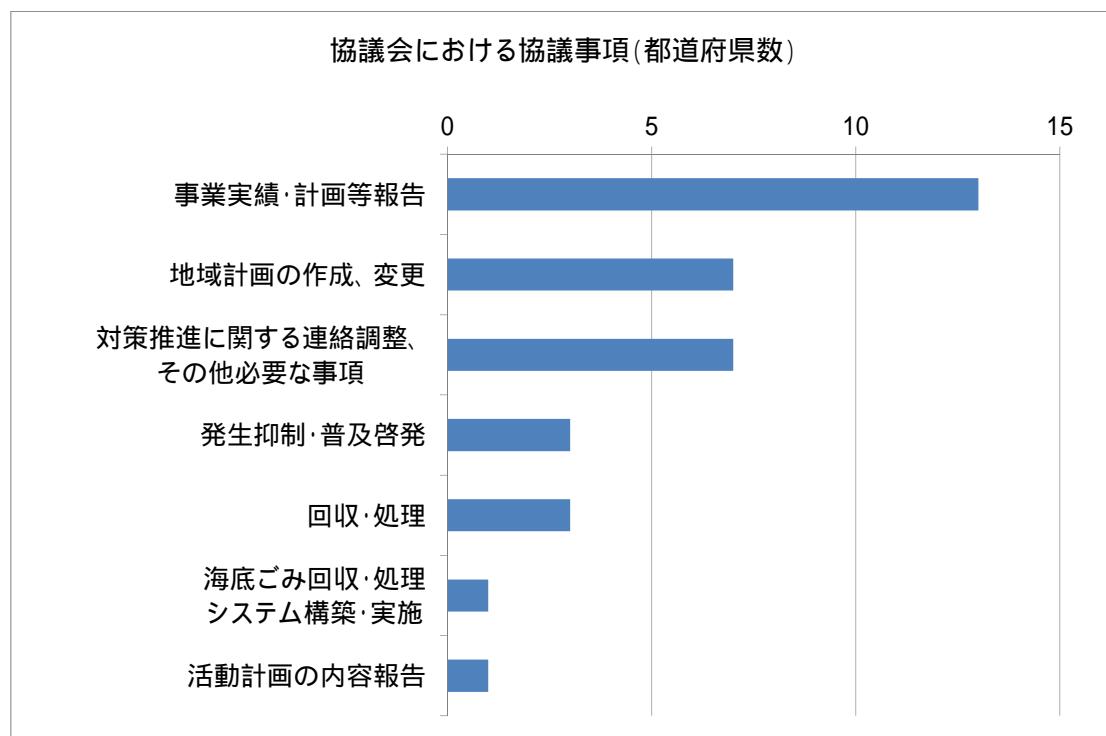


図2-4 協議会における協議事項

### 海岸漂着物対策推進協議会の設置根拠(平成26年11月末日現在)

海岸漂着物対策推進協議会の設置根拠（条例の制定等）の有無について、表2-5、図2-5に示した。

設置根拠のある都道府県は18都道府県であった。

表2-5 協議会の設置根拠の有無

設置根拠	都道府県数	都道府県名
有	18	北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
無	29	その他の都道府県
計	47	

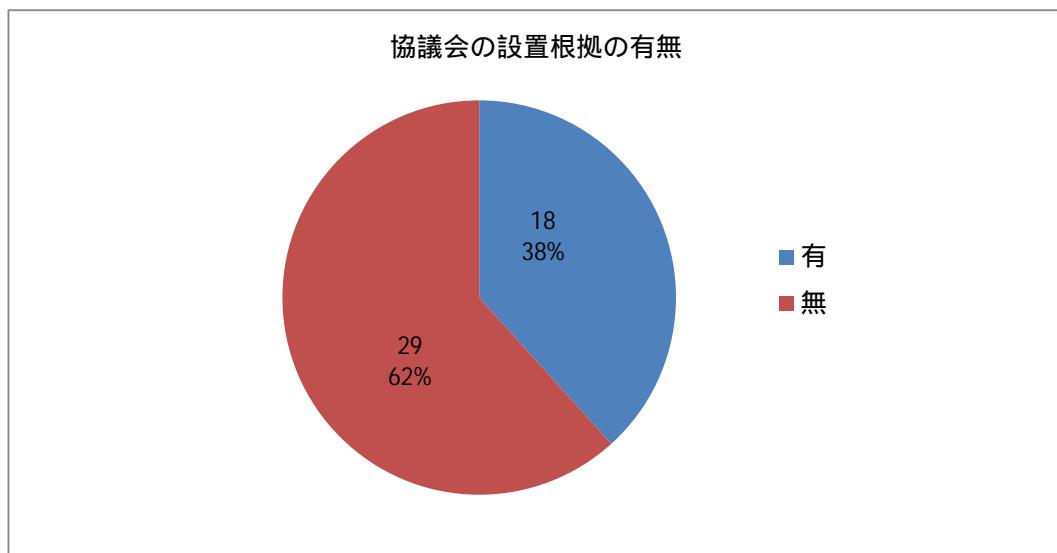


図2-5 協議会の設置根拠の有無

## 海岸漂着物対策推進協議会における委員の改選(平成26年11月末日現在)

海岸漂着物対策推進協議会において、組織時から平成26年11月末日までの委員の改選の有無について、表2-6、図2-6に示した。

委員の改選を行なった都道府県は13県であった。

表2-6 協議会における委員の改選の有無

委員改選	都道府県数	都道府県名
有	13	青森県、秋田県、山形県、富山県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、佐賀県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
組織済だが無	9	北海道、千葉県、新潟県、石川県、京都府、兵庫県、山口県、福岡県、熊本県
組織がない	25	その他の都道府県
計	47	

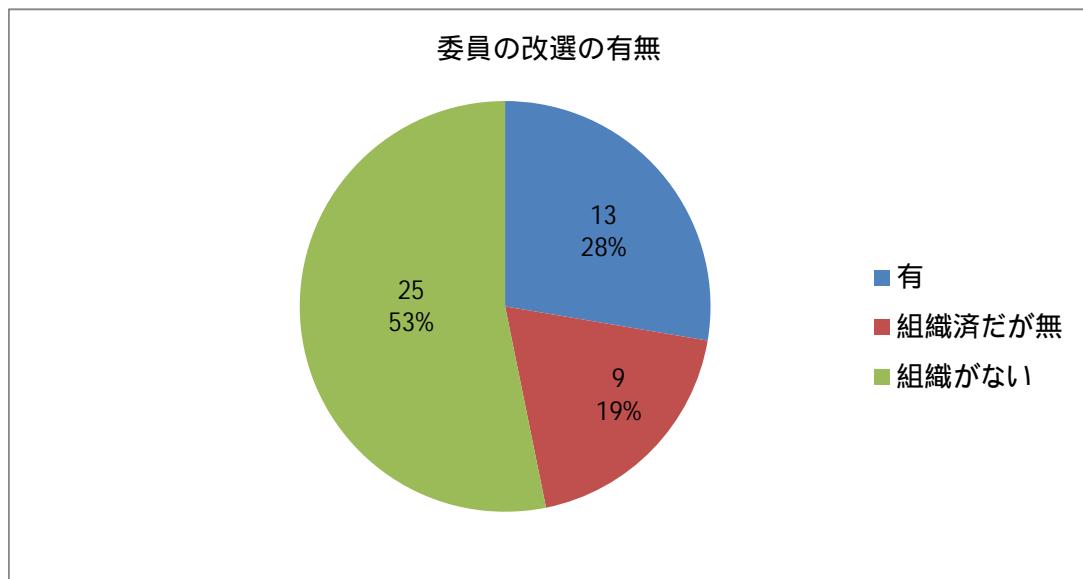


図2-6 協議会における委員の改選の有無

### 3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況（法第16条第1項）

海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況について、表3および図3に示した。

委嘱済みと回答した都道府県はなく、11県が検討中と回答した。委嘱予定なしと回答した理由には、「委嘱の必要性を感じない」との回答が目立った。

表3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況(平成26年11月末日現在)

委嘱状況	都道府県数	都道府県名
委嘱済み	0	
委嘱予定有	1	徳島県（時期未定）
委嘱予定無	35	北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、沖縄県
検討中	11	秋田県、山形県、新潟県、愛知県、三重県、兵庫県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、鹿児島県
計	47	

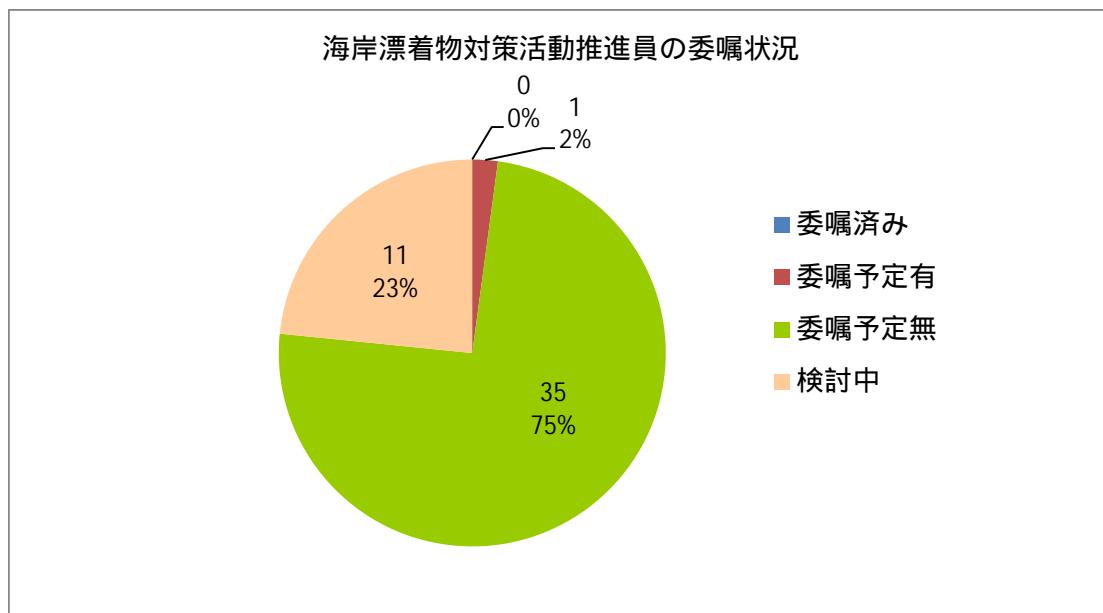


図3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

#### 4 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況（法第16条第2項）

海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況について確認をした結果、平成26年11月末日の時点では指定した都道府県はなかった。

表4-1 海岸漂着物対策活動推進団体の指定状況(平成26年11月末日現在)

指定状況	都道府県数	都道府県名
指定実績あり	0	
指定予定有	1	徳島県（時期未定）
指定予定無	36	その他都道府県
検討中	10	秋田県、山形県、新潟県、愛知県、三重県、兵庫県、山口県、香川県、愛媛県、鹿児島県
計	47	

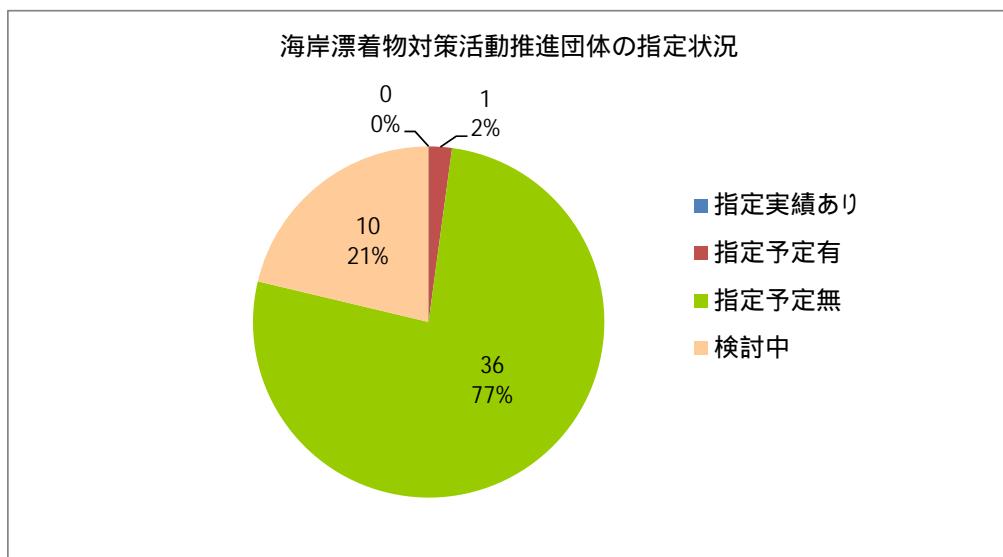


図4-1 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱状況

## 5 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（法第22条）

### 調査実施状況（平成25年4月1日から平成26年11月末日まで）

海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況について表5-1に示し、その実施率を図5-1に示した。

全都道府県の40%（19道県）が調査を実施していた。

表5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
実施した	19	北海道、山形県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、沖縄県
実施していない	28	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県
計	47	

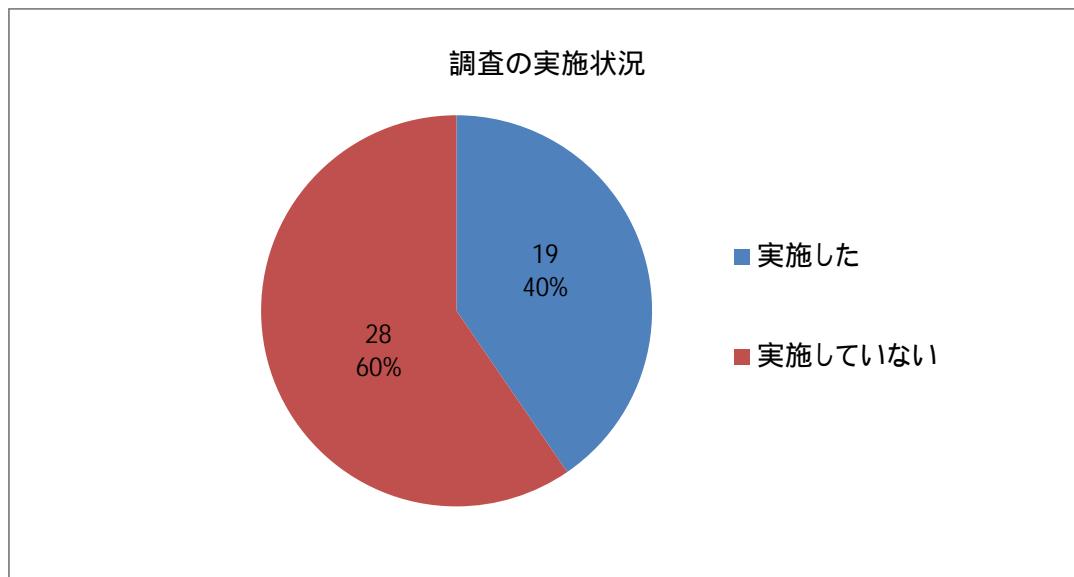


図5-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

### 調査内容(平成25年4月1日から平成26年11月末日まで)

「海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査を実施した」と回答した19都道府県の主な調査内容を表5-2、図5-2に示した。

「海岸漂着物の量、種類等の調査」が最も多くなっていた。

表 5-2 主な調査内容 (19 都道府県回答、複数回答有り)

調査内容	都道府県数	都道府県名
海岸漂着物の量、種類等の調査	17	北海道、山形県、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、三重県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、沖縄県
地理的分布状況 (海岸特性等)	4	福井県、愛知県、広島県、沖縄県
河川ごみの状況調査	3	富山県、香川県、沖縄県
季節変動	2	大分県、沖縄県
発生源等の究明調査	2	北海道、香川県
ボランティア団体等の活動状況調査	1	広島県
回収・処理方法の検討	1	北海道

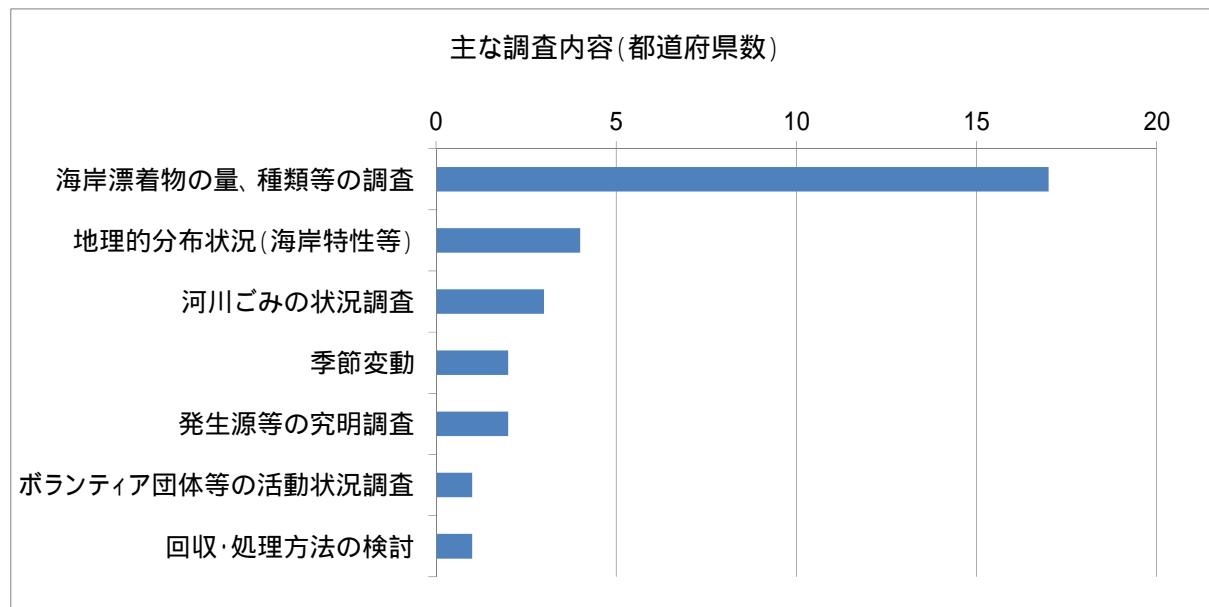


図 5-2 主な調査内容 (19 都道府県回答、複数回答有り)

### 活用方法(平成26年11月末日現在)

「海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査を実施している」と回答した19都道府県の主な調査結果の活用方法を表5-3、図5-3に示した。

「海岸漂着物対策の基礎資料」が最も多くなっていた。

表 5-3 主な活用方法 (19 都道府県回答、複数回答有り)

活用方法	都道府県数	都道府県名
海岸漂着物対策の基礎資料	9	石川県、静岡県、三重県、鳥取県、広島県、山口県、熊本県、大分県、沖縄県
発生抑制対策	6	北海道、富山県、愛知県、香川県、福岡県、長崎県
回収・処理方法の検討	5	北海道、神奈川県、福井県、香川県、長崎県
啓発資材作成の基礎資料	4	富山県、鳥取県、香川県、長崎県
状況把握	4	北海道、山形県、福井県、山口県
発生要因の推定	3	北海道、愛知県、香川県
資料公表・NPEC	2	石川県、島根県
地域計画	2	愛知県、大分県
重点区域・調査区域の選定	1	広島県
景観及び環境の保全	1	神奈川県
達成度の確認	1	山形県
目標量	1	北海道

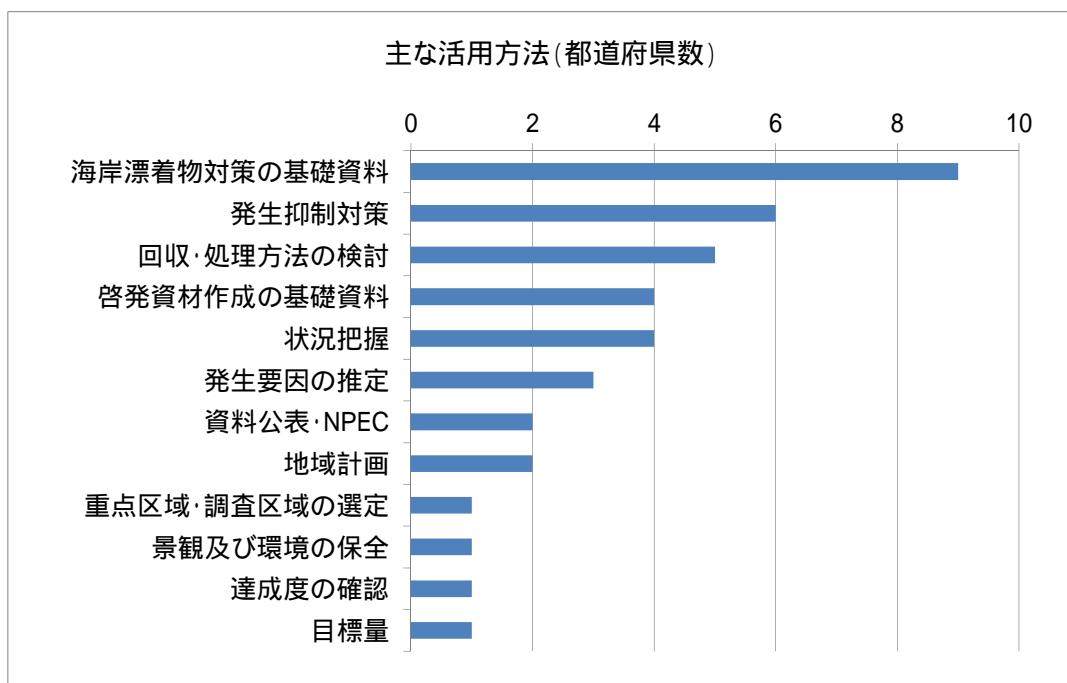


図 5-3 主な活用方法 (19 都道府県回答、複数回答有り)

## 6 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第23条）(平成26年11月末日現在)

都道府県等が取り組むごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例について表6-1～表6-5、図6-1～図6-5に示した。

なお、都道府県等が行っている事業のうち、国の基金事業を利用したものについては、「平成25年度基金」、「平成26年度基金」と事業年度によって区分した。また、都道府県の単独予算で実施した事業を「都道府県単独事業」とし、これら以外については「その他」と記載した。

基金では「看板・標識等の設置」が最も多く、都道府県単独事業では「パトロール・監視活動」が最も多くなっていた。

表6-1 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(平成25年度基金)

実例(平成25年度基金)	都道府県数	都道府県名
看板・標識等の設置	9	新潟県、三重県、京都府、徳島県、愛媛県、佐賀県、熊本県、大分県、鹿児島県
キャンペーン・啓発活動	3	山形県、神奈川県、三重県
啓発資材の作成	2	山形県、三重県
監視カメラの設置	1	鹿児島県

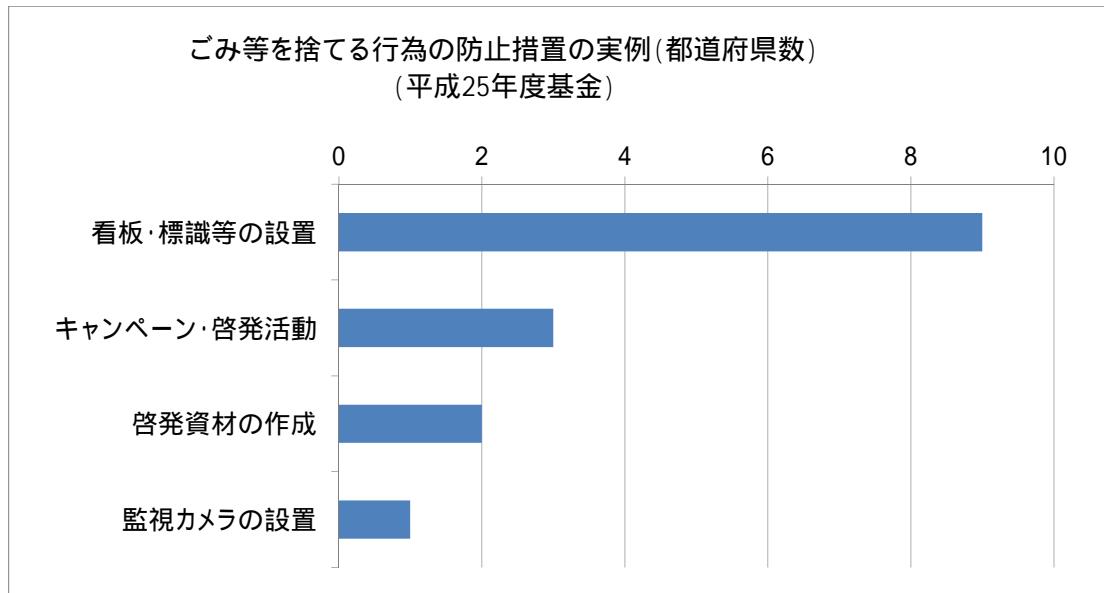


図6-1 防止措置の主な内容(平成25年度基金)

表6-2 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例(平成26年度基金)

実例(平成26年度基金)	都道府県数	都道府県名
看板・標識等の設置	4	富山県、三重県、長崎県、鹿児島県
キャンペーン・啓発活動	2	北海道、神奈川県、
監視カメラの設置	1	鹿児島県
啓発資材の作成	1	三重県
広報	1	神奈川県

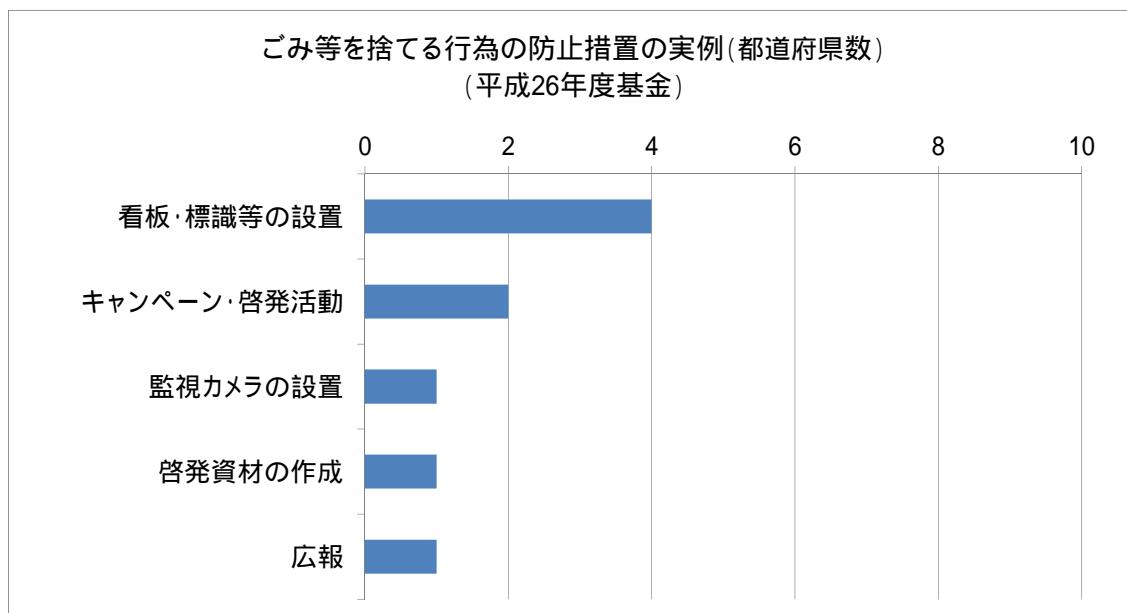


図6-2 防止措置の主な内容(平成26年度基金)

表 6-3 ごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例（都道府県単独事業）

実例（都道府県単独事業）	都道府県数	都道府県名
パトロール・監視活動	10	北海道、宮城県、栃木県、富山県、愛知県、滋賀県、大阪府、広島県、大分県、沖縄県
清掃活動	4	愛知県、滋賀県、広島県、沖縄県
看板・標識等の設置	2	大阪府、大分県
キャンペーン・啓発活動	2	北海道、栃木県
ポスター・パネルの提示等	1	愛知県
監視カメラの設置	1	宮城県
啓発資材の作成	1	愛知県
強化月間の指定	1	沖縄県
トラック協会との連携	1	宮崎県

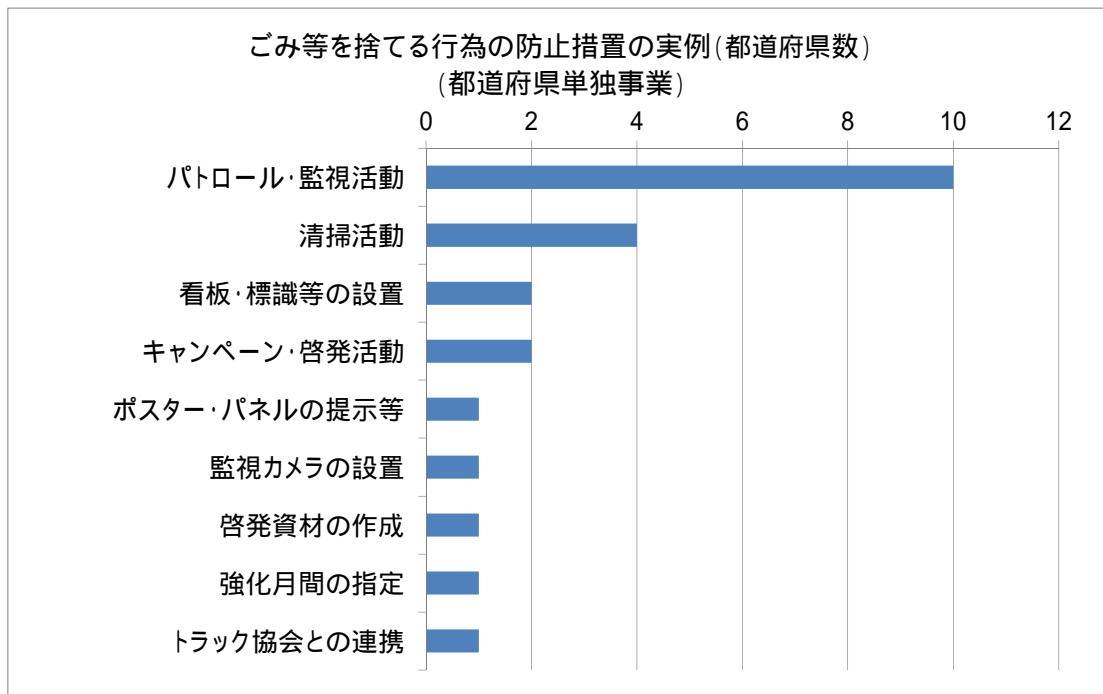


図 6-3 防止措置の主な実例（都道府県単独事業）

表 6-4 防止措置の主な実例（その他）

実例（その他）	都道府県数	都道府県名
パトロール・監視活動	8	長野県、和歌山県、岡山県、山口県、香川県、福岡県、長崎県、宮崎県
看板・標識等の設置	3	山形県、千葉県、福井県
キャンペーン・啓発活動	3	千葉県、山梨県、山口県
監視カメラの設置	3	福井県、和歌山県、山口県
ポスター・パネルの提示等	1	愛知県
条例の制定	1	青森県
HP・ラジオ等での周知	1	岡山県

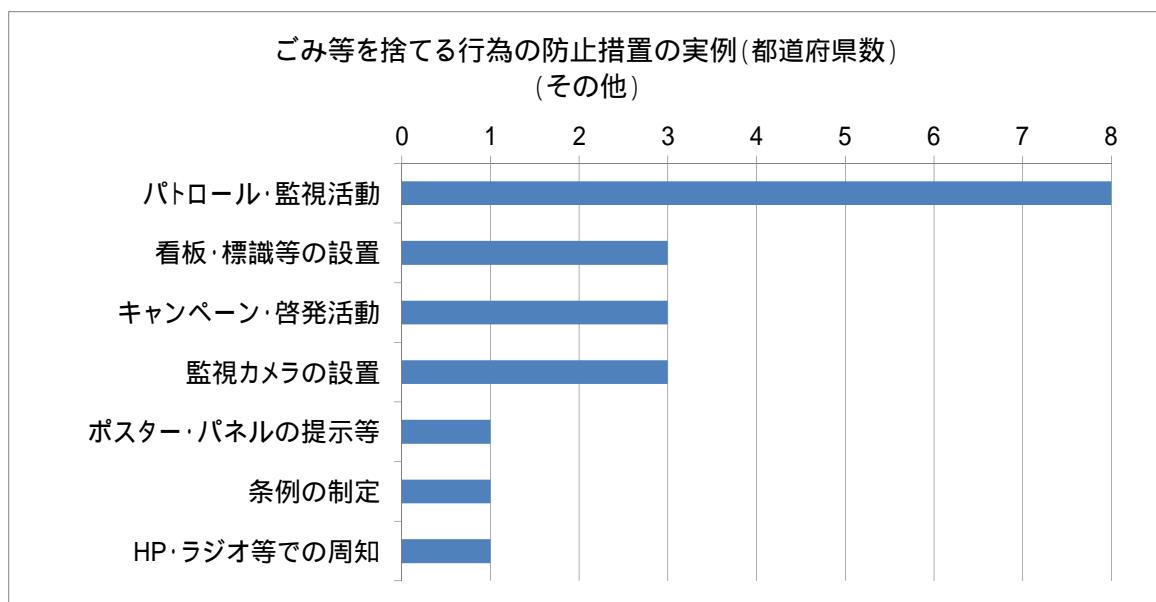


図 6-4 防止措置の主な実例（その他）

表 6-5 防止措置の主な実例（件数）

実例	件数
パトロール・監視活動	20
看板・標識等の設置	16
キャンペーン・啓発活動	10
監視カメラの設置	6
清掃活動	4
ポスター・パネルの提示等	3
啓発資材の作成	3
条例の制定	1
HP・ラジオ等での周知	1
広報	1
強化月間の指定	1
トラック協会との連携	1

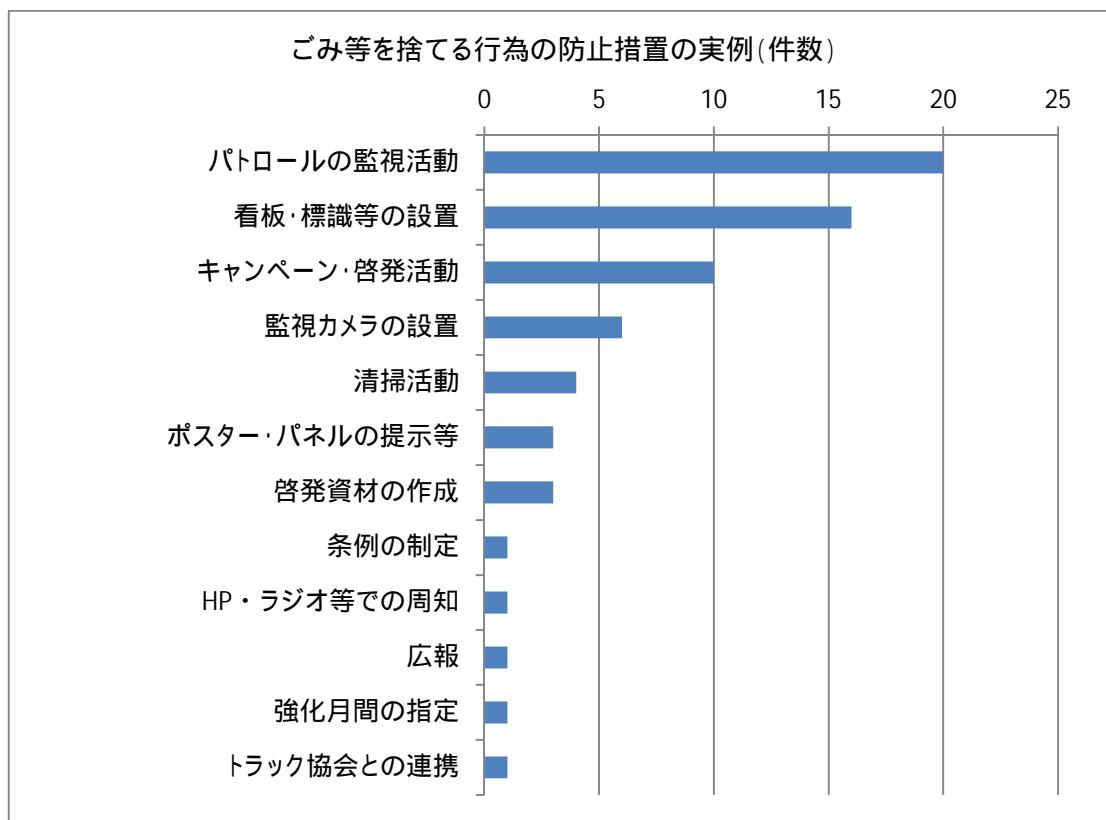


図 6-5 防止措置の主な実例（件数）

## 7 民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の実例（法第25条第1項及び第2項）

都道府県等が取り組む民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の実例について以下に示した。

なお、都道府県等が行っている事業のうち、環境省の基金事業を利用したものについては「平成25年度基金」と「平成26年度基金」と利用した年度を記載した。また、都道府県が独自の予算で実施した事業は「都道府県単独事業」と記載し、これら以外については「その他」と記載した。

### 連携・活動に対する支援の実例(平成25年4月1日から平成26年11月末日まで)

民間団体との連携・活動に付する支援の実例について表7-1-1～表7-1-4、図7-1-1～図7-1-4に示した。

「ボランティア活動との連携、支援」が最も多くなっていた。

表7-1-1 連携・活動に対する支援の実例(平成25年度基金)

実例(平成25年度基金)	都道府県数	都道府県名
ボランティア活動との連携、支援	6	青森県、山形県、福井県、山口県、福岡県、熊本県
その他団体への支援	2	長崎県、鹿児島県
その他各種活動の推進	1	島根県
協議会の開催	1	富山県
人材育成と普及啓発	1	沖縄県
発生抑制対策ワークショップ等の開催	1	沖縄県
漂着物発生抑制対策ワーキンググループの設置	1	沖縄県

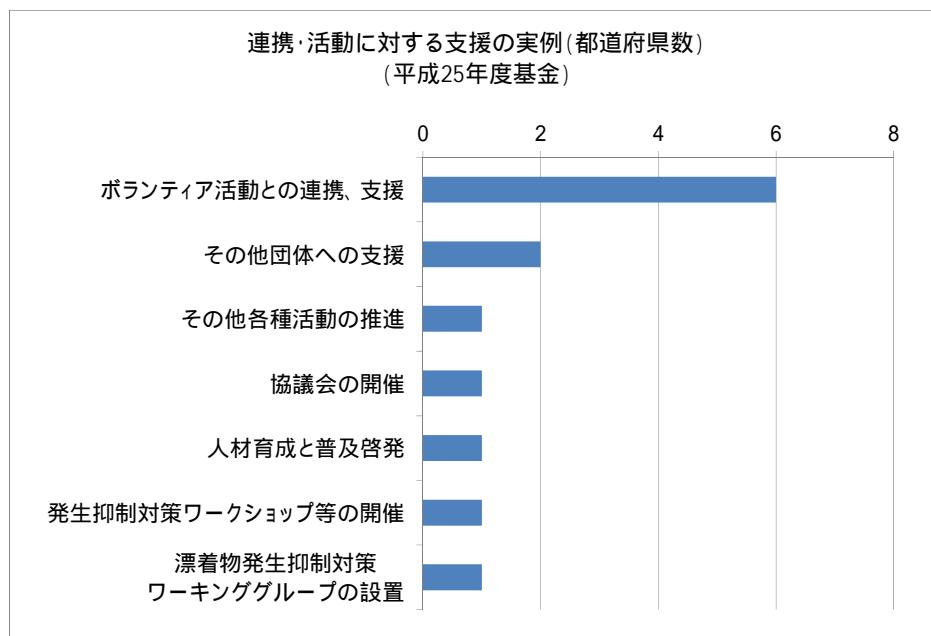


図7-1-1 連携・活動に対する支援の実例(平成25年度基金)

表7-1-2 連携・活動に対する支援の実例(平成26年度基金)

実例(平成26年度基金)	都道府県数	都道府県名
ボランティア活動との連携、支援	7	青森県、山形県、福井県、山口県、徳島県、福岡県、佐賀県
その他団体への支援	2	長崎県、鹿児島県
ビーチクリーンアップ	2	三重県、大分県
その他各種活動の推進	1	島根県
海岸クリーンアップキャンペーン	1	大分県
海岸漂着物の回収・処理における支援	1	富山県
海辺の漂着物調査	1	長崎県
協議会の開催	1	富山県
協議会やセミナーの開催	1	富山県
漂着物発生抑制対策ワーキンググループの設置	1	沖縄県

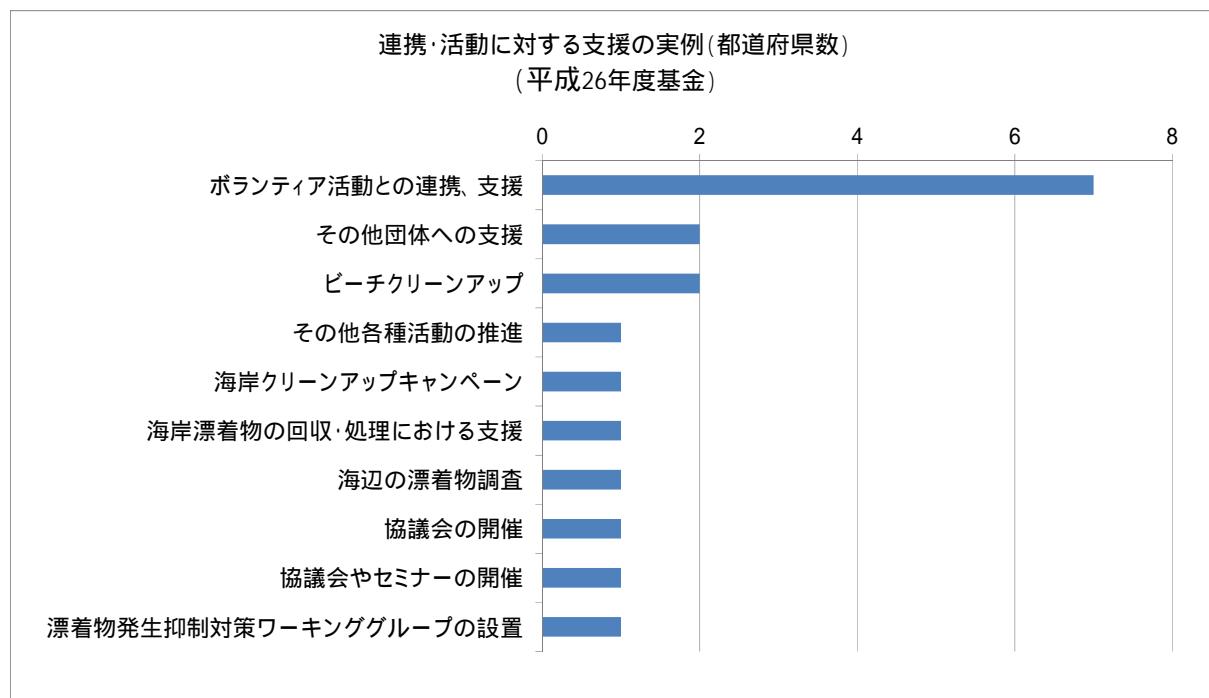


図7-1-2 連携・活動に対する支援の実例(平成26年度基金)

表 7-1-3 連携・活動に対する支援の実例（都道府県単独事業）

実例（都道府県単独事業）	都道府県数	都道府県名
ボランティア活動との連携、支援	6	富山県、三重県、滋賀県、鳥取県、香川県、高知県
ビーチクリーンアップ	3	三重県、大分県、沖縄県
その他団体への支援	2	滋賀県、宮崎県
その他各種活動の推進	1	岐阜県
海辺の漂着物調査	1	鳥取県
報奨金制度の策定	1	愛知県
流木等の撤去に対する助成	1	大分県

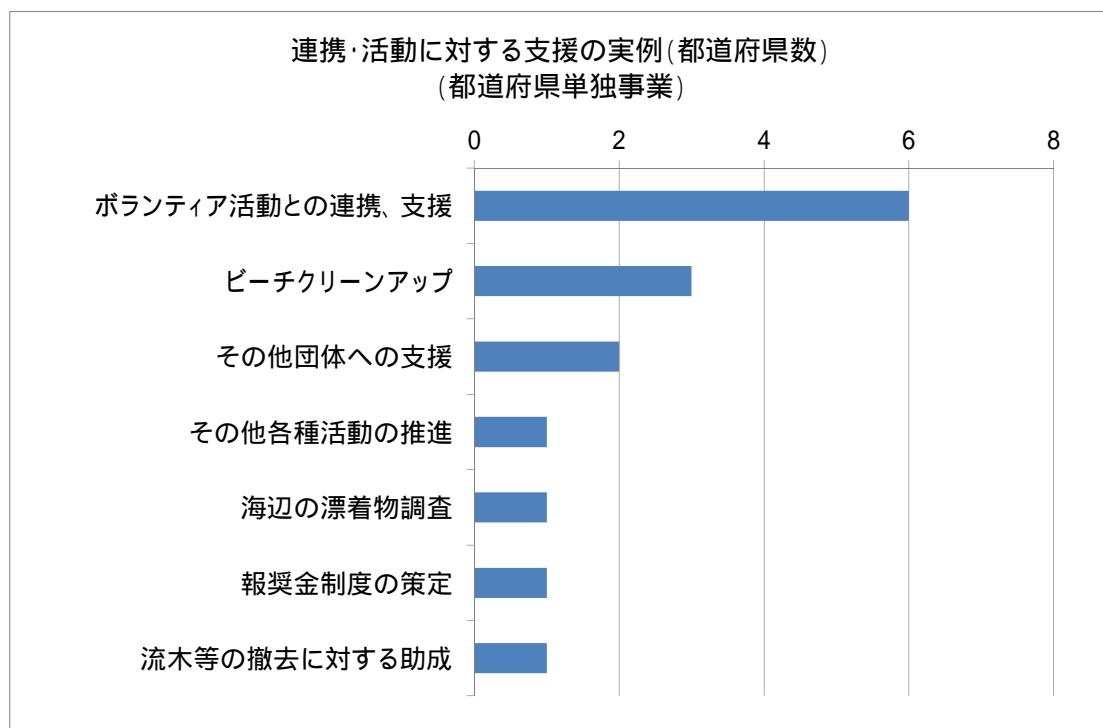


図 7-1-3 連携・活動に対する支援の実例（都道府県単独事業）

表 7-1-4 連携・活動に対する支援の実例（その他）

実例（その他）	都道府県数	都道府県名
ボランティア活動との連携、支援	6	千葉県、和歌山県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県
ビーチクリーンアップ	2	愛知県、大分県
海岸漂着物の回収・処理における支援	2	千葉県、神奈川県
協議会の構成員としての参画	2	北海道、愛知県
その他団体への支援	1	鹿児島県
海辺の漂着物調査	1	石川県
協議会の開催	1	富山県
協働によるセミナー開催	1	神奈川県
発生抑制対策ワークショップ等の開催	1	山梨県

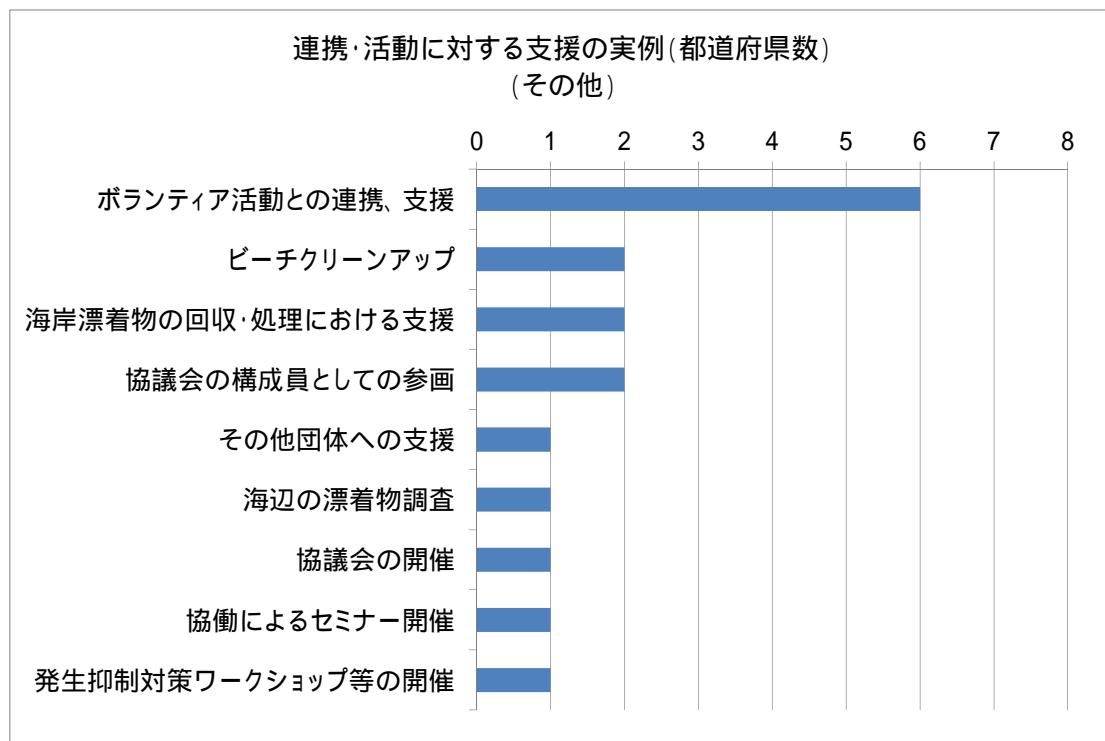


図 7-1-4 連携・活動に対する支援の実例（その他）

## 安全配慮の実例(平成25年4月1日から平成26年11月末日まで)

安全配慮の実例について、表7-2、図7-2に示した。

「海岸漂着物等の取扱い等に関する指導」が最も多くなっていた。

表7-2 安全配慮の実例

安全配慮の実例	都道府県数	都道府県名
海岸漂着物等の取扱い等に関する指導	4	山形県、千葉県、福岡県、長崎県
海岸清掃マニュアルの策定・周知	3	愛知県、山口県、徳島県
ボランティア活動保険支援	2	富山県、宮崎県
津波発生時の行動の手引きの作成	1	神奈川県
報奨金制度の策定	1	愛知県
希少生物に関する注意喚起	1	千葉県

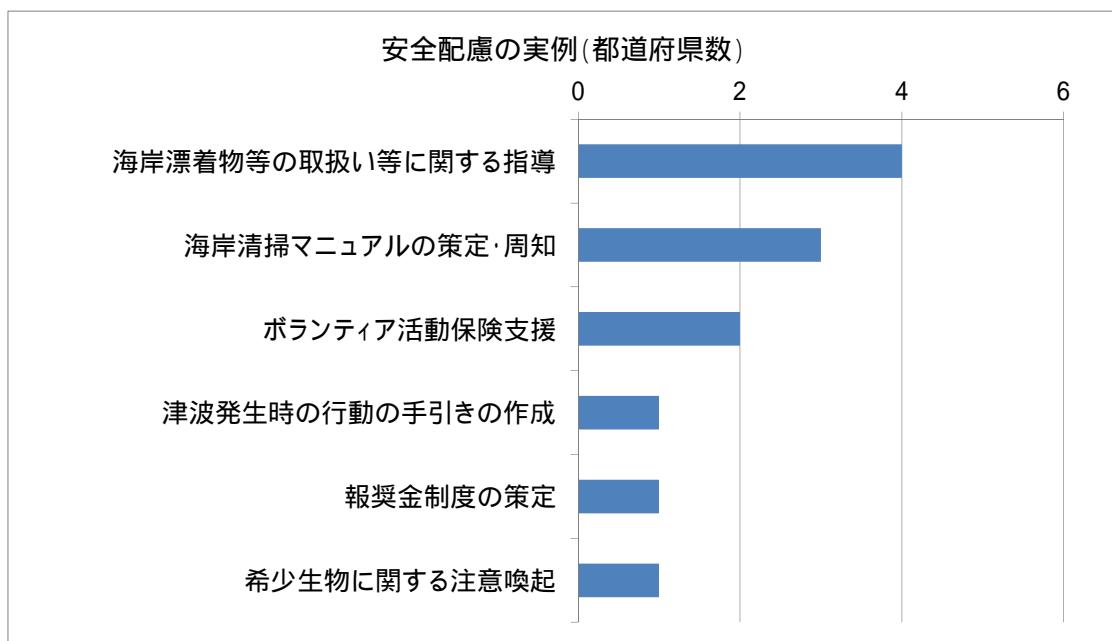


図7-2 安全配慮の実例

連携している、又は連携が想定される民間団体等(平成25年4月1日から平成26年11月末日まで)

連携している、又は連携が想定される民間団体等について表7-3、図7-3に示した。

清掃活動等を行っているNPO・NGO等との連携が最も多くなっていた。

表7-3 連携している、又は連携が想定される民間団体等

連携している、又は連携が想定される民間団体	都道府県数
清掃活動等を行っているNPO・NGO等	21
漁業協同組合	16
町内会・自治会	13
企業等	8
観光協会	5
商工会	2
森林組合	1
建設業協会	1
その他団体	24

連携している、又は連携が想定される民間団体等(都道府県数)

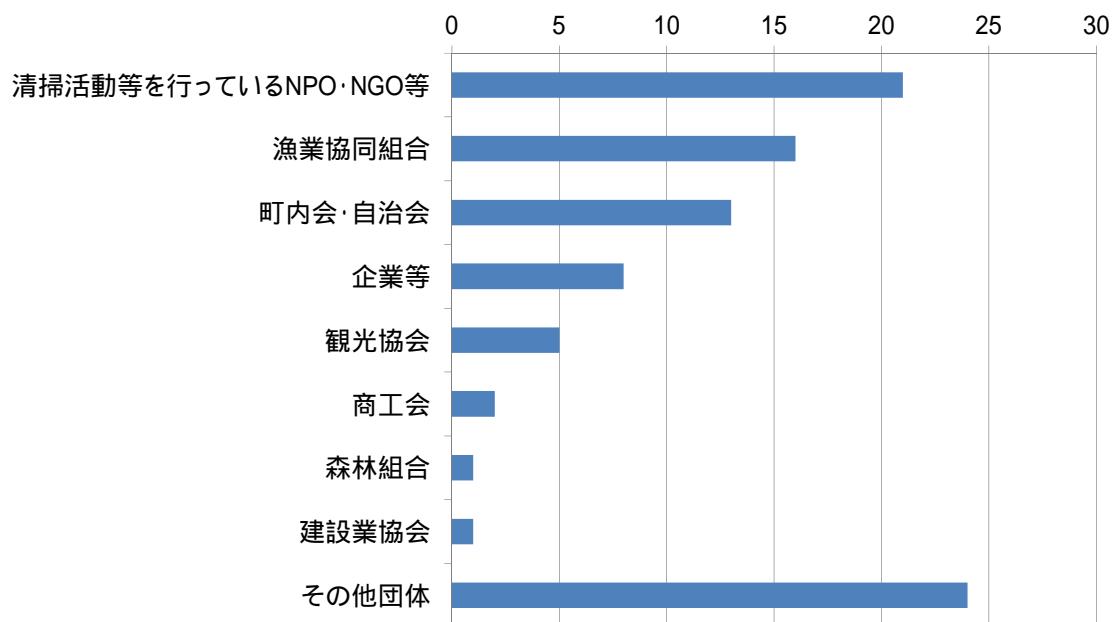


図7-3 連携している、又は連携が想定される民間団体等

## 8 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第26条、第27条）

（平成25年4月1日から平成26年11月末まで）

都道府県等が取り組む環境教育の推進、普及啓発の主な実例について表8-1～表8-5、図8-1～図8-5に示した。

なお、都道府県等が行っている事業のうち、環境省の基金事業を利用したものは「平成25年度基金」と「平成26年度基金」と記載し、した。また、都道府県独自の予算で実施した事業は「都道府県単独事業」とし、これら以外については「その他」と記載した。

表8-1 環境教育・普及啓発の実例(平成25年度基金)

実例（平成25年度基金）	都道府県数	都道府県名
ポスター・パネルの展示	10	山形県、富山県、石川県、愛知県、鳥取県、香川県、高知県、長崎県、大分県、宮崎県
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	8	山形県、富山県、三重県、兵庫県、香川県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
環境イベント・フォーラム・キャッシュペーン等啓発活動	7	秋田県、山形県、三重県、京都府、徳島県、熊本県、鹿児島県
新聞・TV・HP等による啓発活動	6	青森県、富山県、愛知県、鳥取県、香川県、宮崎県
清掃活動・クリーンアップ活動	6	山形県、富山県、愛知県、京都府、和歌山県、山口県
学校・企業における教育の実施	5	山形県、富山県、愛知県、京都府、島根県
研修会等の実施	4	山形県、香川県、大分県、鹿児島県
普及啓発用看板の設置	1	高知県
パトロール・呼びかけ	1	神奈川県
団体交流会	1	三重県
普及啓発員の採用	1	兵庫県

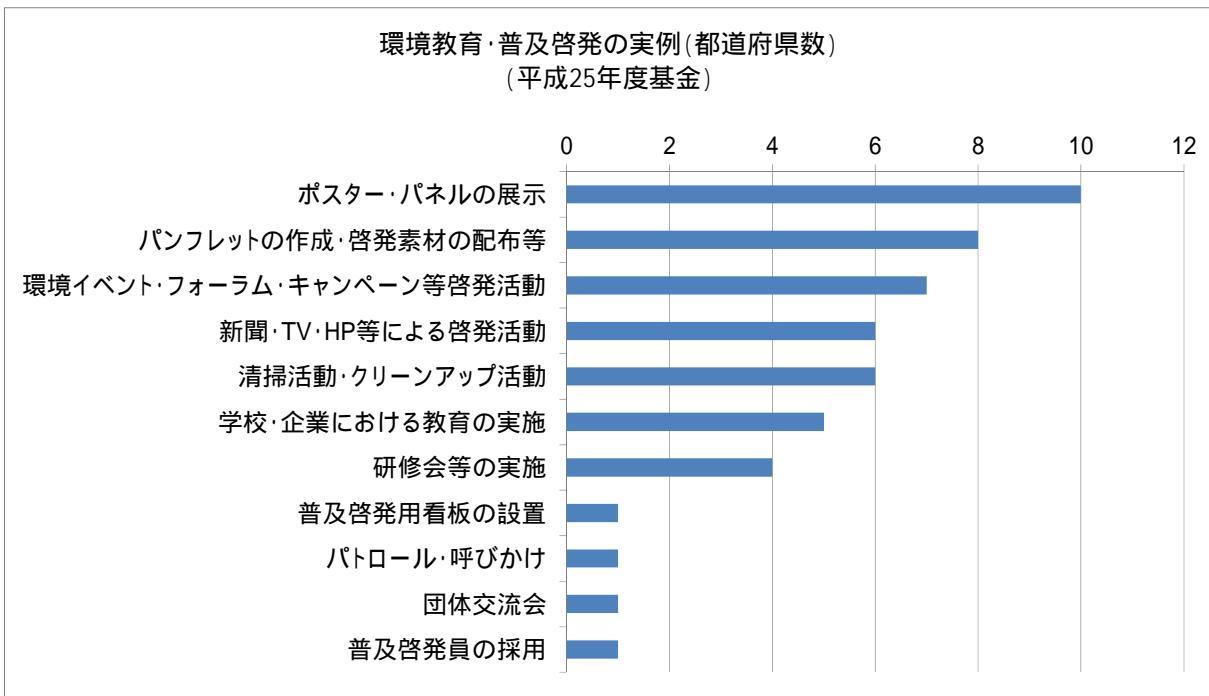


図8-1 環境教育・普及啓発の実例(平成25年度基金)

表8-2 環境教育・普及啓発の実例(平成26年度基金)

実例(平成26年度基金)	都道府県数	都道府県名
清掃活動・クリーンアップ活動	10	山形県、富山県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、和歌山県、山口県、香川県、大分県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	10	秋田県、山形県、富山県、三重県、京都府、徳島県、香川県、愛媛県、大分県、鹿児島県
ポスター・パネルの展示	9	青森県、山形県、富山県、石川県、愛知県、鳥取県、香川県、高知県、長崎県
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	7	新潟県、三重県、兵庫県、香川県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県
新聞・TV・HP等による啓発活動	7	青森県、秋田県、神奈川県、三重県、鳥取県、香川県、宮崎県
学校・企業における教育の実施	6	山形県、富山県、愛知県、三重県、京都府、島根県
研修会等の実施	4	青森県、山形県、香川県、鹿児島県
他団体と連携	2	長崎県、沖縄県
海浜美化フォーラムへの講師派遣	1	三重県
パトロール・呼びかけ	1	神奈川県
普及啓発員の採用	1	兵庫県
普及啓発用車借上	1	兵庫県

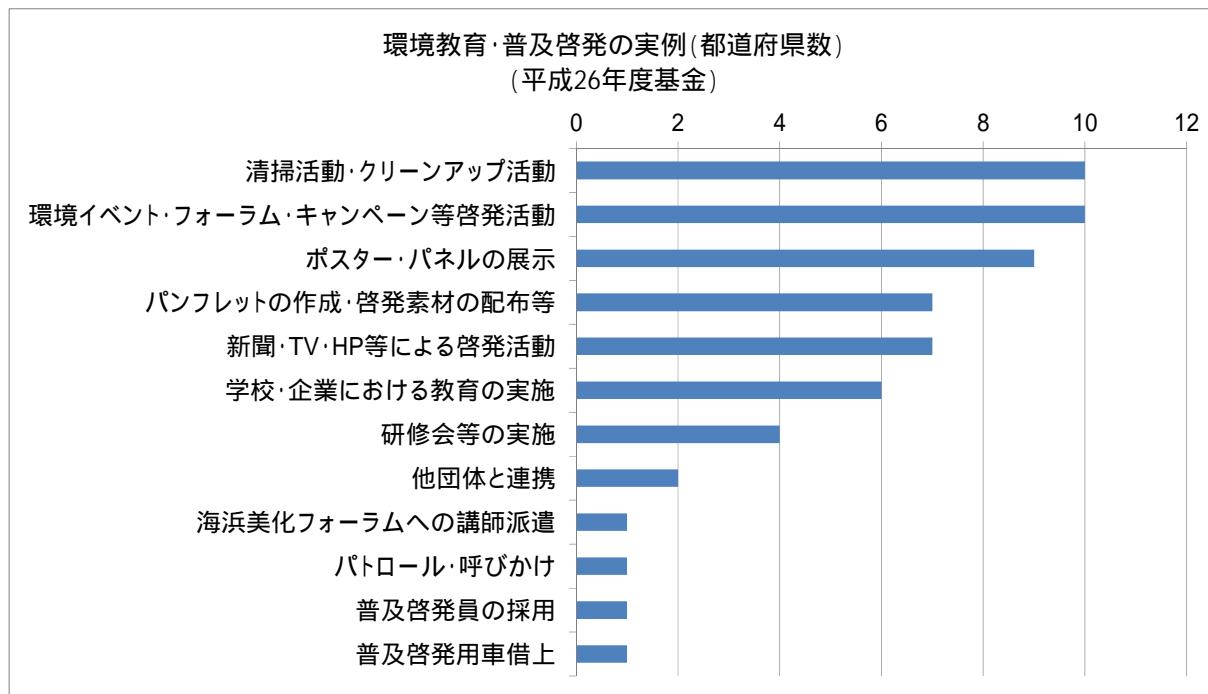


図8-2 環境教育・普及啓発の実例(平成26年度基金)

表 8-3 環境教育・普及啓発の実例（都道府県単独事業）

実例（都道府県単独事業）	都道府県数	都道府県名
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	3	青森県、岐阜県、三重県
ポスター・パネルの展示	3	青森県、山梨県、沖縄県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	3	富山県、三重県、京都府
新聞・TV・HP等による啓発活動	3	青森県、富山県、岡山県
学校・企業における教育の実施	1	三重県
海浜美化フォーラムへの講師派遣	1	三重県
団体交流会	1	三重県

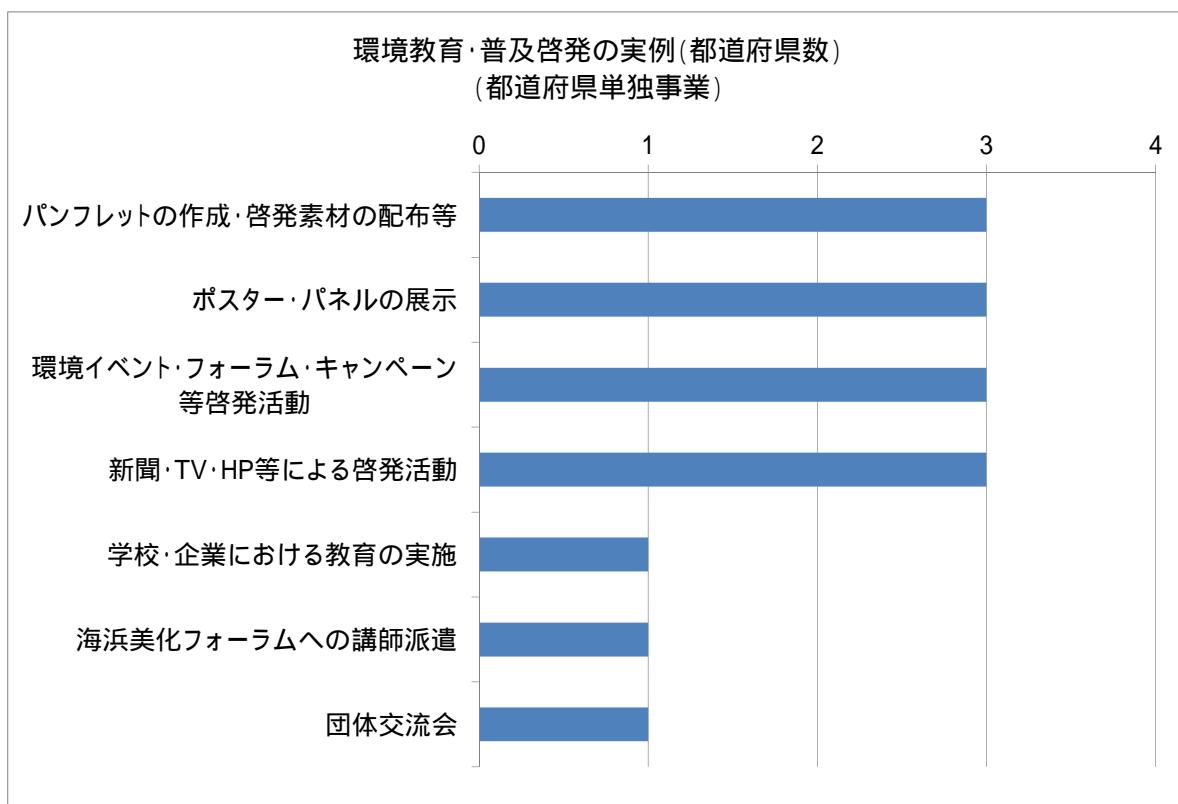


図 8-3 環境教育・普及啓発の実例（都道府県単独事業）

表 8-4 環境教育・普及啓発の実例（その他）

実例（その他）	都道府県数	都道府県名
新聞・TV・HP等による啓発活動	6	神奈川県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、宮崎県
ポスター・パネルの展示	4	神奈川県、愛知県、山口県、香川県
学校・企業における教育の実施	4	千葉県、神奈川県、山口県、香川県
清掃活動・クリーンアップ活動	4	千葉県、神奈川県、山梨県、福岡県
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	2	千葉県、福岡県
ボランティア団体の認定	2	広島県、香川県
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	2	神奈川県、愛媛県
研修会等の実施	1	神奈川県
普及啓発用看板の設置	1	神奈川県
他団体と連携	1	神奈川県
関係者への指導	1	福岡県

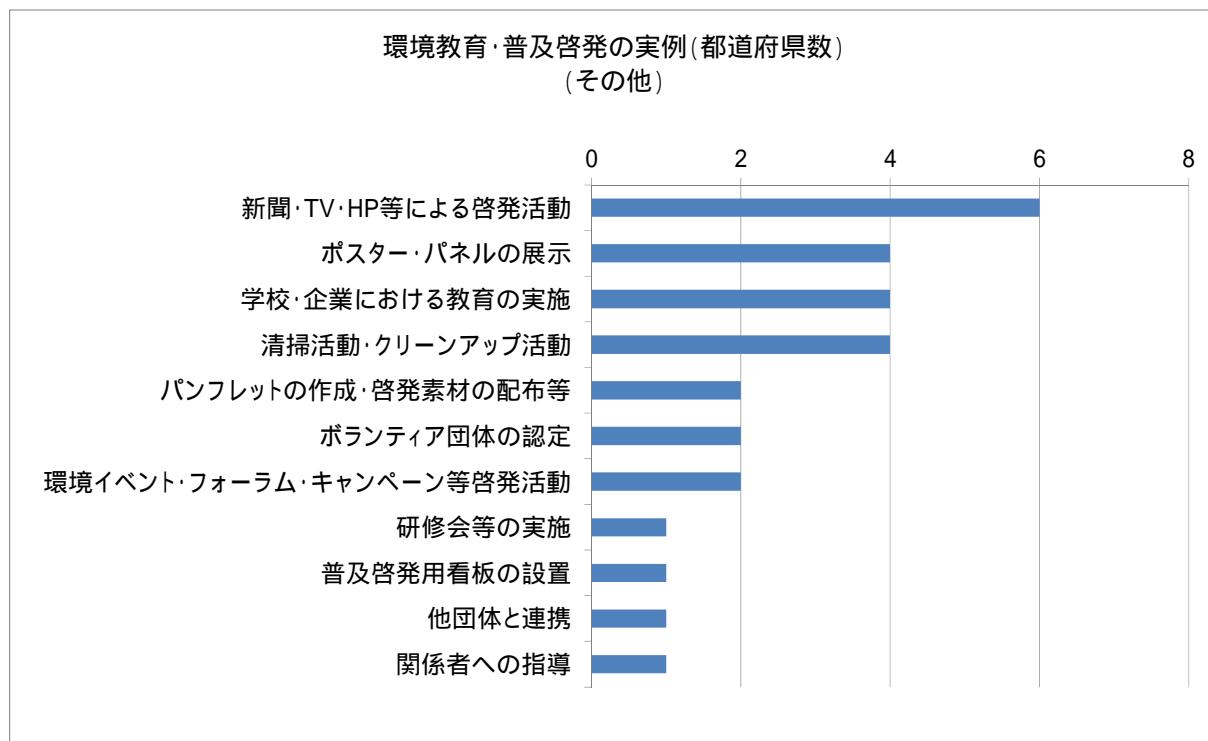


図 8-4 環境教育・普及啓発の実例（その他）

表 8-5 環境教育・普及啓発の実例（件数）

実例	件数
環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動	35
新聞・TV・HP等による啓発活動	33
清掃活動・クリーンアップ活動	23
ポスター・パネルの展示	23
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	22
学校・企業における教育の実施	20
研修会等の実施	7
他団体と連携	3
ボランティア団体の認定	2
普及啓発用看板の設置	2
パトロール・呼びかけ	1
団体交流会	1
普及啓発員の採用	1
普及啓発用車借上	1
関係者への指導	1
海浜美化フォーラムへの講師派遣	1

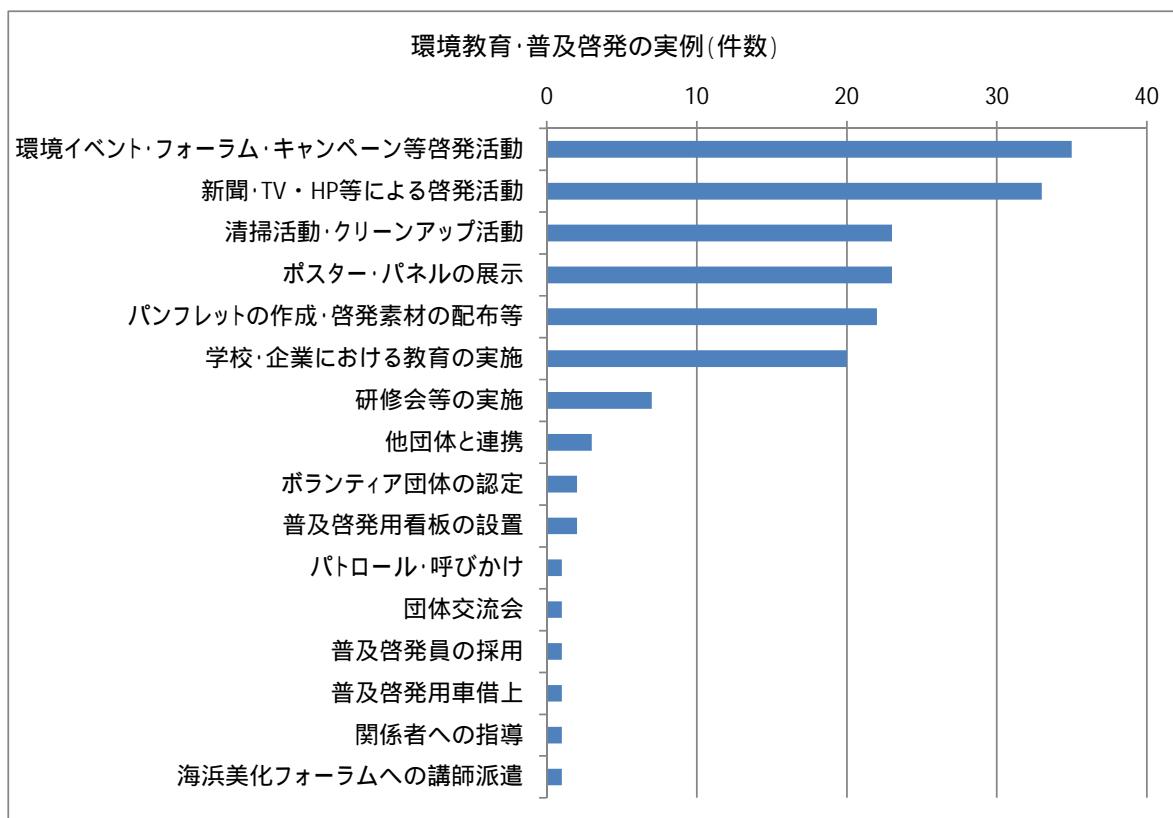


図 8-5 環境教育・普及啓発の実例（件数）

## 9 ごみ等を捨てる行為の防止措置(法第23条、26条、27条)

都道府県等が取り組んだごみ等を捨てる行為の防止措置の実例について以下に示した。

なお、都道府県等が行っている事業のうち、環境省の基金事業を利用したものは「平成25年度基金」、「平成26年度基金」と事業年度によって区分した。また、都道府県が独自の予算で実施したものは「都道府県単独事業」と、これら以外については「その他」と記載した。

**発生抑制対策として波及効果が期待される実例（平成25年4月1日から平成26年11月末日まで）**

都道府県等が取り組んだ発生抑制対策として波及効果が期待される実例について表9-1-1～表9-1-4、図9-1-1～図9-1-4に示した。

表9-1-1 発生抑制対策として波及効果が期待される実例(平成25年度基金)

実例(平成25年度基金)	都道府県数	都道府県名
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	4	富山県、三重県、宮崎県、鹿児島県
人材育成	2	香川県、沖縄県
新聞・TV・HP等による啓発活動	1	香川県
清掃活動・クリーンアップ活動	1	徳島県

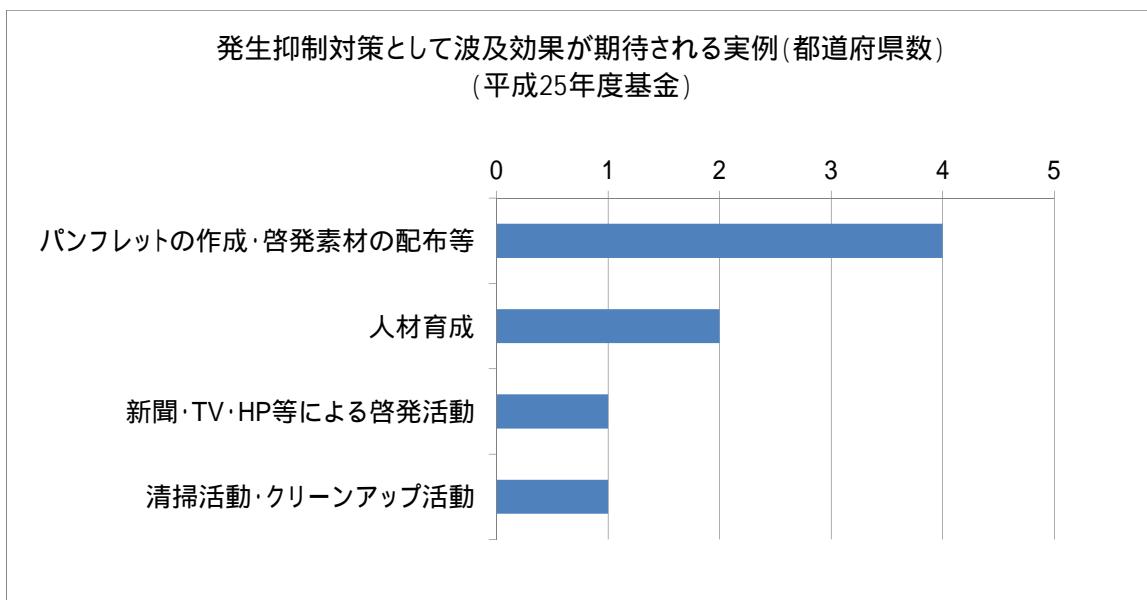


図9-1-1 発生抑制対策として波及効果が期待される実例(平成25年度基金)

表9-1-2 発生抑制対策として波及効果が期待される実例(平成26年度基金)

実例(平成26年度基金)	都道府県数	都道府県名
環境イベント・フォーラム ・キャンペーン等啓発活動	3	富山県、山口県、徳島県
パンフレットの作成 ・啓発素材の配布等	1	香川県
上流域の関係団体、住民による 海岸の視察、清掃活動	1	長崎県
新聞・TV・HP等による啓発活 動	1	大分県
清掃活動・クリーンアップ活動	1	徳島県
人材育成	1	香川県

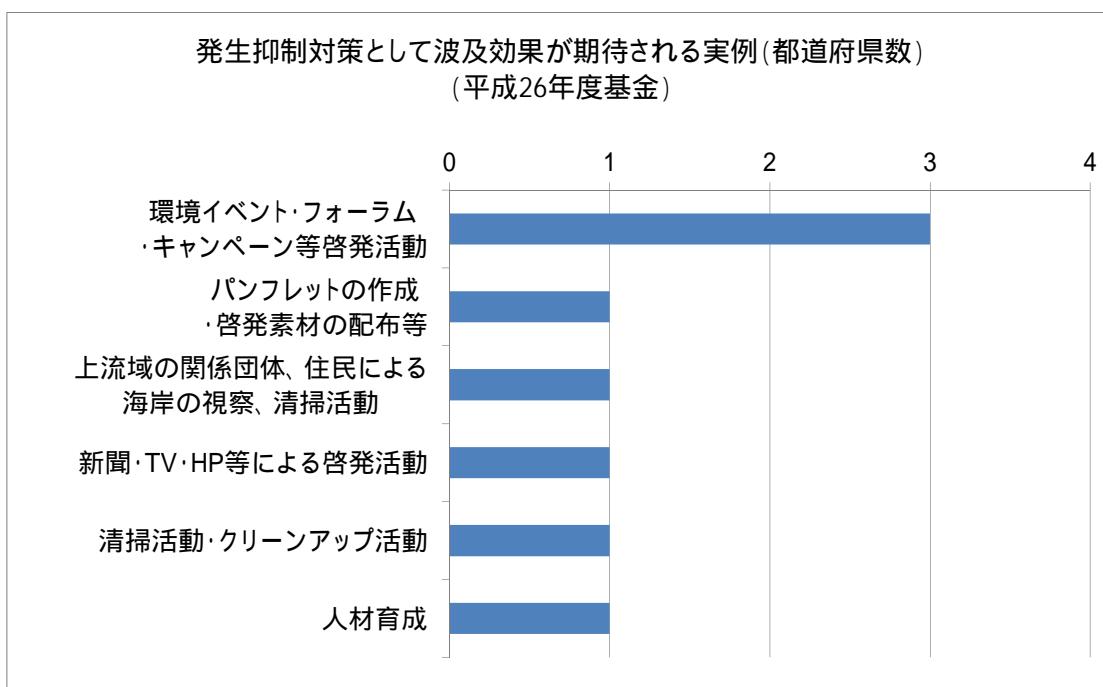


図9-1-2 発生抑制対策として波及効果が期待される実例(平成26年度基金)

表 9-1-3 発生抑制対策として波及効果が期待される実例（都道府県単独事業）

実例（都道府県単独事業）	都道府県数	都道府県名
学校企業における教育の実施	1	富山県
新聞・TV・HP等による啓発活動	1	大分県
清掃活動・クリーンアップ活動	1	沖縄県

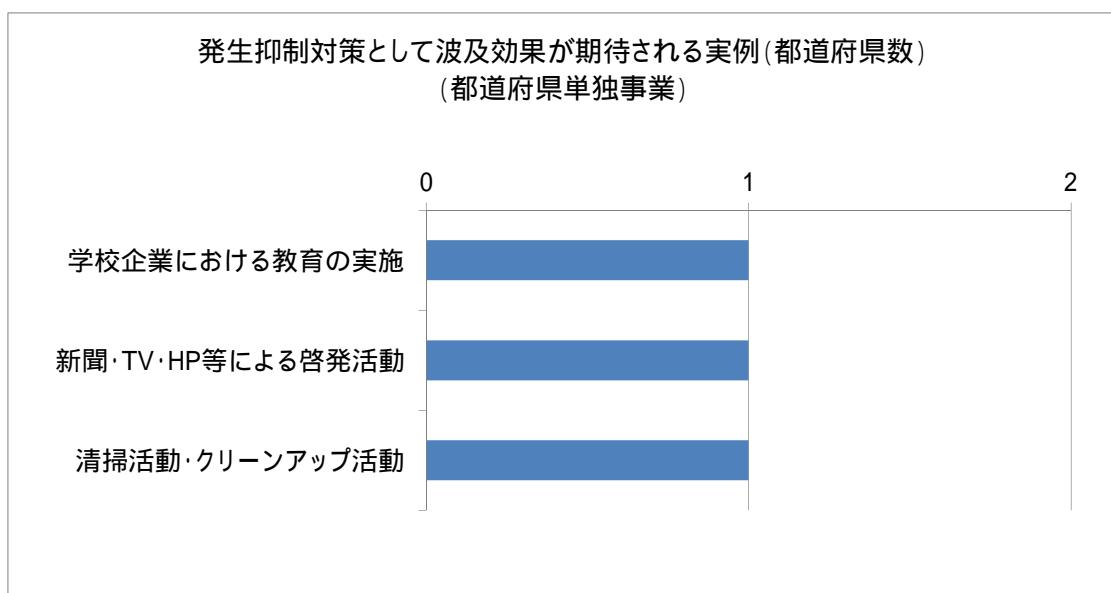


図 9-1-3 発生抑制対策として波及効果が期待される実例（都道府県単独事業）

表 9-1-4 発生抑制対策として波及効果が期待される実例（その他）

実例（その他）	都道府県数	都道府県名
パンフレットの作成 ・啓発素材の配布等	2	茨城県、三重県
環境イベント・フォーラム ・キャンペーン等啓発活動	2	山形県、愛知県
清掃活動・クリーンアップ活動	2	千葉県、和歌山県
海岸利用者等へのごみの 持ち帰り等の直接のよびかけ	1	千葉県
新聞・TV・HP等による啓発活動	1	愛媛県

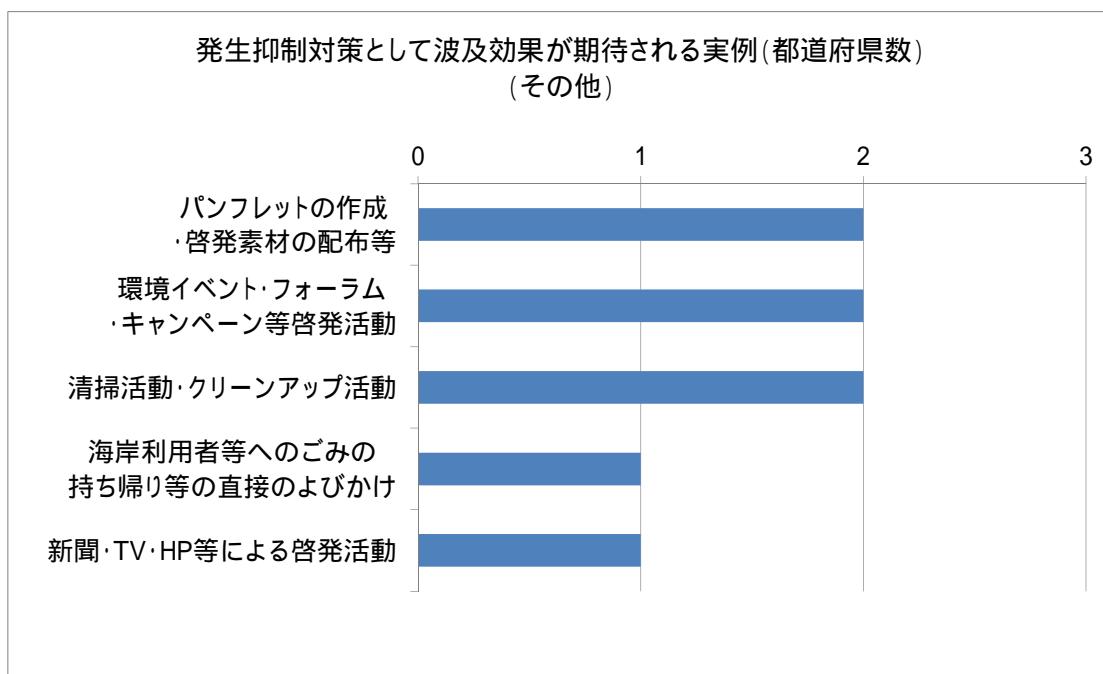


図 9-1-4 発生抑制対策として波及効果が期待される実例（その他）

発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題（平成25年4月1日から平成26年11月末日まで）

都道府県等が取り組んだ発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題について表9-2-1～表9-2-4、図9-2-1～図9-2-4に示した。

表9-2-1 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(平成25年度基金)

検討課題(平成25年度基金)	都道府県数	都道府県名
普及啓発の効果的な実施時期や方法の検討が必要	2	鳥取県、鹿児島県
流木の具体的な発生抑制対策が必要	2	宮崎県、鹿児島県
ごみの持ち帰り等を徹底するための方法の検討が必要	1	神奈川県
河川ごみが発生原因であることの周知、啓発が必要	1	富山県
海外由来ごみの発生抑制対策が必要	1	沖縄県
国際間の連携・協力が必要	1	島根県
上流地域との連携方法の検討が必要	1	兵庫県
内陸部の住民への普及啓発が必要	1	京都府
離島等における人材育成が必要	1	沖縄県
環境教育の強化が必要	1	沖縄県

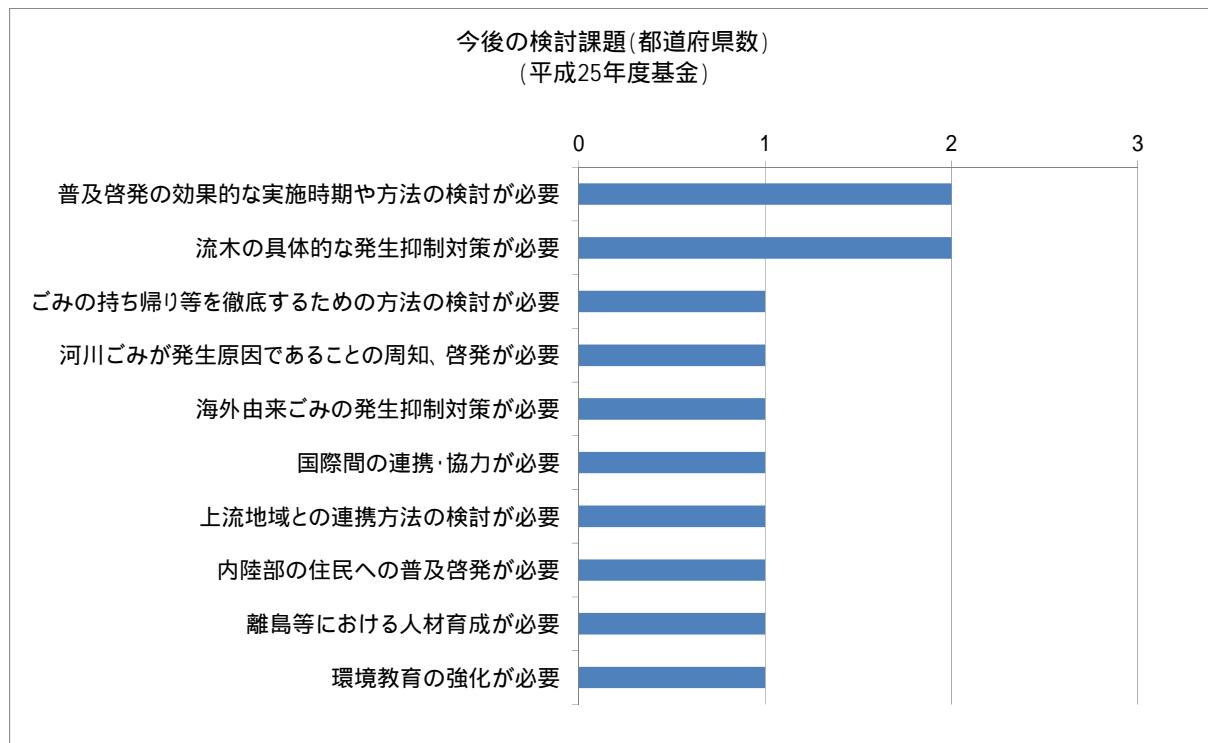


図9-2-1 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(平成25年度基金)

表9-2-2 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(平成26年度基金)

検討課題 (平成26年度基金)	都道府県数	都道府県名
国際間の連携・協力が必要	2	島根県、沖縄県
内陸部の住民への普及啓発が必要	2	富山県、京都府
普及啓発の効果的な実施時期や方法の検討が必要	2	島根県、鹿児島県
ごみの持ち帰り等を徹底するための方法の検討が必要	1	神奈川県
流木の具体的な発生抑制対策が必要	1	宮崎県

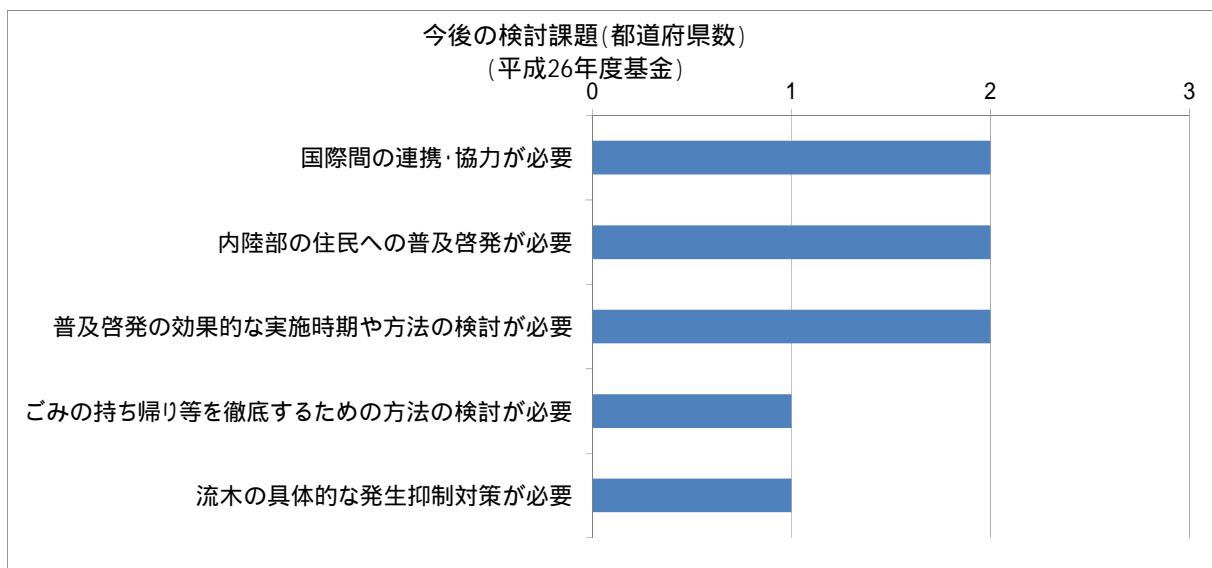


図9-2-2 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題(平成26年度基金)

表 9-2-3 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題（都道府県単独事業）

検討課題（都道府県単独事業）	都道府県数	都道府県名
内陸部の住民への普及啓発	1	富山県

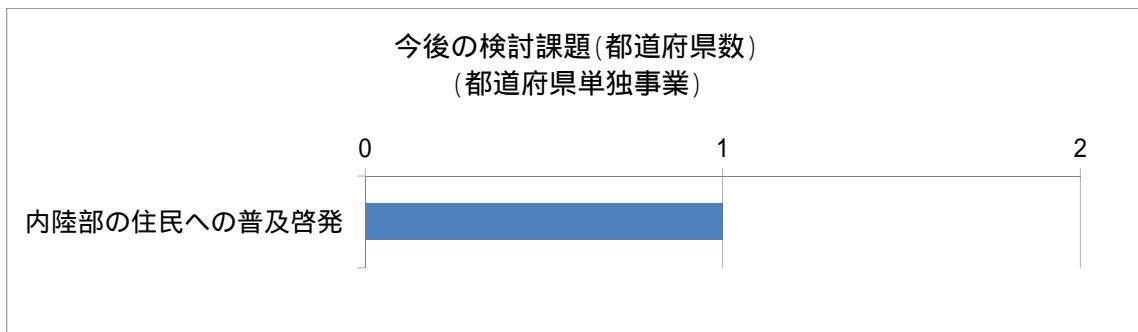


図 9-2-3 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題（都道府県単独事業）

表 9-2-4 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題（その他）

検討課題（その他）	都道府県数	都道府県名
広域レベルで取り組む対策が必要 (国、県、民間等との連携)	4	千葉県、三重県、和歌山県、山口県
河川・海岸での不法投棄対策が必要	3	千葉県、福岡県、大分県
ボランティア清掃活動参加者が減少傾向にあること	2	香川県、大分県
河川経由や河川が発生源であることもあり、この周知、啓発が必要	2	千葉県、愛知県
国際間の連携・協力が必要	2	福岡県、長崎県
調査・事業の長期的な継続が必要	2	広島県、徳島県
内陸部の住民への普及啓発が必要	2	山口県、愛媛県
普及啓発の効果的な実施時期や方法の検討が必要	2	茨城県、三重県
財源の問題で継続が困難	2	新潟県、佐賀県
河川ごみの発生原因者や発生場所の特定が困難	1	北海道
離島等における人材育成が必要	1	山形県
リサイクルの実証実験が必要	1	北海道
普及啓発活動実施が特定の団体に偏ることなく行われることが必要	1	秋田県
夏季には花火が多いため啓発活動が必要	1	千葉県
清掃活動団体の協力、意見交換等による情報収集が必要	1	広島県
連携強化が必要（県、市町関係機関等の行政機関の連携、漁業関係機関との連携）	1	広島県

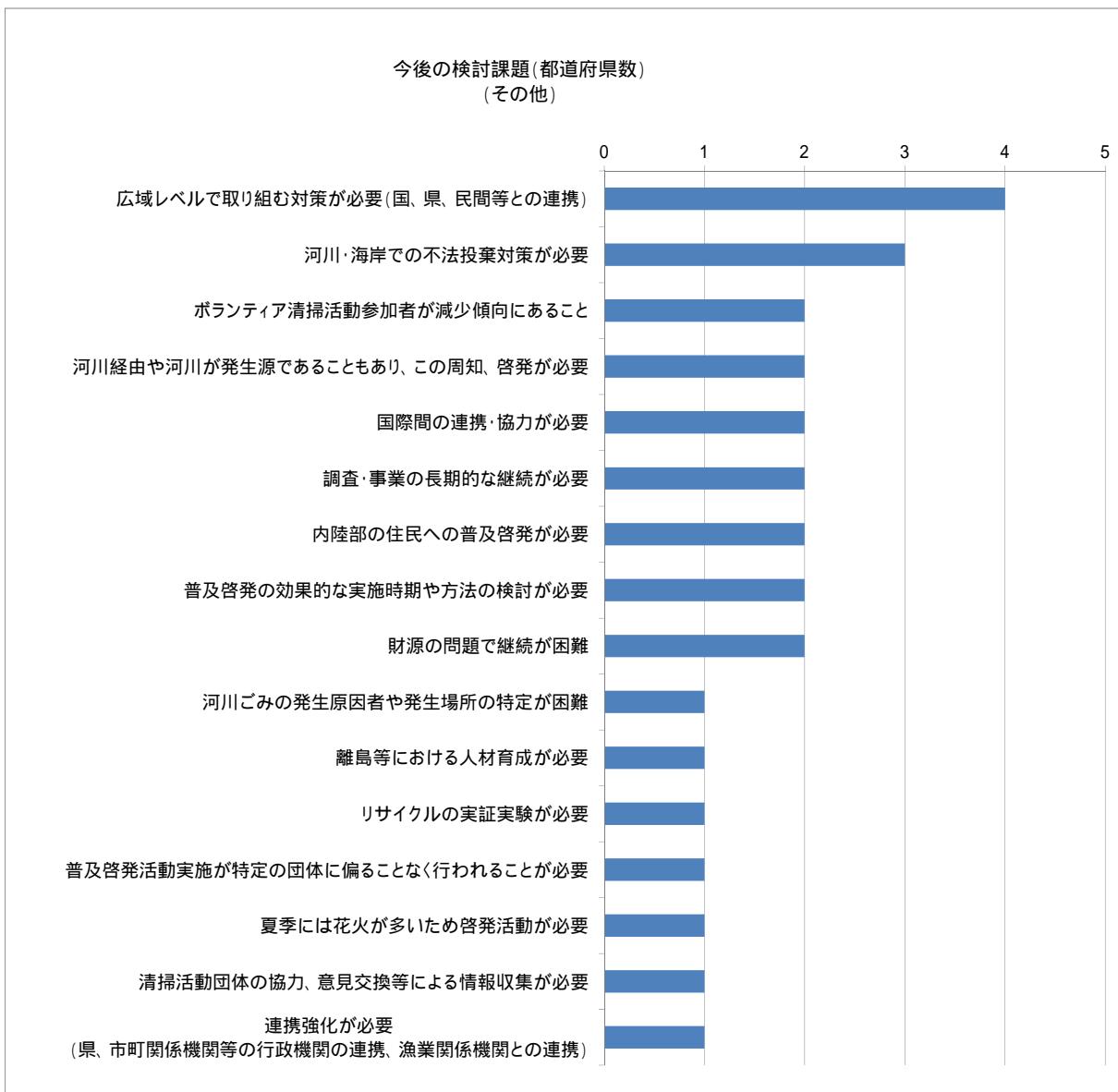


図 9-2-4 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題（その他）

### 発生抑制対策に係る今後の予定(平成 26 年 11 月末日現在)

都道府県等が取り組む発生抑制対策のこれから予定について表9-3-1、図9-3-1に示した。

「パンフレットの作成・啓発素材の配布等」が最も多くなっていた。

表9-3-1 発生抑制対策に係る今後の予定

これからの予定（基金）	都道府県数	都道府県名
パンフレットの作成・啓発素材の配布等	12	北海道、新潟県、富山県、三重県、和歌山県、岡山県、山口県、高知県、長崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県
上下流を含めた幅広い地域の関係者が連携した対策	6	富山県、島根県、広島県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
学校企業における教育の実施	5	千葉県、福井県、山梨県、愛知県、徳島県
新聞・TV・HP 等による啓発活動	5	北海道、青森県、鳥取県、大分県、宮崎県
キャンペーン・啓発活動	4	茨城県、山梨県、愛知県、香川県
環境イベント・フォーラム・キャンペーング等啓発活動	4	北海道、山形県、山口県、熊本県
沿岸ごみ調査	4	東京都、鳥取県、島根県、広島県
清掃活動・クリーンアップ活動	3	山形県、千葉県、京都府
発生抑制に係る普及啓発事業	3	栃木県、石川県、鹿児島県
ボランティア清掃活動への支援	2	徳島県、大分県
ワークショップの開催	2	兵庫県、沖縄県
看板等の設置	2	千葉県、福岡県
警備業者による夜間パトロール等の実施、民間協力団体の拡大等	2	千葉県、長崎県
発生源対策	2	静岡県、三重県
ごみの持ち帰り指導	2	千葉県、神奈川県
パトロール・監視活動	1	福岡県
一般県民を対象とした普及啓発用のパネル展示	1	青森県
人材育成	1	香川県

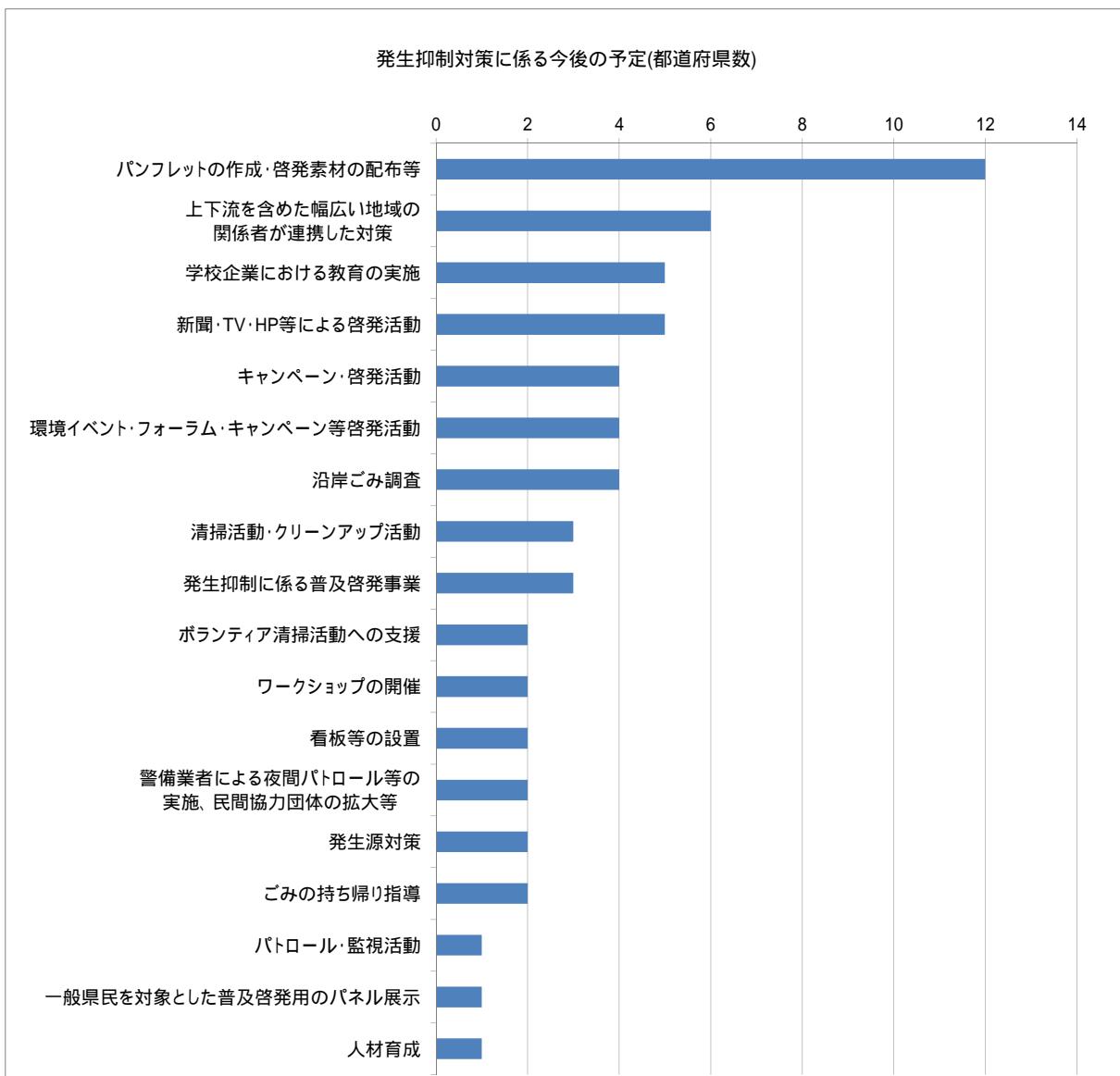


図9-3-1 発生抑制対策に係る今後の予定

## 10 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第28条）

効率的な処理（平成25年4月1日から平成26年11月末日まで）

海岸漂着物等の効率的な処理の実施状況について表10-1、図10-1に示した。

表10-1 海岸漂着物等の効率的な処理の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	7	北海道、神奈川県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、長崎県
取り組んでいない	40	その他の都道府県

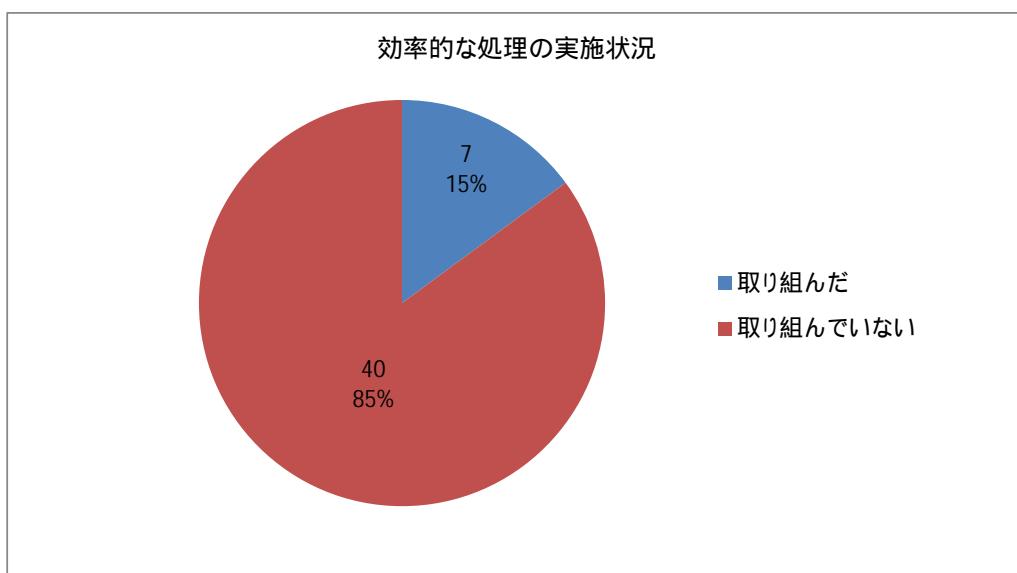


図10-1 海岸漂着物等の効率的な処理の実施状況

## 再生利用(平成25年4月1日から平成26年11月末日まで)

海岸漂着物等の再生利用の実施状況について表10-2、図10-2に示した。

表10-2 海岸漂着物等の再生利用の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	7	北海道、山形県、京都府、徳島県、長崎県、鹿児島県、沖縄県
取り組んでいない	40	その他の都道府県

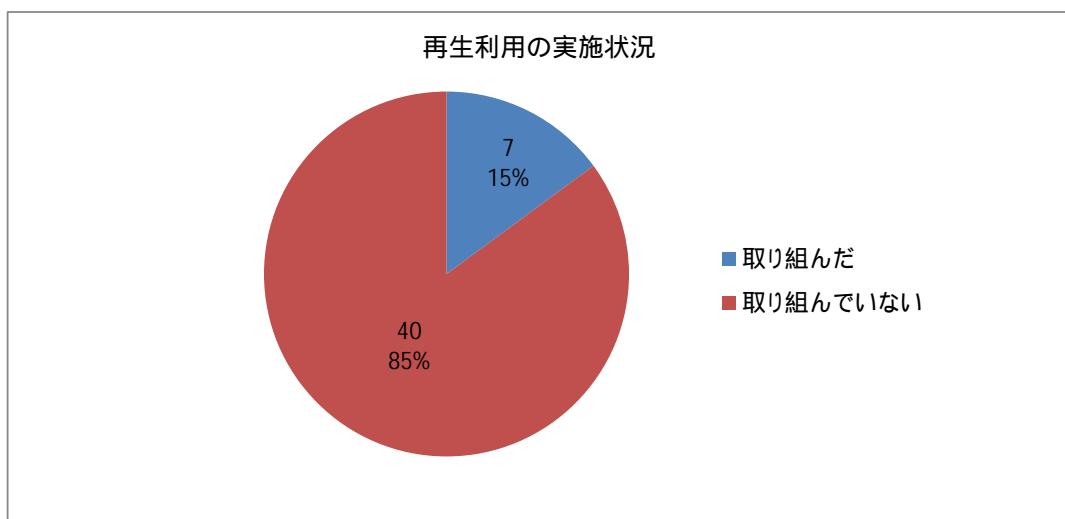


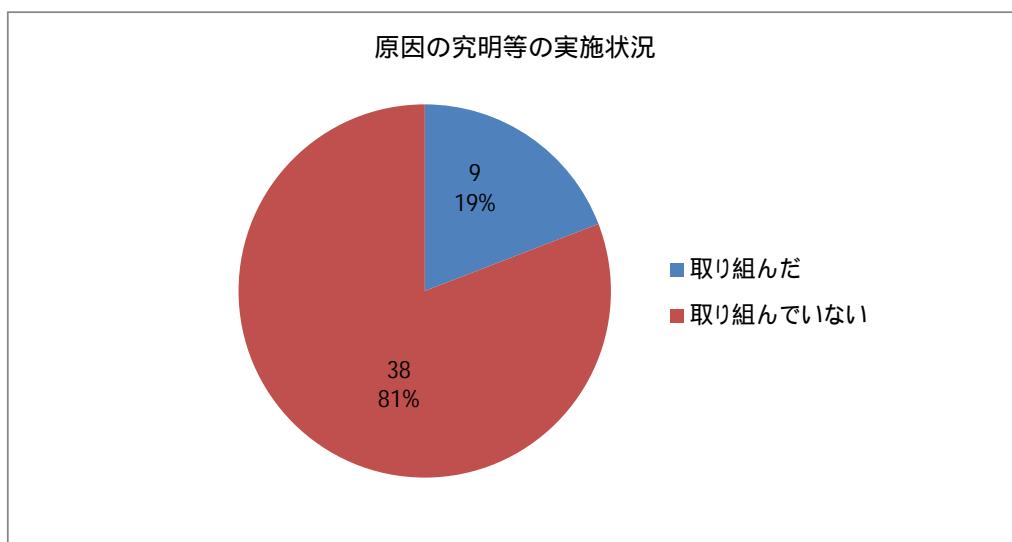
図10-2 海岸漂着物等の再生利用の実施状況

### 発生の原因の究明等(平成25年4月1日から平成26年11月末日まで)

海岸漂着物等の発生の原因の究明等の実施状況について表10-3、図10-3に示した。

表10-3 海岸漂着物等の原因の究明等の実施状況

実施状況	都道府県数	都道府県名
取り組んだ	9	北海道、山形県、富山県、島根県、香川県、福岡県、長崎県、大分県、沖縄県
取り組んでいない	38	その他の都道府県



### 成果の概要(平成25年4月1日から平成26年11月末日まで)

海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等の実施している都道府県の成果の概要について表10-4～表10-6に示した。

表10-4 効率的な処理の取組・成果の概要

都道府県	内 容
神奈川県	毎日の海岸パトロールで海岸の汚れ度を目視点検し、清掃が必要な基準に達したら清掃を実施するようにした。
鳥取県	定期的な巡回を行うとともに、地元住民や市町村等と連携して回収処理を実施。特に海水浴シーズンは迅速な対応ができる体制をとっている
島根県	市町村処理施設の調整
山口県	「山口県海岸漂着物処理マニュアル」を作成し、協議会等において周知した。 (平成25年度基金、平成26年度基金) 【山口県海岸漂着物処理マニュアルの掲載URL】 <a href="http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/chiikikeikaku.htm">http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/16kaigan/chiikikeikaku.htm</a>
香川県	海岸漂着物等の動態調査を実施。(詳細調査中)
長崎県	長崎県海岸漂着物回収・処理・発生抑制事例集作成 (平成25年度基金) 長崎県海岸清掃マニュアル作成 (平成26年度基金)

表10-5 再生利用の取組・成果の概要

都道府県	内 容
山形県	流木等を食品加工時の助燃材(炭)とするための手法及び実証試験を行い、手法の確立がなされた。(平成25年度基金、平成26年度基金)
京都府	流木を野積みにして脱塩した後チップ化して畑等の土壤改良材として使用した事例や、漂着海岸付近での階段整備に流木を使用した事例。(平成25年度基金)
徳島県	流木等再生可能な海岸漂着物について、一般廃棄物再生利用業者を通じ、チップ化などのリサイクルを行った。
長崎県	長崎県海岸漂着物回収・処理・発生抑制事例集作成 (平成25年度基金) 長崎県海岸清掃マニュアル作成 (平成26年度基金)
鹿児島県	流木の破碎・堆肥化
沖縄県	県内における海岸漂着物の再資源化の可能性に関する調査検討を実施中である。(平成25年度基金、平成26年度基金)

表10-6 発生原因の究明等の取組・成果の概要

都道府県	内 容
山形県	農業用水路へのごみの流入量及び種類を調査し、原因についての予測を行った。
富山県	漂着物の多い海岸を対象とした詳細調査を実施し、県内陸部から河川を通じて流出したごみが多く漂着していること、気象の影響により漂着物の量に差が生じることなどを把握。（平成 25 年度基金、平成 26 年度基金） 県内河川におけるごみの分布状況、流出実態の調査を実施（平成 25 年度基金） (調査結果を活用したリーフレット、マップをホームページに掲載 <a href="http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00014049.html">http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/kj00014049.html</a> )
島根県	海辺の漂着物調査による発生国調査
香川県	川からの動態調査を実施。（詳細調査中）
福岡県	遠賀川由来海岸漂着ごみ実態調査として ・アンケート調査等による実態把握（平成 25 年度基金） ・海岸漂着ごみの現地調査等による実態把握（平成 26 年度基金） 発生抑制対策の検討の基礎資料とした。
長崎県	長崎県海辺の漂着物調査（平成 25 年度基金、平成 26 年度基金） 韓国における海岸漂着物等実態調査（平成 26 年度基金）
大分県	県内海岸漂着物の実態調査（平成 26 年度基金 実施中）
沖縄県	県内 2 級河川におけるごみ調査（平成 26 年度基金…65 河川）

## 11 海岸漂着物対策事業に係る事業費等（法第29条）

事業費等(平成25年4月1日から平成26年11月末日まで)

平成25年度、平成26年度（平成26年11月末時点）における海岸漂着物対策（国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市町村単独事業を含む）に係る主要事項について、表11-1、表11-2に示した。

平成25年度では都道府県事業、市町村事業ともに、国庫補助事業が大きな割合（事業費ベース）を占めた。（国庫事業の割合：都道府県事業87%、市町村事業85%）

表11-1 海岸漂着物対策事業に係る平成25年度事業費（全国合計 単位：千円）

					平成25年度				備 考			
					清掃回数 又は事業 件数	事業費 (千円)	回収量(t)	回収量 (m3)				
都道府県事業	国庫 補助事業	直営	基金事業	計画策定等	6	2,565	-	-				
				回収・処理	986	1,736,340	23,129	66,284				
				発生抑制	103	357,665	-	-				
			災害事業	回収・処理	18	387,459	966	21,775				
				その他	-	-	-	-				
		民間団体補助	その他	回収・処理	-	-	-	-				
				その他	1	5,351	-	-				
			都道府県 単独事業	回収・処理	-	-	-	-				
				その他	-	-	-	-				
			直営	回収・処理	318	367,902	1,833	8,223				
				その他	5	7,349	-	-				
			民間団体補助	回収・処理	305	11,945	619	26				
				その他	1	260	-	-				
小計(都道府県事業)					1,743	2,876,836	26,547	96,308				
市町村事業 <small>(一部事務組合等を含む)</small>	国庫 補助事業	直営	基金事業	回収・処理	3,317	1,190,352	7,025	32,432				
				発生抑制	91	8,550	-	-				
			災害事業	回収・処理	11	4,188	130	343				
				その他	-	-	-	-				
			その他	回収・処理	12	3,503	9	-				
				その他	-	-	-	-				
		民間団体補助	回収・処理	22	3,133	97	4					
				その他	-	-	-	-				
			都道府県 補助事業 <small>(国庫補助 以外)</small>	回収・処理	17	25,560	365	141				
				その他	1	190	-	-				
			民間団体補助	回収・処理	13	1,052	45	-				
				その他	-	-	-	-				
		市町村 単独事業	直営	回収・処理	1,357	143,808	1,763	1,344				
				その他	13	2,135	-	-				
			民間団体補助	回収・処理	2,805	37,429	606	5,038				
				その他	12	3,415	-	-				
小計(市町村事業)					7,671	1,423,315	10,040	39,302				
合計					9,414	4,300,151	36,587	135,610				

表11-2 海岸漂着物対策事業に係る平成26年度事業費（全国合計 単位：千円）

					H26年度				備 考		
					清掃回数 又は事業 件数	事業費 (千円)	回収量(t)	回収量 (m3)			
都道府県事業	国庫 補助事業	直営	基金事業	計画策定等	8	8,415	-	-			
				回収・処理	282	1,077,114	7,004	12,229			
				発生抑制	86	426,148	-	-			
			災害事業	回収・処理	4	151,536	395	11,440			
				その他	-	-	-	-			
		その他	回収・処理	1	1,000	80	-	-			
			その他	-	-	-	-				
			民間団体補助	回収・処理	1	99	-	-			
				その他	-	-	-	-			
	都道府県 単独事業	直営	回収・処理	259	179,858	1,341	2,433				
			その他	3	4,862	-	-	-			
			回収・処理	203	13,717	491	111				
		民間団体補助	その他	1	260	-	-	-			
小計(都道府県事業)					848	1,863,009	9,310	26,213			
市町村事業 (一部事務組合等を含む)	国庫 補助事業	直営	基金事業	回収・処理	2,730	1,582,564	6,163	32,969			
				発生抑制	49	28,846	-	-			
			災害事業	回収・処理	-	-	-	-			
				その他	-	-	-	-			
			その他	回収・処理	6	684	23	-			
				その他	-	-	-	-			
		民間団体補助	回収・処理	6	353	7	4				
			その他	-	-	-	-	-			
	都道府県 補助事業 (国庫補助 以外)	直営	回収・処理	35	27,969	174	654				
			その他	8	7,590	-	-	-			
		民間団体補助	回収・処理	15	1,047	18	-	-			
			その他	-	-	-	-	-			
	市町村 単独事業	直営	回収・処理	907	80,412	786	861				
			その他	8	1,498	-	-	-			
		民間団体補助	回収・処理	2,032	29,956	450	3,639				
			その他	12	1,375	-	-	-			
小計(市町村事業)					5,808	1,762,294	7,621	38,127			
合計					6,656	3,625,303	16,931	64,341			

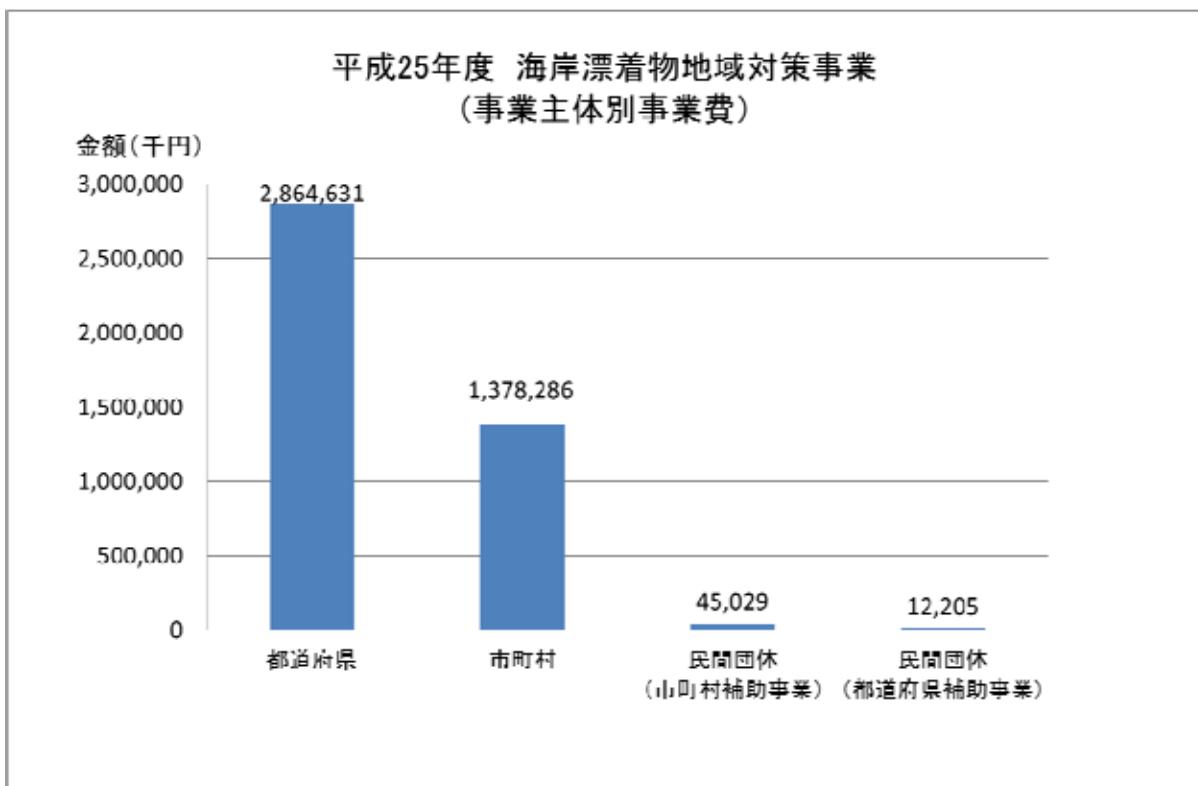


図 11-1 平成 25 年度 海岸漂着物地域対策推進事業 (事業主体別事業費)

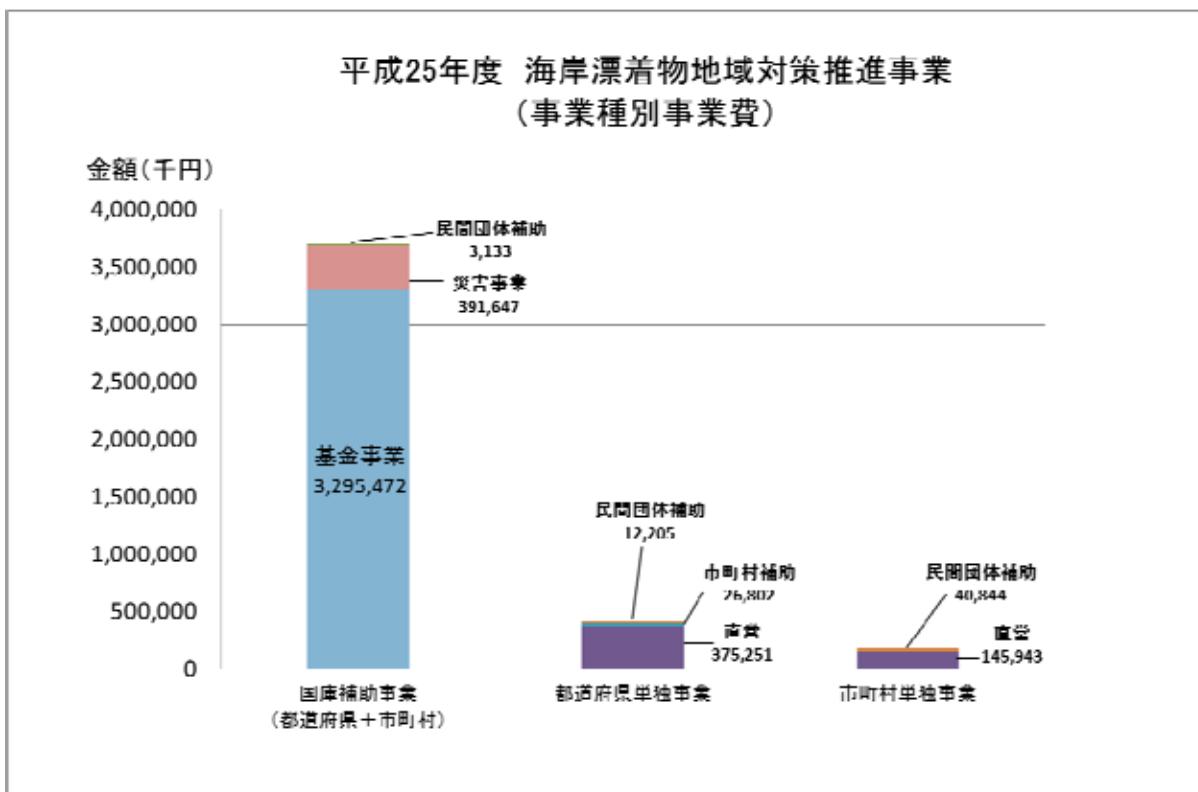


図 11-2 平成 25 年度 海岸漂着物地域対策推進事業 (事業費別事業費)

「その他」の内容(平成25年4月1日から平成26年11月末日まで)

表11-1、表11-2のうち「その他」の内容について、表11-3に示した。

表11-3 「その他」の実施内容

都道府県	各施策及びその概要
青森県	都道府県事業：オイルフェンスの設置
富山県	雇用創出基金事業（厚生労働省による基金事業）： 小矢部川流域をモデル地域として、流域の経済団体、農業・漁業団体、女性団体、自治会、行政機関等で構成する富山県海岸漂着物対策推進協議会小矢部川流域部会の設置・開催
石川県	都道府県事業：広域圏事務組合ヘビーチクリーナの無償貸与 市町村事業：市民によるボランティア清掃時のテントやベンチ等の設営
三重県	都道府県事業：パンフレットの作成
京都府	都道府県事業：漂着物管理のための仮置きに関する看板設置 市町村事業：発生抑制事業の一部負担
和歌山県	市町村事業：海岸クリーン活動
岡山県	都道府県事業： ・平成25年度 海底ごみ適正処理体制構築事業フォローアップ調査 ・平成26年度 海底ごみ普及啓発教材等の作成（テレビ放映及びDVD作成）
広島県	市町村事業： ・海上保安庁からの不法投棄に関する連絡に伴う現場での確認等の対応 ・回収用ビニール袋の購入
愛媛県	市町村事業：年1回実施される町内一斉清掃において回収・処理費用以外に要した経費
福岡県	都道府県事業： ・普及啓発ポスター、リーフレット作成、ボランティア傷害危険保険加入 市町村事業： ・不法投棄防止啓発ポスター作成 ・不法投棄警告看板作成

## 12 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題

各都道府県から自由回答で得られた海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題等についてとりまとめた。(平成26年11月末日現在)

### 課題、提案及び要望（財政以外）

海岸漂着物処理推進法の施行の有無にかかわらず、各都道府県において、海岸漂着物対策の推進にあたり意見が得られた課題、提案及び要望等についてまとめたものを表12-1に示した。

表 12-1 課題、提案および要望（財政以外）

発生抑制、啓発及び情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的な発生抑制の方法について、他都道府県でよい事例があれば情報を共有してほしい。</li> <li>河川流域の上下流に渡る幅広い地域の関係者が連携した発生抑制対策の先進事例の収集・紹介。</li> <li>アシ、草などの自然物の漂着への対応策の検討、事例の収集、紹介。</li> <li>漂着物の効率的な回収・処理方法の取組み事例の収集・紹介。</li> <li>国としても、国民向けに漂着物の発生抑制に係る全国的な普及啓発を実施していただきたい。</li> <li>海岸漂着ゴミの原因となる不法投棄を予防するための監視カメラの設置など、継続的に発生抑制対策となる事業の創設。</li> </ul>
仕組み・連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に発生抑制事業について、自治体間で実施内容にバラツキがあり、全国的に長期的な効果を狙うためには国が主体となって実施する内容があつてもよいのではないか。</li> <li>課題として、県、市町関係機関（環境、港湾、漁業）との連携。</li> <li>海岸漂着物は排出者が特定されにくく、また海外由来のものもあるなど、各自治体が個々に回収、処理しても根本的な対策になかなかつかがらない現状がある。当該内容に円滑に対応するため、今後も引き続き国が先導して海岸漂着物対策に取り組んでほしい。</li> <li>本県における漂着物は、上流河川からの流出物が多くを占めることから、河川と一体となった漂着物対策を要する。</li> </ul>
漂着物以外のごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>漂流ごみ、海底ごみの回収処理について、国・都道府県・市町村・民間団体等の役割分担を明確にするとともに、低コストで実施できるような方法についての、情報の提供をお願いしたい。</li> <li>海岸漂着物等の発生原因として、内陸の河川流域に不法投棄されたゴミが考えられるため、河川敷等内陸部のゴミを回収・処理できる事業の創設。</li> <li>海岸漂着物だけでなく、漂流物についても処理責任の明確化について検討いただきたい。現状、海上保安庁により拾得された漂流物は、水難救護法に基づき最初に到着した市町村へ引き渡されており、港湾をもつ市町村に過度の負担が生じている。</li> </ul>
国際問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本海沿岸諸国に対し、廃棄物の適正処理、原因の究明とその防止策、監視体制の強化などを国において働きかけること。</li> <li>国や外国籍の船舶などが漂着物の原因者である場合、処理費用の求償等に関して、国際的に調整する国レベルでの漂着物対策調整機関を設立すること。</li> <li>本県は海外由來のごみが大半を占め、発生源対策が困難な状況にある。国において、近隣諸国（中国、韓国、台湾等）に対して発生源対策を要請していただくとともに、その外交上の対応方針、状況について、丁寧に説明していただきたい。</li> </ul>
海岸漂着物の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>塩分を含んだ流木等の処理が遅々として進まない状況にある。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定漁具等有害物質を含む海岸漂着物の漂着状況の調査が毎年行われているところであるが、それにとどまらず、特定漁具等が生態系も含めた海岸環境へ及ぼす影響の度合い、対応方針・指針を示していただきたい。</li> </ul>

## 財政支援に関する要望

海岸漂着物対策に関する国による財政支援に関する要望についてまとめたものを、表12-2に示した。

表 12-2 財政支援に関する要望

恒久的な措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・海岸漂着物対策は比較的新しい概念であること、必ずしも住民の生命の安全について緊急性を伴う事業とは考えづらいこと、また、自治体の財政が厳しいことなどから、都道府県単独の事業費の予算措置に困難を伴っており、補助率の引き下げにより、自治体直営の海岸漂着物対策の執行に支障を来すことが想定される。今後、自治体が実施する海岸漂着物対策が将来にわたって計画できるよう、国においては、恒常的な補助事業制度の枠組みを構築していただき、今後の予算措置の方向性を明らかにしていただきたい。</li><li>・恒久的、かつ、海岸延長等に応じた十分な額の措置をお願いしたい。</li><li>・法第二十九条の規定により、政府による海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を、引き続き要望する。</li><li>・海岸漂着物の回収・処理費について、平成27年度より補助率が10/10から8~9.5/10となるが、負担分を捻出することが難しく、結果として回収・処理が平成25,26年度より実施できないことが予想される。法第29条「必要な財政上の措置を講じなければならない」に基づいて県や市町村負担が生じることがないよう、財政措置を求める。</li><li>・漂着の未然防止や漂着物の処理等に要する経費について、法に基づき、十分かつ恒久的な財源措置を講ずること。</li><li>・海岸漂着物の回収処理、発生抑制対策に必要となる経費について、恒常的な財政支援制度を創設してください。特に、地方自治体の負担とならないよう十分配慮していただきたい。</li><li>・海岸漂着物対策推進事業については、国の恒久的な財政措置が必要不可欠である。</li><li>・継続的な財政支援（10/10国庫）</li><li>・10/10補助の復活をお願いしたい。</li><li>・今後も確実に財政措置を講じること。</li><li>・海岸漂着物は海外由来のものも多く、国内由来のものも広域的な漂着することから、都道府県や市町村単位での取組では財政的な負担が大きい。このため、国において、地域の実情に即した対策が可能となる恒久的な財政措置をお願いする。</li><li>・持続して責務を果たすための国の財政支援の確立。</li><li>・海岸漂着物等地域対策推進事業は、従前国庫負担10/10だったものが、平成27年度から各自治体等の負担が発生することとなっている。本来、国は海岸漂着物処理推進法第29条の規定に基づき、海岸漂着物対</li></ul>
--------	---

	<p>策を推進するために必要な財政措置を講じる義務があることから、これ以上の地方負担の拡大が行われることがないよう要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助事業の補助率の 10/10 の復活。</li> <li>・海岸漂着物地域対策推進事業の国庫補助率（平成 27 年度、原則 8/10）を従前の 10/10 に引き上げていただきたい。</li> <li>・補助率が下げられる傾向にあり、自治体負担に限界がある。</li> </ul>
対象地域の限定解除・制度の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物の主な発生経路である河川のごみについて、回収・処理ができる補助内容にしていただきたい。</li> <li>・海岸漂着物の発生抑制として実施する河川ごみの回収処理に要する経費についても財政上の措置を講じていただきたい。</li> </ul>
連携・制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物等の対策について、これまで種々の補助金によりご支援いただいているが、海岸漂着物は大半が原因者不明ごみであり、毎年度大量に処理していることから、今後も補助事業を継続していただきたい。</li> <li>・漂流・漂着物の処理に係る補助事業の採択基準を緩和するなど、実効ある制度とすること。</li> <li>・実績を考慮し十分な額を措置すること。</li> <li>・柔軟な執行が可能な制度設計とすること。</li> </ul>



# 平成 26 年度海岸漂着物処理 推進法施行状況調査結果 ( 抜粋 )

## 海岸漂着物処理推進法施行状況調査 目次

1 地域計画の策定状況及び策定予定期について（法第 14 条関係） -----	219
2 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況（法第 22 条） -----	220
3 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第 23 条）-----	222
4 民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の実例（法第 25 条第 1 項及び第 2 項） -----	223
5 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第 26 条、第 27 条） -----	226
6 ごみ等を捨てる行為の防止措置(法第 23 条、26 条、27 条) -----	227
7 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第 28 条） -----	231
8 海岸漂着物対策事業に係る事業費等（法第 29 条） -----	232
9 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題 -----	235

1 地域計画の策定状況及び策定予定期について(法第14条関係)(平成26年11月末日現在)

47都道府県における地域計画の策定状況及び策定予定期について図1-1に示した。策定済みとしたのは32都道府県であり、策定予定期有りとした都道府県を合わせると、36都道府県(全体の77%)であった。

また、地域計画を策定した都道府県数の推移について図1-2に示した。平成26年度は、昨年度から横ばいであった。

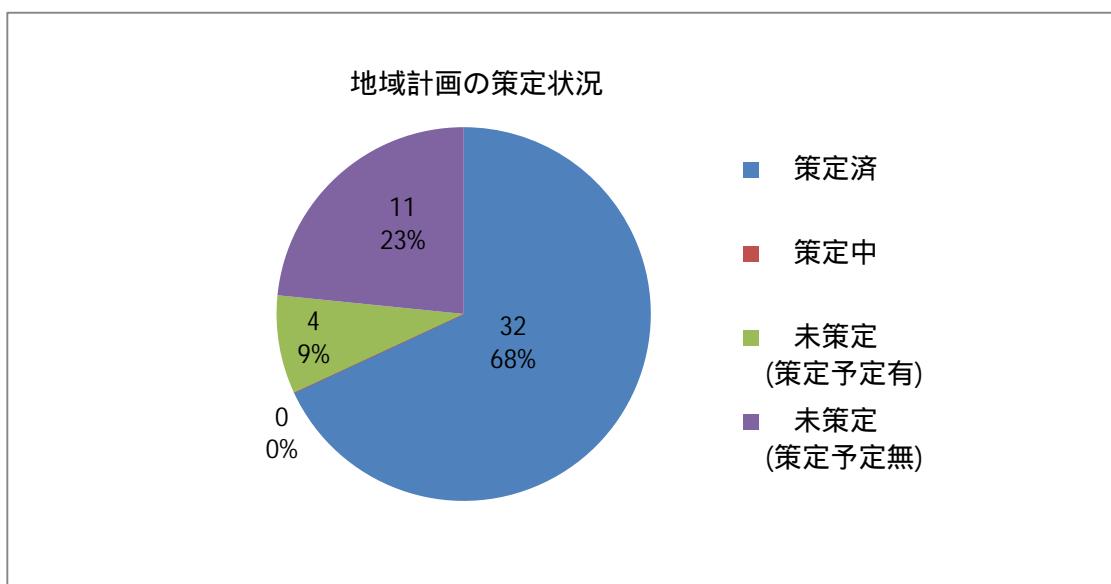


図1-1 地域計画の策定状況

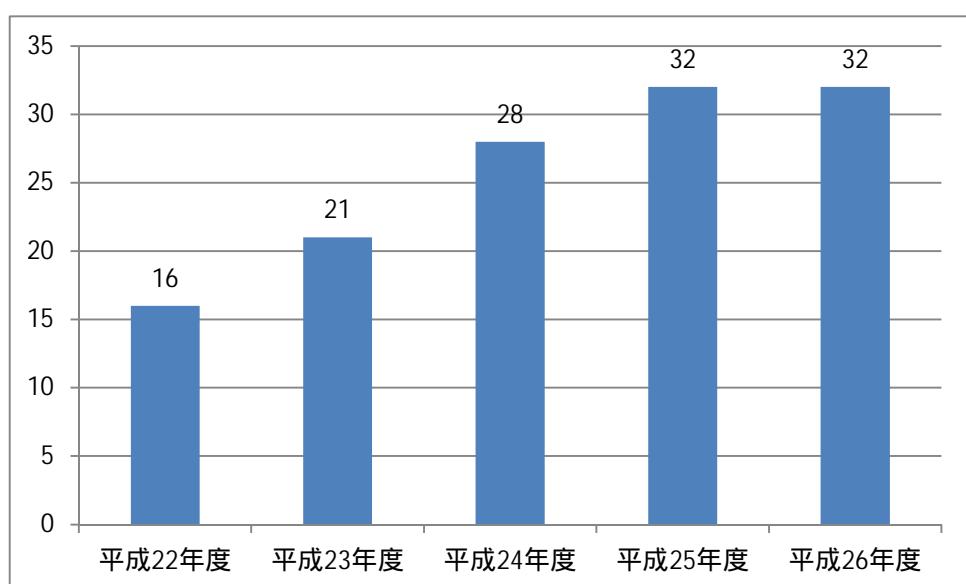


図1-2 地域計画を策定した都道府県数の推移

2 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況(法第22条)(平成25年4月1日から平成26年11月末日まで)

海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況について、その実施率を図2-1に示した。全都道府県の40%（19道県）が調査を実施していた。

「海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査を実施した」と回答した19都道府県の主な調査内容を図2-2に示した。「海岸漂着物の量、種類等の調査」が最も多くなっていた。

「海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査を実施している」と回答した19都道府県の主な調査結果の活用方法を図2-3に示した。「海岸漂着物対策の基礎資料」が最も多くなっていた。

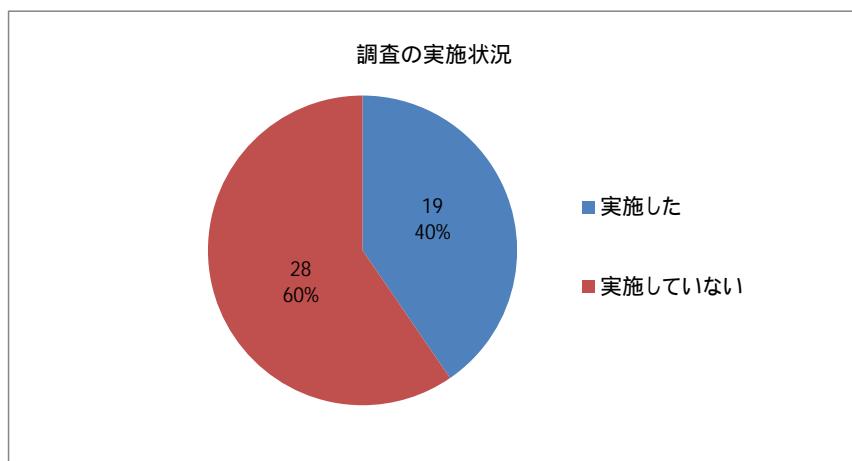


図2-1 海岸漂着物発生の状況及び原因に関する調査の実施状況

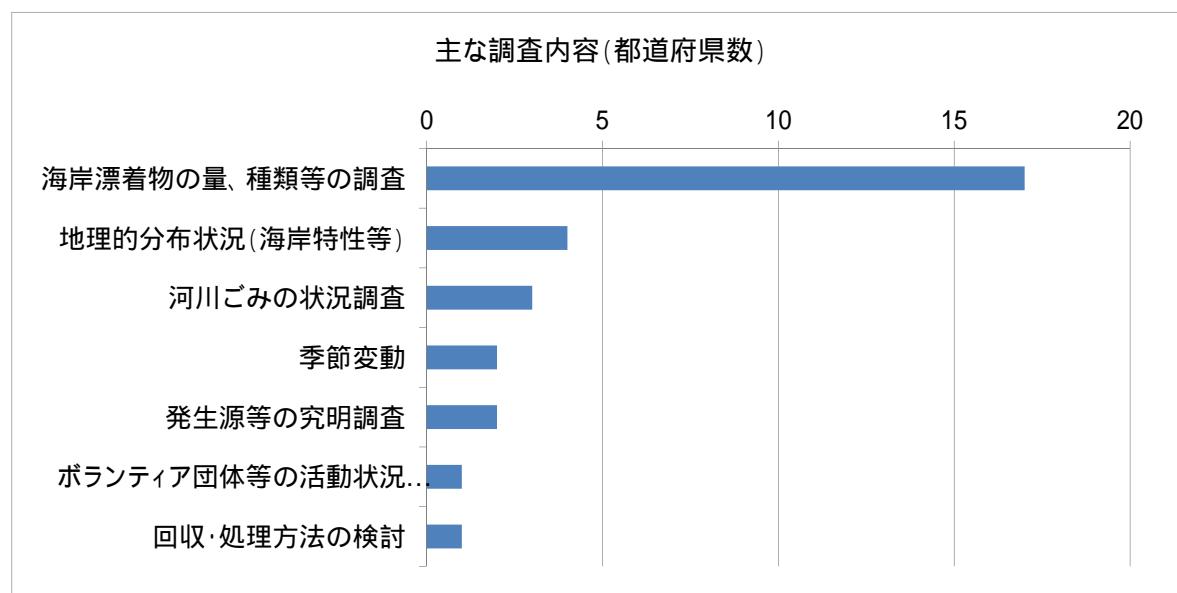


図 2-2 主な調査内容 (19 都道府県回答、複数回答有り )

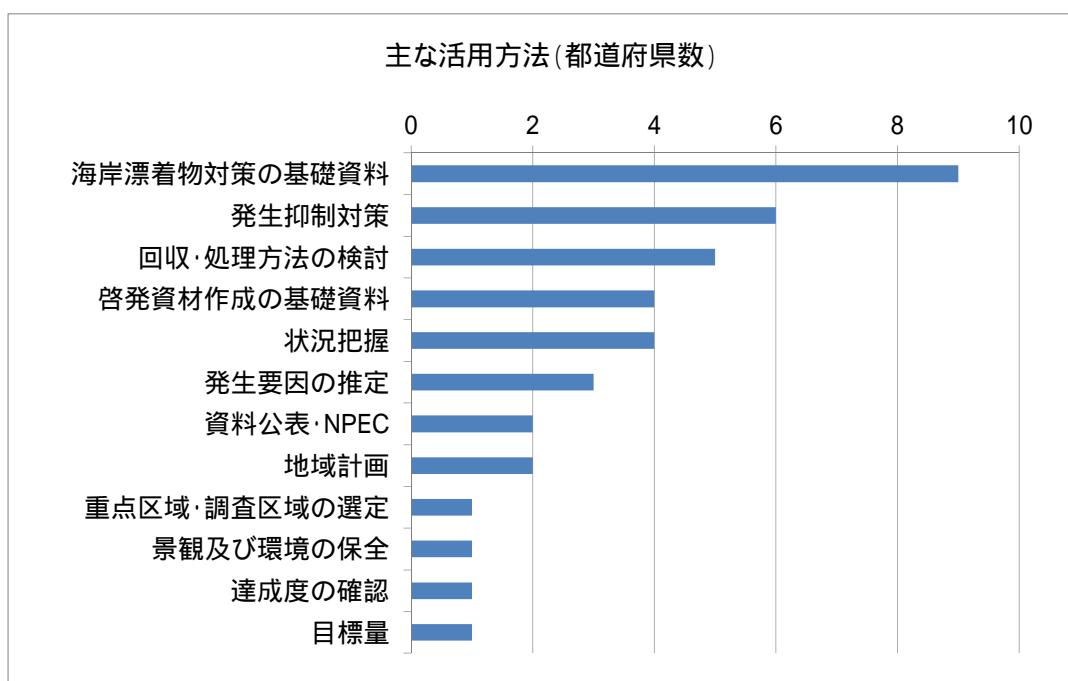


図 2-3 主な活用方法 (19 都道府県回答、複数回答有り )

### 3 ごみ等を捨てる行為の防止措置（法第23条）（平成26年11月末日現在）

都道府県等が取り組むごみ等を捨てる行為の防止措置の主な実例について、図3-1に示した。また、各実例の実施件数について、図3-2に示した。

都道府県数、件数ともに、「パトロール・監視活動」が最も多くなっていた。

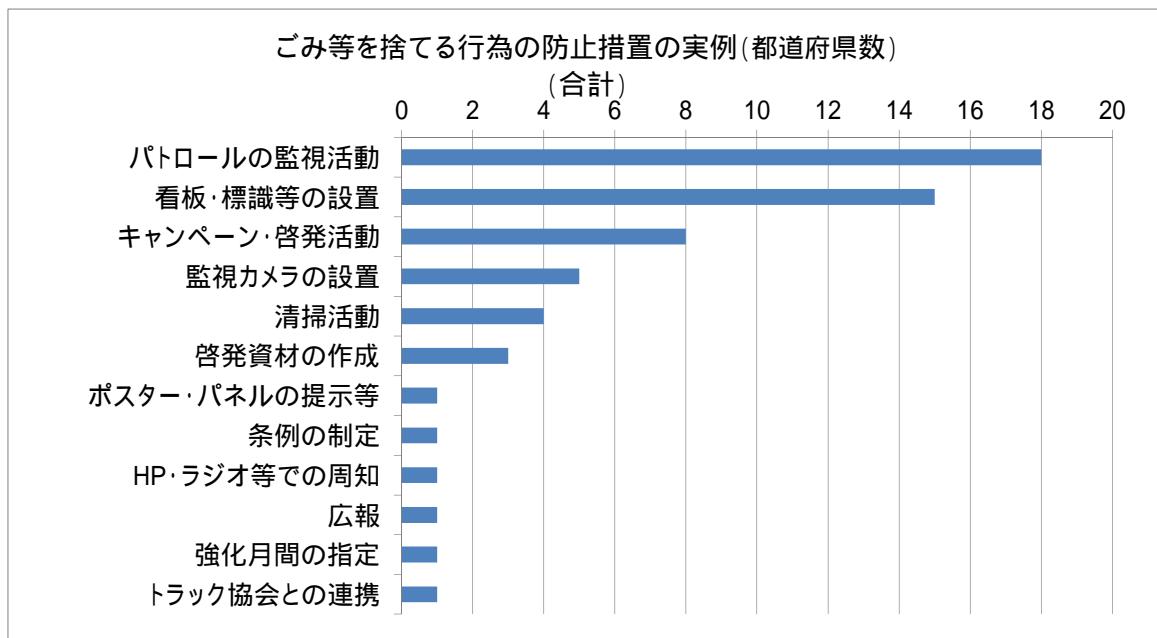


図3-1 防止措置の主な実例（合計）

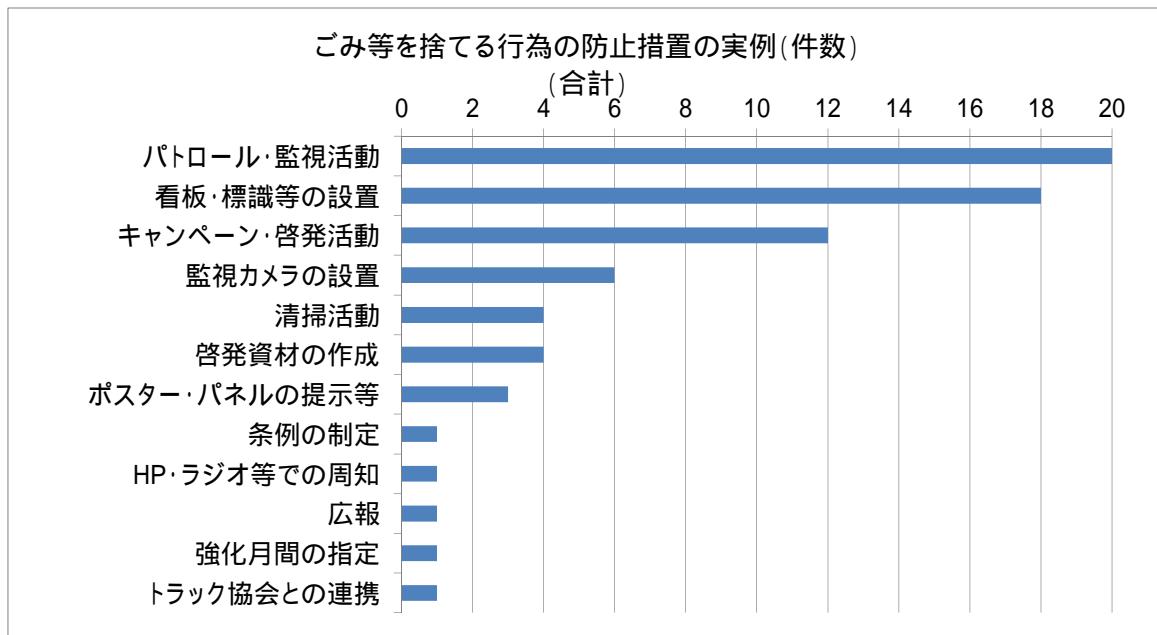


図3-2 防止措置の主な実例（件数）

4 民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の実例（法第25条第1項及び第2項）（平成25年4月1日から平成26年11月末日まで）

都道府県等が取り組む民間団体との連携、活動に対する支援の例 及び その際の安全性確保のための配慮の実例について以下に示した。

#### 連携・活動に対する支援の実例

民間団体との連携・活動に付する支援の実例について、図4-1に示した。

「ボランティア活動との連携、支援」が最も多くなっていた。

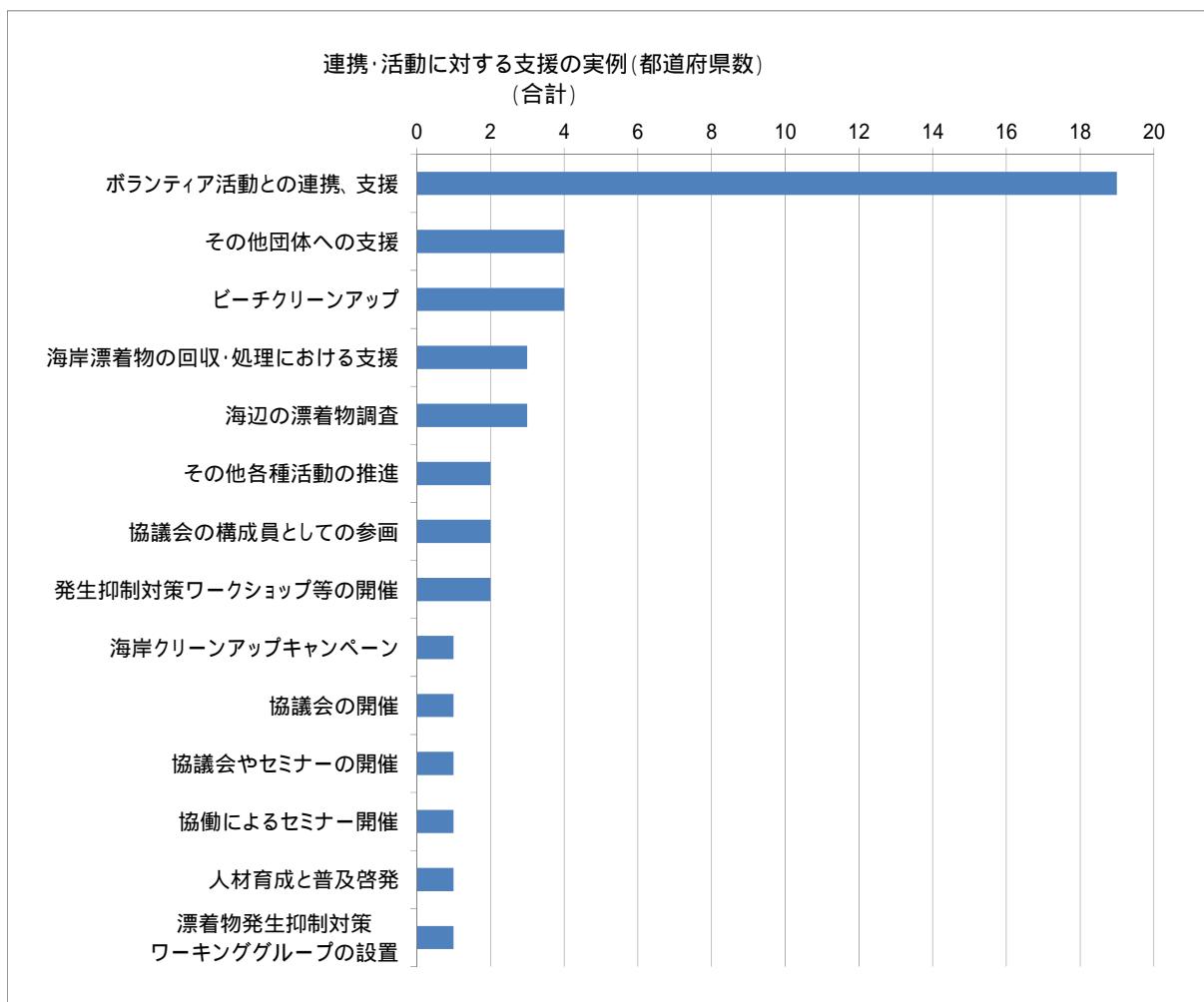


図4-1 連携・活動に対する支援の実例（合計）

## 安全配慮の実例

安全配慮の実例について、図4-2に示した。

「海岸漂着物等の取扱い等に関する指導」が最も多くなっていた。

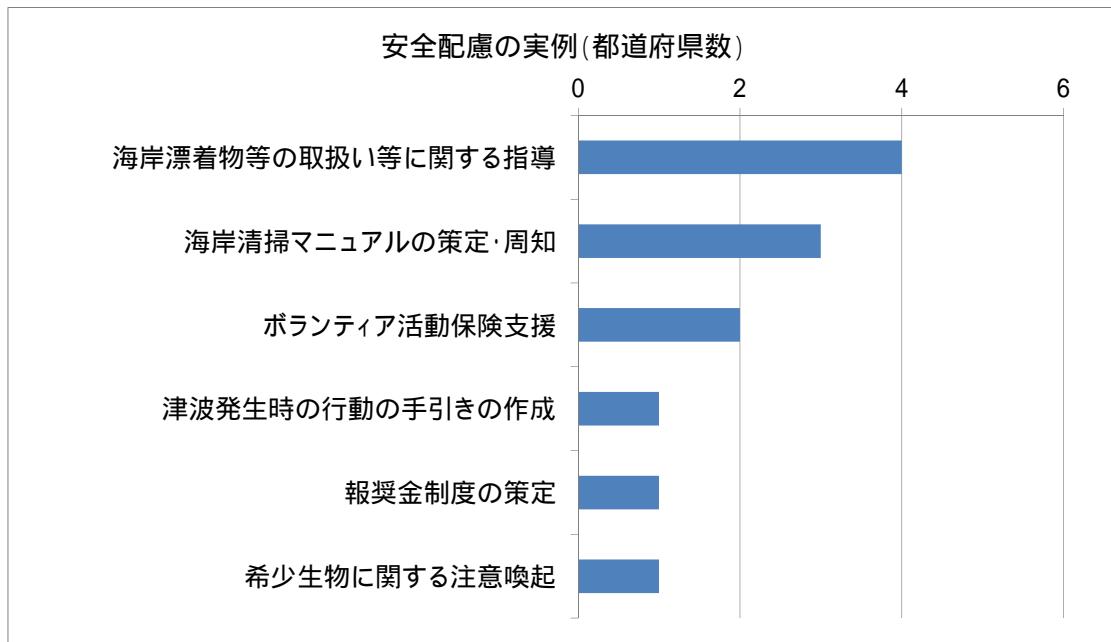


図4-2 安全配慮の実例

連携している、又は連携が想定される民間団体等

連携している、又は連携が想定される民間団体等について、図4-3に示した。

清掃活動等を行っているNPO・NGO等との連携が最も多くなっていた。

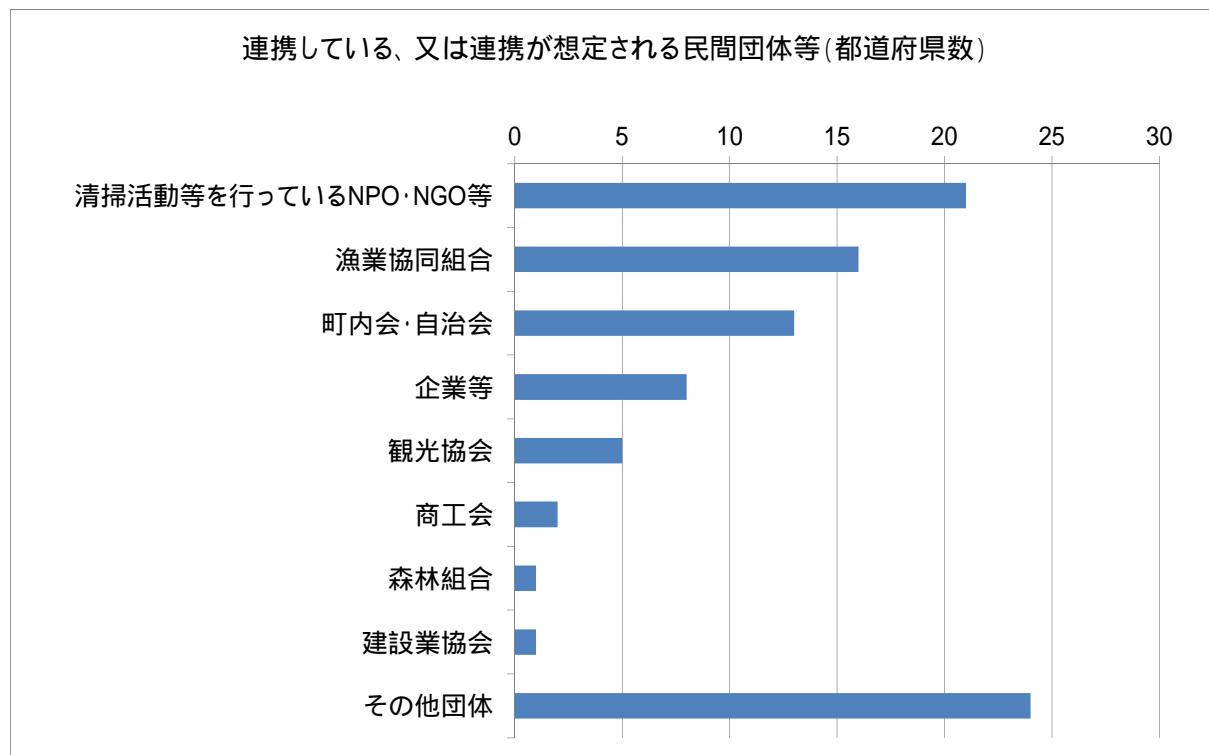


図 4-3 連携している、又は連携が想定される民間団体等

## 5 海岸漂着物等の処理等に関する環境教育の推進、普及啓発（法第 26 条、第 27 条）

（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 11 月末日まで）

都道府県等が取り組む環境教育の推進、普及啓発の主な実例について、図5-1に示した。「環境イベント・フォーラム・キャンペーン等啓発活動」及び「新聞・TV・HP等による啓発活動」が多くなっていた。

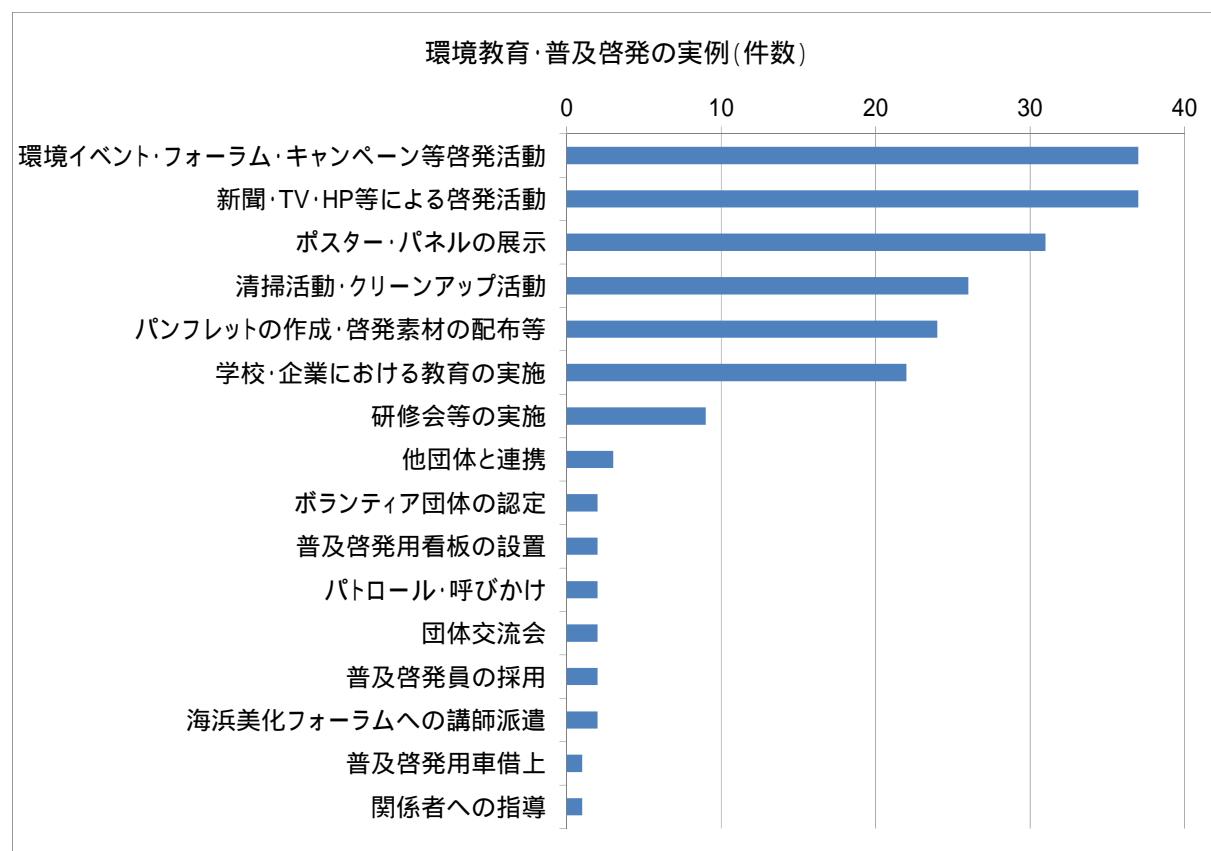


図 5-1 環境教育・普及啓発の実例（件数）

6 ごみ等を捨てる行為の防止措置(法第23条、26条、27条)(平成25年4月1日から平成26年11月末日まで)

都道府県等が取り組んだごみ等を捨てる行為の防止措置の実例について以下に示した。

#### 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例

都道府県等が取り組んだ環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例について、図6-1に示した。

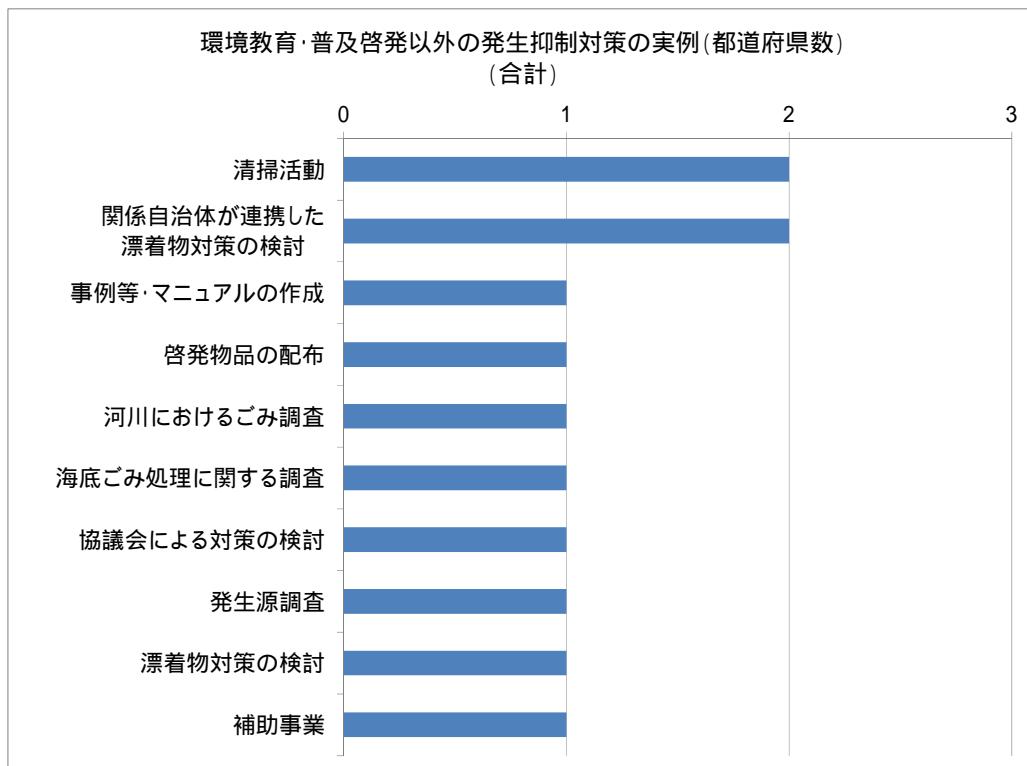


図6-1 環境教育・普及啓発以外の発生抑制対策の実例(合計)

## 発生抑制対策として波及効果が期待される実例

都道府県等が取り組んだ発生抑制対策として波及効果が期待される実例について、図6-2に示した。

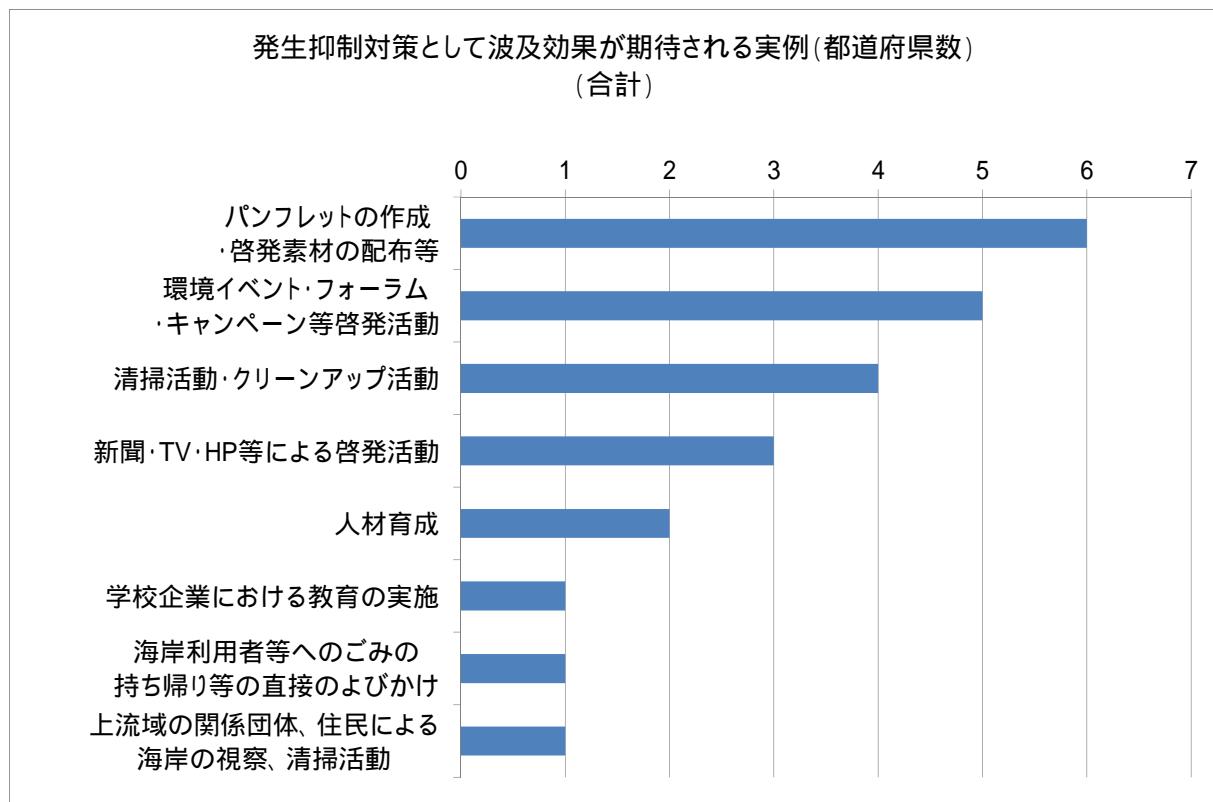


図 6-2 発生抑制対策として波及効果が期待される実例（合計）

## 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題

都道府県等が取り組んだ発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題について、図6-3に示した。

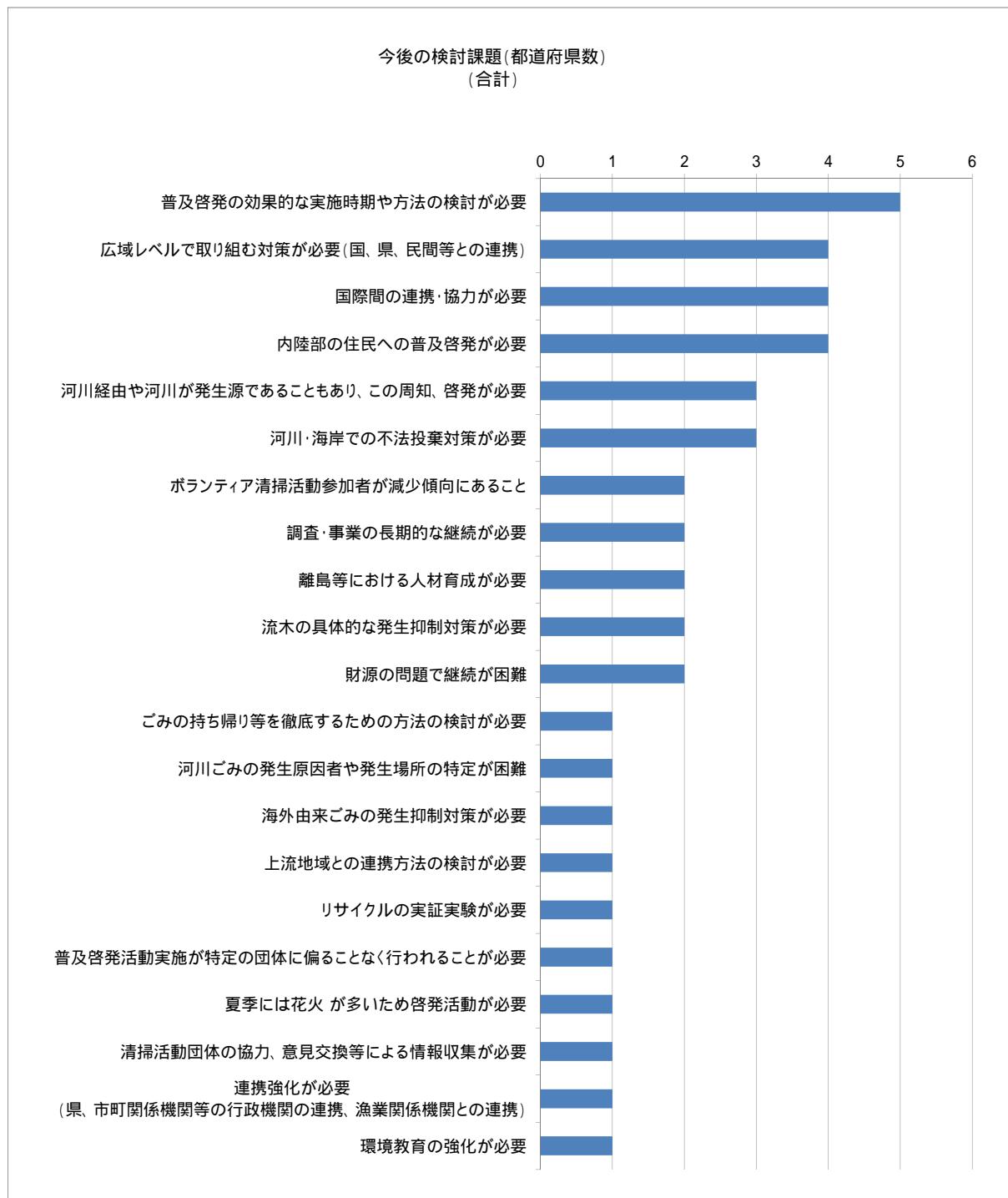


図 6-3 発生抑制対策を実施した結果得られた今後の検討課題（合計）

## 発生抑制対策に係る今後の予定

都道府県等が取り組む発生抑制対策のこれから予定について、図6-4に示した。  
「パンフレットの作成・啓発素材の配布等」が最も多くなっていた。

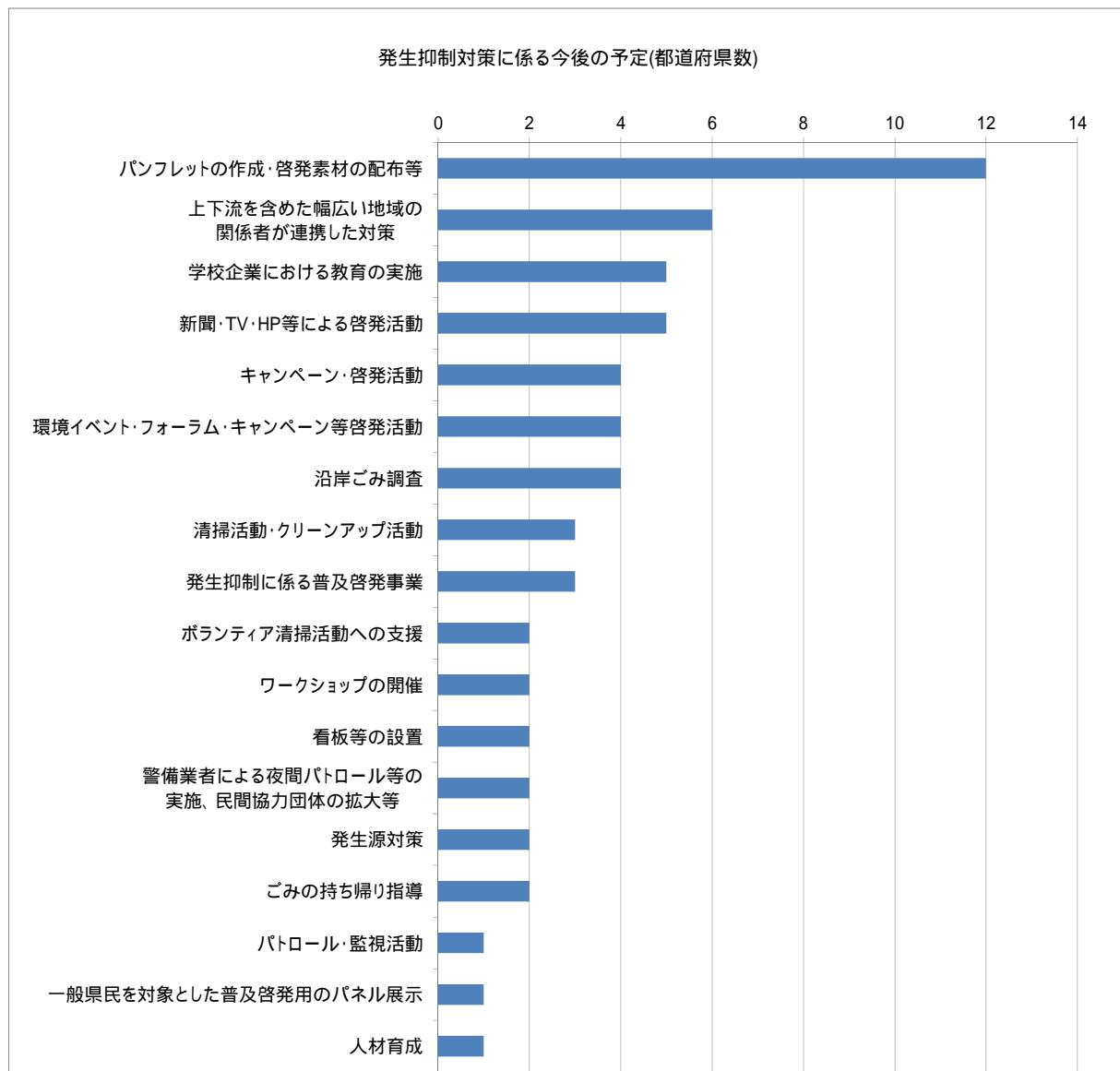


図6-4 発生抑制対策に係る今後の予定

7 海岸漂着物の効率的な処理・再生利用・発生の原因の究明（法第28条）（平成25年4月1日から平成26年11月末日まで）

海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生の原因の究明等の具体的な内容について表7-1に示した。

表7-1 海岸漂着物等の効率的な処理の具体的な内容

	内容
海岸漂着物等の効率的な処理	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村処理施設の調整</li><li>・海岸漂着物等の動態調査を実施。（詳細調査中）</li><li>・漂着物回収・処理・発生抑制事例集作成</li><li>・海岸清掃マニュアル作成</li></ul>
海岸漂着物等の再生利用	<ul style="list-style-type: none"><li>・流木等を食品加工時の助燃材（炭）とするための手法及び実証試験を行い、手法の確立がなされた。</li><li>・海岸漂着物回収・処理・発生抑制事例集作成</li><li>・海岸清掃マニュアル作成</li><li>・県内における海岸漂着物の再資源化の可能性に関する調査検討を実施中である。</li></ul>
海岸漂着物等の発生の原因の究明等	<ul style="list-style-type: none"><li>・農業用水路へのごみの流入量及び種類を調査し、原因についての予測を行った。</li><li>・漂着物の多い海岸を対象とした詳細調査を実施し、県内陸部から河川を通じて流出したごみが多く漂着していること、気象の影響により漂着物の量に差が生じることなどを把握</li><li>・県内河川におけるごみの分布状況、流出実態の調査を実施（調査結果を活用したリーフレット、マップをホームページに掲載）</li><li>・海辺の漂着物調査による発生国調査</li><li>・川からの動態調査を実施。（詳細調査中）</li><li>・アンケート調査等による実態把握</li><li>・海岸漂着ごみの現地調査等による実態把握</li><li>・海辺の漂着物調査</li><li>・韓国における海岸漂着物等実態調査</li><li>・県内海岸漂着物の実態調査</li><li>・県内2級河川におけるごみ調査</li></ul>

## 8 海岸漂着物対策事業に係る事業費等（法第29条）

平成25年度、平成26年度（平成26年11月末現在）における海岸漂着物対策（国庫補助事業以外の都道府県単独事業、市町村単独事業を含む）に係る主要事項について、表8-1、表8-2に示した。

平成25年度では都道府県事業、市町村事業ともに、国庫補助事業が大きな割合（事業費ベース）を占めた。（国庫事業の割合：都道府県事業87%、市町村事業85%）

「基金事業」とは環境省の海岸漂着物地域対策推進事業によって都道府県に交付された補助金による事業を指す。

表8-1 海岸漂着物対策事業に係る平成25年度事業費（全国合計 単位：千円）

					平成25年度				備考		
					清掃回数 又は事業 件数	事業費 (千円)	回収量(t)	回収量 (m3)			
都道府県事業	国庫 補助事業	直営	基金事業	計画策定等	6	2,565	-	-			
				回収・処理	986	1,736,340	23,129	66,284			
				発生抑制	103	357,665	-	-			
			災害事業	回収・処理	18	387,459	966	21,775			
				その他	-	-	-	-			
		その他	民間団体補助	回収・処理	-	-	-	-			
				その他	1	5,351	-	-			
	都道府県 単独事業	直営	回収・処理		-	-	-	-			
				その他	5	7,349	-	-			
		民間団体補助	回収・処理		-	-	-	-			
				その他	1	260	-	-			
小計(都道府県事業)					1,743	2,876,836	26,547	96,308			
市町村事業 (一部事務組合等を含む)	国庫 補助事業	直営	基金事業	回収・処理	3,317	1,190,352	7,025	32,432			
				発生抑制	91	8,550	-	-			
			災害事業	回収・処理	11	4,188	130	343			
				その他	-	-	-	-			
			その他	回収・処理	12	3,503	9	-			
				その他	-	-	-	-			
		民間団体補助	回収・処理		-	-	-	-			
				その他	22	3,133	97	4			
	都道府県 補助事業 (国庫補助 以外)	直営	回収・処理		-	-	-	-			
				その他	17	25,560	365	141			
		民間団体補助	回収・処理		-	-	-	-			
				その他	1	190	-	-			
			その他	-	-	-	-	-			
市町村 単独事業	直営	回収・処理		-	-	-	-	-			
			その他	13	1,052	45	-	-			
			その他	-	-	-	-	-			
	直営	回収・処理		-	-	-	-	-			
			その他	1,357	143,808	1,763	1,344				
	民間団体補助	回収・処理		-	-	-	-	-			
			その他	13	2,135	-	-	-			
			その他	2,805	37,429	606	5,038				
			その他	12	3,415	-	-	-			
小計(市町村事業)					7,671	1,423,315	10,040	39,302			
合計					9,414	4,300,151	36,587	135,610			

表8-2 海岸漂着物対策事業に係る平成26年度事業費（平成26年11月末日現在）  
 (全国合計 単位：千円)

				H26年度				備 考		
				清掃回数 又は事業 件数	事業費 (千円)	回収量(t)	回収量 (m3)			
都道府県事業	国庫 補助事業	直営	基金事業	計画策定等	8	8,415	-	-		
			基金事業	回収・処理	282	1,077,114	7,004	12,229		
			基金事業	発生抑制	86	426,148	-	-		
			災害事業	回収・処理	4	151,536	395	11,440		
			災害事業	その他	-	-	-	-		
		その他	回収・処理	1	1,000	80	-	-		
			その他	-	-	-	-	-		
		民間団体補助	回収・処理	1	99	-	-	-		
			その他	-	-	-	-	-		
	都道府県 単独事業	直営	回収・処理	259	179,858	1,341	2,433	-		
			その他	3	4,862	-	-	-		
		民間団体補助	回収・処理	203	13,717	491	111	-		
			その他	1	260	-	-	-		
小計(都道府県事業)				848	1,863,009	9,310	26,213			
市町村事業 (一部事務組合等を含む)	国庫 補助事業	直営	基金事業	回収・処理	2,730	1,582,564	6,163	32,969		
			基金事業	発生抑制	49	28,846	-	-		
			災害事業	回収・処理	-	-	-	-		
			災害事業	その他	-	-	-	-		
			その他	回収・処理	6	684	23	-		
			その他	-	-	-	-	-		
		民間団体補助	回収・処理	6	353	7	4	-		
			その他	-	-	-	-	-		
	都道府県 補助事業 (国庫補助 以外)	直営	回収・処理	35	27,969	174	654	-		
			その他	8	7,590	-	-	-		
		民間団体補助	回収・処理	15	1,047	18	-	-		
		その他	-	-	-	-	-			
	市町村 単独事業	直営	回収・処理	907	80,412	786	861	-		
			その他	8	1,498	-	-	-		
		民間団体補助	回収・処理	2,032	29,956	450	3,639	-		
			その他	12	1,375	-	-	-		
小計(市町村事業)				5,808	1,762,294	7,621	38,127			
合計				6,656	3,625,303	16,931	64,341			

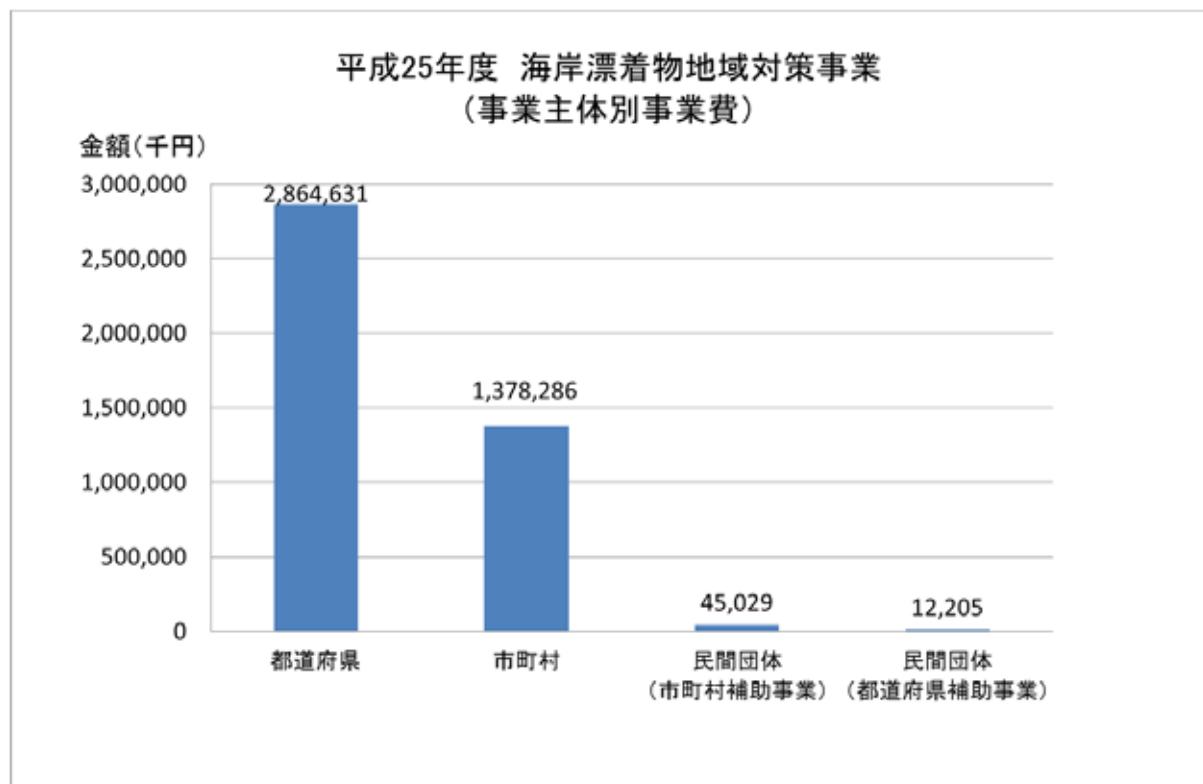


図 8-1 平成 25 年度 海岸漂着物地域対策推進事業 (事業主体別事業費)

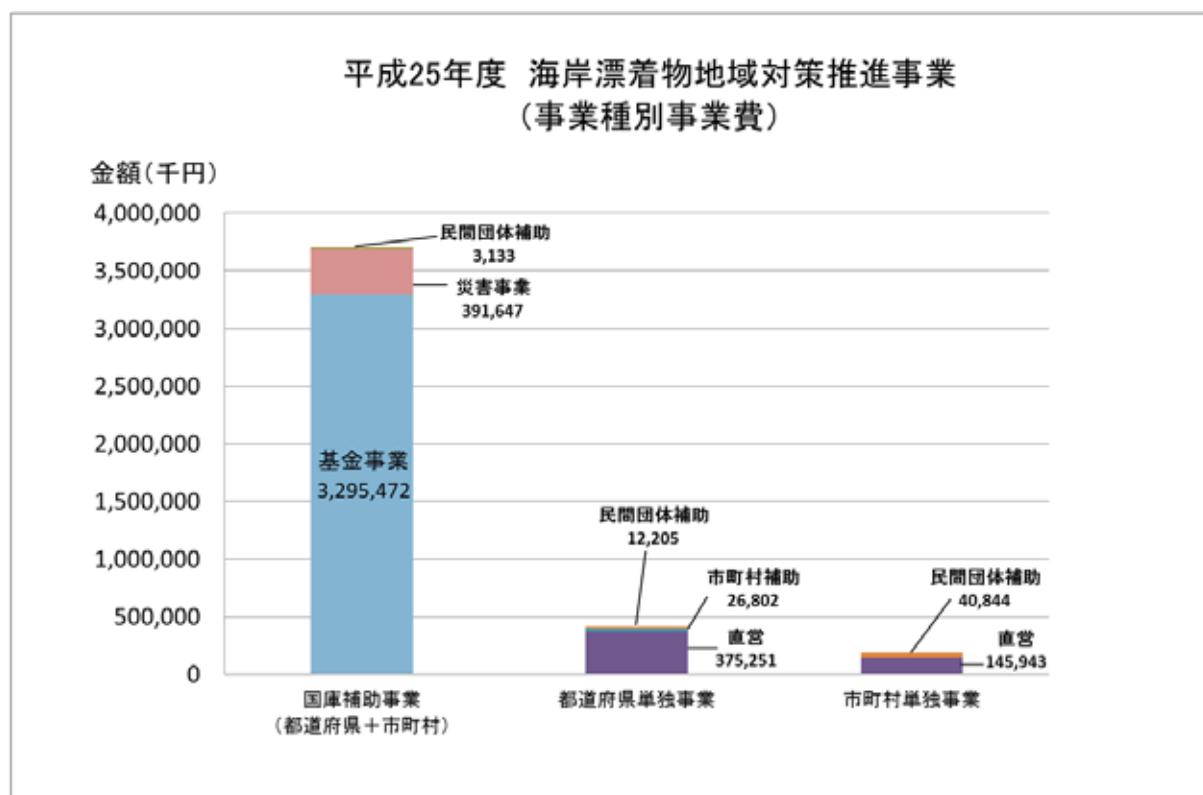


図 8-2 平成 25 年度 海岸漂着物地域対策推進事業 (事業費別事業費)

9 各都道府県における海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題

各都道府県から自由回答で得られた海岸漂着物処理推進法に基づく各種取組推進に当たっての課題等についてとりまとめた。(平成 26 年 11 月末日現在)

課題、提案及び要望（財政以外）

海岸漂着物処理推進法の施行の有無にかかわらず、各都道府県において、海岸漂着物対策の推進にあたり意見が得られた課題、提案及び要望等についてまとめたものを表 9-1 に示した。

表 9-1 課題、提案および要望（財政以外）

発生抑制、啓発及び情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的な発生抑制の方法について、他都道府県でよい事例があれば情報を共有してほしい。</li> <li>河川流域の上下流に渡る幅広い地域の関係者が連携した発生抑制対策の先進事例の収集・紹介。</li> <li>アシ、草などの自然物の漂着への対応策の検討、事例の収集、紹介。</li> <li>漂着物の効率的な回収・処理方法の取組み事例の収集・紹介。</li> <li>国としても、国民向けに漂着物の発生抑制に係る全国的な普及啓発を実施していただきたい。</li> <li>海岸漂着ゴミの原因となる不法投棄を予防するための監視カメラの設置など、継続的に発生抑制対策となる事業の創設。</li> </ul>
仕組み・連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に発生抑制事業について、自治体間で実施内容にバラツキがあり、全国的に長期的な効果を狙うためには国が主体となって実施する内容があつてもよいのではないか。</li> <li>課題として、県、市町関係機関（環境、港湾、漁業）との連携。</li> <li>海岸漂着物は排出者が特定されにくく、また海外由来のものもあるなど、各自治体が個々に回収、処理しても根本的な対策になかなかつながらない現状がある。当該内容に円滑に対応するため、今後も引き続き国が先導して海岸漂着物対策に取り組んでほしい。</li> <li>本県における漂着物は、上流河川からの流出物が多くを占めることから、河川と一体となった漂着物対策を要する。</li> </ul>
漂着物以外のごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>漂流ごみ、海底ごみの回収処理について、国・都道府県・市町村・民間団体等の役割分担を明確にするとともに、低コストで実施できるような方法についての、情報の提供をお願いしたい。</li> <li>海岸漂着物等の発生原因として、内陸の河川流域に不法投棄されたゴミが考えられるため、河川敷等内陸部のゴミを回収・処理できる事業の創設。</li> <li>海岸漂着物だけでなく、漂流物についても処理責任の明確化について検討いただきたい。現状、海上保安庁により拾得された漂流物は、水難救助法に基づき最初に到着した市町村へ引き渡されており、港湾をもつ市町村に過度の負担が生じている。</li> </ul>
国際問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本海沿岸諸国に対し、廃棄物の適正処理、原因の究明とその防止策、監視体制の強化などを国において働きかけること。</li> <li>国や外国籍の船舶などが漂着物の原因者である場合、処理費用の求償等に関して、国際的に調整する国レベルでの漂着物対策調整機関を設立すること。</li> <li>本県は海外由來のごみが大半を占め、発生源対策が困難な状況にある。国において、近隣諸国（中国、韓国、台湾等）に対して発生源対策を要請していただくとともに、その外交上の対応方針、状況について、丁寧に説明していただきたい。</li> </ul>
海岸漂着物の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>塩分を含んだ流木等の処理が遅々として進まない状況にある。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定漁具等有害物質を含む海岸漂着物の漂着状況の調査が毎年行われているところであるが、それにとどまらず、特定漁具等が生態系も含めた海岸環境へ及ぼす影響の度合い、対応方針・指針を示していただきたい。</li> </ul>

## 財政支援に関する要望

海岸漂着物対策に関する国による財政支援に関する要望についてまとめたものを、表9-2に示した。

表 9-2 財政支援に関する要望

恒久的な措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・海岸漂着物対策は比較的新しい概念であること、必ずしも住民の生命の安全について緊急性を伴う事業とは考えづらいこと、また、自治体の財政が厳しいことなどから、都道府県単独の事業費の予算措置に困難を伴っており、補助率の引き下げにより、自治体直営の海岸漂着物対策の執行に支障を来すことが想定される。今後、自治体が実施する海岸漂着物対策が将来にわたって計画できるよう、国においては、恒常的な補助事業制度の枠組みを構築していただき、今後の予算措置の方向性を明らかにしていただきたい。</li><li>・恒久的、かつ、海岸延長等に応じた十分な額の措置をお願いしたい。</li><li>・法第二十九条の規定により、政府による海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を、引き続き要望する。</li><li>・海岸漂着物の回収・処理費について、平成27年度より補助率が10/10から8~9.5/10となるが、負担分を捻出することが難しく、結果として回収・処理が平成25,26年度より実施できないことが予想される。法第29条「必要な財政上の措置を講じなければならない」に基づいて県や市町村負担が生じることがないよう、財政措置を求める。</li><li>・漂着の未然防止や漂着物の処理等に要する経費について、法に基づき、十分かつ恒久的な財源措置を講ずること。</li><li>・海岸漂着物の回収処理、発生抑制対策に必要となる経費について、恒常的な財政支援制度を創設してください。特に、地方自治体の負担とならないよう十分配慮していただきたい。</li><li>・海岸漂着物対策推進事業については、国の恒久的な財政措置が必要不可欠である。</li><li>・継続的な財政支援（10/10国庫）</li><li>・10/10補助の復活をお願いしたい。</li><li>・今後も確実に財政措置を講じること。</li><li>・海岸漂着物は海外由来のものも多く、国内由来のものも広域的な漂着することから、都道府県や市町村単位での取組では財政的な負担が大きい。このため、国において、地域の実情に即した対策が可能となる恒久的な財政措置をお願いする。</li><li>・持続して責務を果たすための国の財政支援の確立。</li><li>・海岸漂着物等地域対策推進事業は、従前国庫負担10/10だったものが、平成27年度から各自治体等の負担が発生することとなっている。本来、国は海岸漂着物処理推進法第29条の規定に基づき、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置を講じる義務があることから、こ</li></ul>
--------	--

	<p>れ以上の方負担の拡大が行われることがないよう要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助事業の補助率の 10/10 の復活。</li> <li>・海岸漂着物地域対策推進事業の国庫補助率（平成 27 年度、原則 8/10）を従前の 10/10 に引き上げていただきたい。</li> <li>・補助率が下げられる傾向にあり、自治体負担に限界がある。</li> </ul>
対象地域の限定解除・制度の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物の主な発生経路である河川のごみについて、回収・処理ができる補助内容にしていただきたい。</li> <li>・海岸漂着物の発生抑制として実施する河川ごみの回収処理に要する経費についても財政上の措置を講じていただきたい。</li> </ul>
連携・制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸漂着物等の対策について、これまで種々の補助金によりご支援いただいているが、海岸漂着物は大半が原因者不明ごみであり、毎年度大量に処理していることから、今後も補助事業を継続していただきたい。</li> <li>・漂流・漂着物の処理に係る補助事業の採択基準を緩和するなど、実効ある制度とすること。</li> <li>・実績を考慮し十分な額を措置すること。</li> <li>・柔軟な執行が可能な制度設計とすること。</li> </ul>

## 6. 地理空間情報システム（GIS）を用いた漂着ごみの回収・処理実績等のデータ化

海岸漂着物地域対策推進事業執行状況調査によって得られた、平成 25 年度の漂着ごみの回収・処理実績等のデータを基に、GIS データ（エクセル形式）を作成し、以下の属性情報を格納した。作成した一覧表については、電子データに収めた。

作成した位置情報から清掃場所をプロットすると、図 6-1 に示とおりであった。

### （属性情報）

- ・清掃地の位置情報（緯度経度）
- ・所在地
- ・海岸名、港名等
- ・清掃時期
- ・回収量（容積・重量）
- ・清掃した海岸長（km）
- ・分布密度（重量/km）
- ・組成比率（自然系 %、人工系 % 等）
- ・海岸区分・海岸管理者
- ・事業主体（都道府県、市町村名等）
- ・備考（数字にできない情報、定性的な情報、特徴的な情報等）



注：岩手県、宮城県、福島県は東日本大震災の影響により実施されていない。

図 6-1 平成 25 年度における海岸漂着物の清掃場所